

令和 4 年 第 1 回

大崎町議会 3 月定例会会議録

開会 令和 4 年 3 月 8 日

閉会 令和 4 年 3 月 25 日

大 崎 町 議 会

令和4年第1回大崎町議会定例会

会 期

令和4年 3月 8日 (火) から

18日間

令和4年 3月25日 (金) まで

月 日	曜 日	時刻	本会議	委員会	摘 要
3月 8日	火	10	第1日		会 期 の 決 定 議案・陳情等上程
9日	水	9		委員会	付託案件の審査
10日	木	9		委員会	特別委員会（一般当初）
11日	金	9		委員会	特別委員会（一般当初）
12日	土				休 会
13日	日				休 会
14日	月	9		委員会	委員会（特会当初）
15日	火				予 備
16日	水	10	第2日		一 般 質 問 付託案件の審査報告 議案・陳情等上程
17日	木				予 備
18日	金				予 備
19日	土				休 会
20日	日				休 会
21日	月				休 会（春分の日）
22日	火				予 備
23日	水				予 備
24日	木				予 備
25日	金	10	第3日		付託案件の審査報告 議案・陳情等上程

令和4年第1回大崎町議会定例会会議録目次

第1号（3月8日）（火）

1. 開 会	5
2. 開 議	5
3. 日程第1 会議録署名議員の指名	5
4. 日程第2 会期の決定	5
6. 日程第3 行政報告	5
東町長報告	5
7. 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて （令和3年度大崎町一般会計補正予算（第7号））	6
東町長提案理由説明	6
上橋総務課長	6
中山美幸君	7
8. 日程第5 議案第1号 令和3年度大崎町一般会計補正予算（第8号）	8
東町長提案理由説明	8
上橋総務課長	8
中山美幸君	10
中野企画調整課長	10
9. 日程第6 議案第2号 令和3年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正 予算（第2号）	11
東町長提案理由説明	11
谷迫保健福祉課長	11
10. 日程第7 議案第3号 令和3年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予 算（第1号）	13
東町長提案理由説明	13
谷迫保健福祉課長	14
11. 日程第8 議案第4号 令和3年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算 （第2号）	14
東町長提案理由説明	15
谷迫保健福祉課長	15
12. 日程第9 議案第5号 大崎町消防団員等の定員, 任免, 給与, 服務等に関 する条例の一部を改正する条例の制定について	16
東町長提案理由説明	16

上橋総務課長	16
中山美幸君	17
上橋総務課長	17
中山美幸君	18
上橋総務課長	18
中山美幸君	18
上橋総務課長	19
13. 日程第10 議案第6号 大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町 議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	19
東町長提案理由説明	19
上橋総務課長	19
14. 日程第11 議案第7号 大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	21
東町長提案理由説明	21
上橋総務課長	21
15. 日程第12 議案第8号 令和4年度大崎町一般会計予算	23
16. 日程第13 議案第9号 令和4年度大崎町国民健康保険事業特別会計予 算	23
17. 日程第14 議案第10号 令和4年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算	23
18. 日程第15 議案第11号 令和4年度大崎町介護保険事業特別会計予算	23
19. 日程第16 議案第12号 令和4年度大崎町水道事業会計予算	23
20. 日程第17 議案第13号 令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計予算	23
東町長提案理由説明	23
21. 休 憩	36
本松税務課長	36
岡留住民環境課長	36
谷迫保健福祉課長	37
高田水道課長	39
相星農委事務局長	39
中村農林振興課長	39
竹本耕地課長	41
美戸建設課長補佐	41
上野教委管理課長	42

宮本社会教育課長	43
中野企画調整課長	44
上橋総務課長	45
谷迫保健福祉課長	47
谷迫保健福祉課長	49
谷迫保健福祉課長	50
高田水道課長	51
高田水道課長	53
22. 休 憩	56
23. 日程第18 議案第14号 大崎町個人情報保護条例の一部を改正する 条例の制定について	56
東町長提案理由説明	56
上橋総務課長	56
24. 日程第19 議案第15号 大崎町職員の育児休業等に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	57
東町長提案理由説明	57
上橋総務課長	57
25. 日程第20 議案第16号 大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する 条例の制定について	59
東町長提案理由説明	59
本松税務課長	59
26. 日程第21 議案第17号 大崎町介護保険基金条例の制定について	61
東町長提案理由説明	61
谷迫保健福祉課長	61
27. 散 会	62
第2号（3月16日）（水）	
1. 開 議	69
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	69
3. 日程第2 一般質問	69
稲留光晴君	69
東町長	69
稲留光晴君	70
東町長	70

稲留光晴君	70
東町長	70
稲留光晴君	71
藤井教育長	71
稲留光晴君	72
東町長	73
稲留光晴君	73
東町長	73
稲留光晴君	74
東町長	74
中野企画調整課長	74
稲留光晴君	74
東町長	74
稲留光晴君	74
中野企画調整課長	75
稲留光晴君	75
東町長	75
稲留光晴君	75
東町長	75
稲留光晴君	75
東町長	76
中野企画調整課長	76
稲留光晴君	76
中野企画調整課長	76
稲留光晴君	76
中野企画調整課長	76
稲留光晴君	76
4. 休 憩	77
中山美幸君	77
東町長	77
中山美幸君	78
藤井教育長	79
中山美幸君	79
藤井教育長	79

中山美幸君	79
東町長	80
中山美幸君	81
東町長	81
中野企画調整課長	82
中山美幸君	82
千歳副町長	82
中山美幸君	82
中野企画調整課長	83
中山美幸君	83
東町長	83
中山美幸君	83
東町長	84
中野企画調整課長	84
中山美幸君	84
東町長	84
中山美幸君	85
東町長	85
中山美幸君	85
東町長	85
中山美幸君	85
東町長	86
中山美幸君	87
東町長	87
中野企画調整課長	88
岡留住民環境課長	88
谷迫保健福祉課長	88
中山美幸君	88
東町長	89
中山美幸君	90
東町長	90
中山美幸君	91
東町長	91
中山美幸君	92

東町長	92
中山美幸君	93
5. 休 憩	93
吉原信雄君	94
東町長	94
吉原信雄君	95
東町長	95
吉原信雄君	95
東町長	95
吉原信雄君	95
東町長	96
吉原信雄君	96
東町長	96
吉原信雄君	96
東町長	97
吉原信雄君	97
東町長	97
吉原信雄君	97
千歳副町長	98
吉原信雄君	98
東町長	98
吉原信雄君	98
東町長	98
吉原信雄君	99
6. 休 憩	100
吉原信雄君	100
東町長	100
吉原信雄君	101
東町長	101
吉原信雄君	101
東町長	101
吉原信雄君	102
東町長	102
吉原信雄君	102

兒玉孝徳君	102
藤井教育長	103
兒玉孝徳君	104
藤井教育長	104
兒玉孝徳君	106
藤井教育長	106
兒玉孝徳君	107
藤井教育長	107
兒玉孝徳君	107
藤井教育長	108
兒玉孝徳君	108
藤井教育長	109
兒玉孝徳君	109
藤井教育長	109
兒玉孝徳君	110
藤井教育長	110
兒玉孝徳君	110
藤井教育長	110
兒玉孝徳君	111
藤井教育長	111
兒玉孝徳君	111
藤井教育長	111
兒玉孝徳君	112
藤井教育長	112
兒玉孝徳君	113
藤井教育長	114
兒玉孝徳君	114
藤井教育長	115
兒玉孝徳君	116
東町長	116
兒玉孝徳君	116
東町長	117
兒玉孝徳君	118
7. 休 憩	118

平田慎一君	118
東町長	119
平田慎一君	119
東町長	119
時見建設課長	119
平田慎一君	120
時見建設課長	120
平田慎一君	121
竹本耕地課長	121
平田慎一君	121
東町長	121
平田慎一君	121
東町長	122
平田慎一君	122
東町長	123
時見建設課長	123
平田慎一君	123
東町長	124
時見建設課長	124
平田慎一君	124
竹本耕地課長	125
平田慎一君	125
時見建設課長	126
平田慎一君	126
藤井教育長	127
平田慎一君	127
東町長	127
平田慎一君	128
東町長	128
平田慎一君	129
東町長	130
平田慎一君	131
東町長	131
平田慎一君	132

東町長	132
平田慎一君	132
東町長	133
平田慎一君	133
東町長	134
谷迫保健福祉課長	134
平田慎一君	135
谷迫保健福祉課長	135
平田慎一君	135
藤井教育長	135
平田慎一君	136
藤井教育長	136
谷迫保健福祉課長	136
平田慎一君	137
谷迫保健福祉課長	137
平田慎一君	138
藤井教育長	138
平田慎一君	138
8. 日程第3 議案第1号 令和3年度大崎町一般会計補正予算(第8号)	138
吉原総務厚生常任委員長報告	138
9. 日程第4 議案第2号 令和3年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正 予算(第2号)	141
吉原総務厚生常任委員長報告	141
10. 日程第5 議案第3号 令和3年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正 予算(第1号)	142
吉原総務厚生常任委員長報告	142
11. 日程第6 議案第4号 令和3年度大崎町介護保険事業特別会計補正予 算(第2号)	143
吉原総務厚生常任委員長報告	143
12. 日程第7 議案第18号 2災836号飯隈橋橋梁災害復旧工事(上部工) 請負契約の締結について	145
東町長提案理由説明	145
上橋総務課長	145
13. 散 会	146

第3号（3月25日）（金）

1. 開 議	153
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	153
3. 日程第2 議案第5号 大崎町消防団員等の定員, 任免, 給与, 服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	153
吉原総務厚生常任委員長報告	153
4. 日程第3 議案第17号 大崎町介護保険基金条例の制定について	154
吉原総務厚生常任委員長報告	154
5. 日程第4 議案第8号 令和4年度大崎町一般会計予算	156
児玉予算審査特別委員長報告	156
平田慎一君	159
平田慎一君	159
児玉予算審査特別委員長報告	159
6. 日程第5 議案第9号 令和4年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算	159
吉原総務厚生常任委員長報告	160
7. 日程第6 議案第10号 令和4年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算	161
吉原総務厚生常任委員長報告	161
8. 日程第7 議案第11号 令和4年度大崎町介護保険事業特別会計予算	162
吉原総務厚生常任委員長報告	162
9. 日程第8 議案第12号 令和4年度大崎町水道事業会計予算	163
稲留文教経済常任委員長報告	164
10. 日程第9 議案第13号 令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計予算	165
稲留文教経済常任委員長報告	165
11. 日程第10 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	167
東町長提案理由説明	167
12. 日程第11 同意第2号 教育委員会委員の任命について	168
東町長提案理由説明	168
13. 日程第12 同意第3号 副町長の選任について	170
東町長提案理由説明	170
14. 日程第13 同意第4号 教育委員会教育長の任命について	172
東町長提案理由説明	172
15. 日程第14 発議第1号 ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議（案）の提出について	174

富重幸博君提案理由説明	175
16. 日程第15 議員派遣の件	176
17. 日程第16 閉会中継続審査・調査申出書	177
18. 閉 会	177

第 1 号

3月8日 (火)

令和4年第1回大崎町議会定例会会議録（第1号）

令和4年3月8日
午前10時00分開会
於 会 議 議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（10番，11番）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
（令和3年度大崎町一般会計補正予算（第7号））
- (総) 日程第 5 議案第 1号 令和3年度大崎町一般会計補正予算（第8号）
- (総) 日程第 6 議案第 2号 令和3年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- (総) 日程第 7 議案第 3号 令和3年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- (総) 日程第 8 議案第 4号 令和3年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- (総) 日程第 9 議案第 5号 大崎町消防団員等の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 6号 大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 7号 大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (特) 日程第 12 議案第 8号 令和4年度大崎町一般会計予算
- (総) 日程第 13 議案第 9号 令和4年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算
- (総) 日程第 14 議案第 10号 令和4年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算
- (総) 日程第 15 議案第 11号 令和4年度大崎町介護保険事業特別会計予算
- (文) 日程第 16 議案第 12号 令和4年度大崎町水道事業会計予算
- (文) 日程第 17 議案第 13号 令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 18 議案第 14号 大崎町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 15号 大崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正

する条例の制定について

日程第20 議案第16号 大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

(総) 日程第21 議案第17号 大崎町介護保険基金条例の制定について

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 平田 慎一	7番 吉原 信雄
2番 富重 幸博	8番 中山 美幸
3番 稲留 光晴	9番 上原 正一
4番 諸木 悦朗	10番 小野 光夫
5番 宮本 昭一	11番 児玉 孝徳
6番 中倉 広文	12番 神崎 文男

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長 東 靖弘	農林振興課長 中村 富士夫
副町長 千歳 史郎	耕地課長 竹本 忠行
教育長 藤井 光興	建設課長補佐 美戸 博明
会計管理者 西高 和義	農委事務局長 相星 永悟
総務課長 上橋 孝幸	水道課長 高田 利郎
企画調整課長 中野 伸一	教委管理課長 上野 明仁
住民環境課長 岡留 和幸	社会教育課長 宮本 修一
保健福祉課長 谷迫 利弘	税務課長 本松 健一郎

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長 本高 秀俊
次長兼調査係長 福永 浩二
議事係長 上床 就路
庶務係主幹 西 ゆかり

開会 午前10時10分

-----○-----

○議長（神崎文男君） これより、令和4年第1回大崎町議会定例会を開会いたします。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（神崎文男君） これより、本日の会を開き、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番、小野光夫君、及び11番、児玉孝徳君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（神崎文男君） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から3月25日までの18日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月25日までの18日間と決定いたしました。

-----○-----

日程第3 行政報告

○議長（神崎文男君） 日程第3「行政報告」を行います。これを許可します。

町長。

○町長（東 靖弘君） 令和4年第1回議会定例会に当たり、諸般の行政報告をいたします。

保健福祉課関係でございます。

新型コロナウイルスに対するワクチン接種について御報告いたします。

まず、ワクチン接種を2回受けられた方の接種率でございます。3月1日現在で、全体では約89%の方が2回目の接種を終えている状況でございます。内訳といたしまして、65歳以上の高齢者は約95%の方が、64歳以下の方については約84%の方が2回目の接種を終えております。追加接種といわれます3回目については、昨年12月に医療従事者から始まり、今年1月からは高齢者施設等の入所者等が、2月1日からは65歳以上の高齢者に対し実施しているところでございます。接種対象者は、2回目接種完了から、原則6か月経過した18歳以上の方でございます。3回目の接種率は、3月1日現在、約27%でございます。また、5歳から

11歳の小児へのワクチン接種につきましては、町内には小児科がないものの、希望する小児すべてが接種できるよう、町内医療機関や近隣小児科医院等と協議を行っているところでございます。なお、小児ワクチンも、3週間の間隔を空けて2回接種し、早ければ3月中旬から接種が始められる予定でございます。引き続き、医療機関をはじめ、関係者の御協力をいただきながら、希望する町民の皆様への接種を進めてまいります。

以上で、報告を終わります。

○議長（神崎文男君） これで、行政報告は終わりました。

-----○-----

日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

（令和3年度大崎町一般会計補正予算（第7号））

○議長（神崎文男君） 日程第4、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（令和3年度大崎町一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。令和3年度大崎町一般会計補正予算（第7号）は、地方自治法第179条第1項の規定により、1月4日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告するものでございますが、歳入歳出予算の総額に3億361万円を追加し、歳入歳出予算の総額を116億2,763万1,000円にするものでございます。

補正の内容は、令和3年12月20日に成立した国の補正予算を受けて実施する住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付に要する経費が主なものでございます。

よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。

一般会計補正予算（第7号）は、国の経済対策による住民税非課税世帯等への臨時特別給付及び保育士、幼稚園教諭等の処遇改善臨時特例事業に要する経費でございます。

それでは、歳出から御説明いたしますので7ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目10新型コロナウイルス感染症対策事業費、節3職員手当等13万8,000円は、職員の時間外勤務手当でございます。節10需用費26万9,000円は、事務用の消耗品費と書類送付用の封筒印刷に係る経費でございます。節11役務費159万6,000円は、通知文書等の発送に係る通信運搬費と、口座振込に係る手数料でございます。節18負担金、補助及び交付金2億9,829万7,000円は、住民税非課税世帯等に対し1世帯当たり10万

円を給付する臨時特別給付金と、総合行政システムの改修負担金でございます。項2児童福祉費、目3新型コロナウイルス感染症対策事業費、節3職員手当等2万3,000円は、職員の時間外勤務手当でございます。節10需用費7万7,000円は、事務用の消耗品費でございます。節18負担金、補助及び交付金321万2,000円は、保育士や幼稚園教諭等の収入を引き上げ、処遇改善を図るための臨時特例事業補助金でございます。

次に、歳入について御説明いたしますので6ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、目2民生費国庫補助金、節1社会福祉費補助金3億29万9,000円は、子育て世帯等臨時特別支援事業に要する事業費補助金と事務費補助金でございます。節2児童福祉費補助金331万1,000円は、保育士等処遇改善臨時特例交付金でございます。

以上で説明を終わりますが、8ページ以降に給与費明細書を添付してございますので御参照いただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○8番（中山美幸君） 先ほど若干説明がございましたけども、確実に保育士それから支援員等に対する3%程度の処遇改善と言うことが明確にされておりますので、それをしっかりと守るように努力をしていただきたいと思いますことと、確実に配付されたかどうかということの確認までを、ちゃんとした事業を行うように要望を申し上げておきます。

○議長（神崎文男君） ほかにございませぬか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（令和3年度大崎町一般会計補正予算（第7号）」は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（令和3年度大崎町一般会計補正予算（第7号）」は、承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第5 議案第1号 令和3年度大崎町一般会計補正予算（第8号）

○議長（神崎文男君） 日程第5、議案第1号「令和3年度大崎町一般会計補正予算（第8号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13億6,651万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を129億9,414万3,000円にするものでございます。歳出の主なものは、企業版ふるさと納税業務委託料、大崎町SDGs推進協議会負担金、ふるさと納税の謝礼等に係る経費などでございます。歳入は、普通交付税及びふるさと納税寄附金の増、国・県支出金及び繰入金、町債の減が主なものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。

今回の補正予算は、人件費をはじめ、事業費の決定や実績見込みによる調整が主なものでございますので、比較的金額の大きいものについて説明させていただきます。

それでは、歳出から御説明いたしますので、20ページをお願いいたします。

款2総務費、目4財政管理費、節24積立金2億9,300万3,000円は、臨時財政対策債の償還財源として追加交付された普通交付税を積み立てるための減債基金積立金1億4,300万円と、今後の公共施設整備等に備えるための施設整備事業基金積立金1億5,000万円でございます。

22ページをお願いいたします。目13地方創生費は、合計で9,585万5,000円の増でございます。主なものは、企業版ふるさと納税の実績見込みによる節12企業版ふるさと納税業務委託料1,920万円と節18大崎町SDGs推進協議会負担金7,680万円の増でございます。目14諸費、節22償還金、利子及び割引料5,37万6,000円は、説明欄にございます各事業の過年度の実績に基づく返還金等でございます。

30ページをお願いいたします。款4衛生費、目9後期高齢者医療費、節18負担金、補助及び交付金363万円は、後期高齢者医療費に係る療養給付費の確定に伴う負担金382万2,000円が主なものでございます。目10新型コロナウイルス感染症対策事業費は、合計で950万8,000円の増でございます。これは、ワクチン3回目接種における接種間隔の前倒しの影響により接種計画に変更が生じたため、関連経費の補正をお願いするものでございます。節1報酬から、次の31ページをお願いいたしまして、節4共済費までは、ワクチン接種業務に携わる職員に係る人件費でございます。節7報償費430万5,000円は、集団接種を実施する際に、医師及び看護師へ支払う謝礼でございます。節12委託料345万1,000円の主なものは、集団接種会場の駐車場警備業務委託料と医療機関に支払うワクチン接種委託料でございます。

次に、35ページをお願いいたします。款6商工費、目2商工業振興費は、合計で12億9,538万1,000円の増でございますが、主なものはふるさと納税寄附金の実績見込みに伴う補正でございます。なお、今年度は43億円のふるさと納税寄附金を見込んでおります。

37ページをお願いいたします。款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、節18負担金、補助及び交付金333万円は、県道黒石串良線の改良事業に係る地方特定道路整備事業市町村負担金250万円及び西迫地区の急傾斜地崩壊対策事業に係る県負担金90万円の増が主なものでございます。いずれも、事業費確定に伴う増でございます。

45ページをお願いいたします。款10災害復旧費、目1農林水産施設災害復旧費、次の46ページをお願いいたしまして、節14工事請負費978万3,000円は、令和2年及び令和3年に発生した農地及び施設災害復旧に係る工事内容の見直しにより補正するものでございます。なお、一部の災害復旧工事につきましては、災害件数の増加と国の災害査定に期間を要したことなどから、翌年度に繰り越して実施するものでございます。項2公共土木施設災害復旧費、目1公共土木施設災害復旧費、節14工事請負費5,000万円は、田中橋及び飯隈橋の下部工に係る工事内容の変更に伴い増額するものでございます。なお、橋りょう災害復旧に係る工事は、翌年度に繰り越し、実施するものでございます。

これで歳出を終わります。次に歳入の主なものについて御説明いたします。

10ページをお願いいたします。款11地方交付税、目1地方交付税1億4,300万円は、普通交付税の再算定による追加交付額でございます。

款13分担金及び負担金から款16県支出金までは、説明欄に記載してございます各事業等の実績見込み及び決定等に伴いまして補正をお願いするものでございま

す。

15ページをお願いいたします。款18寄附金、目1一般寄附金は、ふるさと納税寄附金及び企業版ふるさと納税寄附金を、実績見込みにより増額するものでございます。

款19繰入金、目1財政調整基金繰入金2,050万円の減は、財源の調整でございます。

次の16ページをお願いいたします。目5ふるさと応援基金繰入金は、4,753万5,000円の減でございます。今年度実施予定事業の中止や、事業費の確定に伴いまして減額するものでございます。

17ページをお願いいたします。款21諸収入、目1雑入は1,765万5,000円の増でございますが、事業実績に伴う返還金や精算金が主なものとなっております。

以上で、歳入の説明を終わります。

次に、6ページをお願いいたします。第2表繰越明許費でございます。今回の繰越明許費については、災害応急・復旧工事を優先して発注していることや、新型コロナウイルス感染症の影響により人や物の移動が制限されていること、国の補正予算による事業開始の遅れなどにより、事業が年度内に完了できないため、款2総務費から款10災害復旧費までの各事業を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、第3表債務負担行為補正は変更でございます。学校給食業務委託料及びスクールバス運行业務委託料（中沖菱田方面1路線）を、契約金額の確定に基づき、限度額を補正前の額から補正後の額に減額するものでございます。

7ページをお願いいたします。第4表地方債補正でございます。（1）変更でございますが、起債の目的欄の過疎対策事業から災害復旧事業の限度額を、事業費の確定等に基づき、補正前の額から補正後の額に変更するものでございます。

以上で説明を終わりますが、48ページ以降に給与費明細書を添付してございますので御参照いただきたいと思います。

よろしくをお願いいたします。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○8番（中山美幸君） 雑収入のところでちょっとお伺いします。金額は少ないんですけども、説明欄の中のオリンピックチケット購入費利用返還金11万円ですね、これについて詳しく教えてください。

○企画調整課長（中野伸一君） お答えいたします。

オリンピックチケットの購入費利用返還金につきましては、東京オリンピックが行われる際に、大崎町で数名の方がホストタウンの割合で、大崎町で何名かの方が

チケット購入枠がありまして買われたんです。ところが、その部分が東京オリンピックそのものが無観客となったことで、チケット自体が不用になったものですから、国から返納されるということでの返還金でございます。

以上です。

○議長（神崎文男君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第6 議案第2号 令和3年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（神崎文男君） 日程第6、議案第2号「令和3年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ765万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ19億7,988万4,000円とするものでございます。補正の主なものは、一般被保険者に係る保険給付費の補正減及び県補助金の見込みに伴い補正するものでございます。

よろしく審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） それでは、国民健康保険事業特別会計の主なものにつきまして御説明いたします。

予算書によりまして、歳出から御説明いたしますので、9ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費10万6,000円の減額、項2徴税費、目1賦課徴収費16万7,000円の減額は、説明欄のとおり、それぞれ実績により減額するものでございます。

款2保険給付費、項1療養諸費は、目2一般被保険者療養費の490万円の減額、目3審査支払手数料の20万円の減額は、実績見込みによるものでございます。項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費の240万円の減額、次の10ページをお願いいたします。目2一般被保険者高額介護合算療養費27万円の減額は、それぞれ実績見込みによるものでございます。項3移送費、目1一般被保険者移送費

の5万円の減額、項4出産育児諸費、目1出産育児一時金の42万円の減、項5葬祭諸費、目1葬祭費14万円の増額は、それぞれ実績見込みにより増減額するものでございます。

款3国民健康保険事業費納付金、目1一般被保険者医療給付費分は、国・県補助金等の確定見込みによる財源変更でございます。

次の11ページをお願いいたします。款5保健事業費、項1保健事業費、目1保健衛生普及費の44万円の減額は、節1報酬から節11役務費まで、実績見込みにより、それぞれ増減するものでございます。目2疾病予防費の56万2,000円の減額は、人間ドック等への助成金で、実績見込みによる減額でございます。項2特定健康診査等事業費は、349万3,000円の減額で、節1報酬から節12委託料まで、実績見込みにより減額するものでございます。節12委託料の244万円の減額は、特定健診業務委託料を実績見込みにより減額するものでございます。

次に、12ページをお願いいたします。款6基金積立金、目1国民健康保険基金積立金の1万3,000円の減額は、実績見込みによるものでございます。

款7公債費、目1利子25万円の減額は、一時借入金利子の見込みにより減額するものでございます。

款8諸支出金、目1一般被保険者保険税還付金の17万円の増額は、実績見込みにより増額するものでございます。目5特定健診等負担金償還金の99万8,000円の増額、次の目6保険給付費等交付金償還金の402万5,000円の増額、そして、目7療養給付費等負担金償還金の28万8,000円の増額は、それぞれ説明欄にあります、令和2年度分の交付金等の実績による返還金でございます。

以上で歳出を終わりました、次に歳入を御説明いたします。6ページをお願いいたします。

款1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税は、節3介護納付金分現年課税分を、収入見込みにより12万5,000円を減額するものでございます。

款2使用料及び手数料、目1督促手数料は、収入見込みにより2万9,000円を減額するものでございます。

款3国庫支出金、目1災害等臨時特例補助金16万6,000円の増額は、新型コロナウイルス感染拡大による保険税減免分に対する補助金の決定によるものでございます。

款4県支出金、目1保険給付費等交付金は、1,309万8,000円の増額でございます。節1保険給付費等交付金（普通交付金）762万円の減額は、保険給付費の実績見込みより減額するものでございます。節2保険給付費等交付金（特別交付金）2,071万8,000円の増額は、説明欄のとおり、それぞれ交付決定等に

基づきまして増額するものでございます。

次に、款5財産収入、目1利子及び配当金1万3,000円の減額は、実績見込みによるものでございます。

次の7ページをお願いいたします。款6繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金29万円の減額は、節3事務費等繰入金の減額と節4出産育児一時金等繰入金の減額は、それぞれ実績見込みによるものでございます。項2基金繰入金、目1国民健康保険基金繰入金の2,248万9,000円の減額は、県支出金等の増額により国保事業費納付金等の財源が確保されたため、国保基金からの繰入額を減額するものでございます。

次に、款8諸収入、項1延滞金、加算金及び過料、目1延滞金19万9,000円の減額は、節1一般被保険者延滞金と節2退職被保険者等延滞金は、実績見込みにより減額、及び項3受託事業収入、目1特定健康診査等受託料1,000円の減額は、実績によるものでございます。

次の8ページをお願いいたします。項4、目1一般被保険者第三者納付金207万3,000円の増額、目2退職被保険者等第三者納付金1,000円の減額、目3一般被保険者返納金16万円は、それぞれ実績見込みにより増減額するものでございます。

なお、13ページ以降に給与費等明細書を添付しておりますので御参照いただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第7 議案第3号 令和3年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（神崎文男君） 日程第7、議案第3号「令和3年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,565万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億9,892万4,000円とするものでございます。補正の主なものは、後期高齢者医療保険料

及び広域連合納付金等の見込みに伴い補正するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） それでは、後期高齢者医療特別会計の主なものにつきまして御説明いたします。予算書によりまして、歳出から御説明いたしますので、7ページをお願いいたします。

款1 後期高齢者医療広域連合納付金、目1 後期高齢者医療広域連合納付金1,578万3,000円の増額は、県広域連合へ納付いたします後期高齢者医療広域連合納付金及び保険基盤安定分担金を実績見込みにより増額するものでございます。

款2 諸支出金、目1 後期高齢者保険料還付金12万5,000円の減額は、実績見込みによる減額でございます。

以上で歳出を終わりました、次に、歳入を御説明いたします。6ページをお願いいたします。

款1 後期高齢者医療保険料は、実績見込みにより1,049万円増額するものでございます。

次に、款3 繰入金413,000円の減額は、目1 保険基盤安定繰入金41万2,000円の減額で、低所得者等に係る保険料の軽減分に対する保険基盤安定分担金を見込みにより減額するものでございます。目2 一般会計繰入金1,000円の減額は、実績見込みにより一般会計繰入金を減額するものでございます。

次に、款4 繰越金、目1 繰越金580万5,000円の増額は、繰越額の確定によるものでございます。

次に、款5 諸収入、目1 還付金22万4,000円の減額は、保険料に係る還付金でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第3号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第8 議案第4号 令和3年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（神崎文男君） 日程第9、議案第5号「令和3年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,083万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億3,675万9,000円とするものでございます。補正の主なものは、施設介護サービス給付費、居宅介護サービス計画給付費及び高額介護サービス費の見込み増加に伴います補正増でございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） それでは、介護保険事業特別会計の主なものにつきまして御説明いたします。予算書によりまして、歳出から御説明いたしますので、9ページをお願いいたします。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目5施設介護サービス給付費は7,175万円の増額、及び目9居宅介護サービス計画給付費は680万円の増額となっております。老人保健施設等に係る利用者の増加が主なものでございます。項4高額介護サービス等費、目1高額介護サービス費の550万円の増額は、介護サービスを利用した際の利用者負担が一定額以上を上回った場合に給付する高額介護サービス費の実績見込みにより増額するものでございます。

款3地域支援事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費は、財源変更によるものでございます。事業費の減少に伴い歳入減となるため、繰越金を充てるものでございます。項2一般介護予防事業費、目1一般介護予防事業費、節7の187万8,000円の減額は、高齢者元気度アップ・ポイント付与事業やころばん体操開催時の講師謝金の実績見込みにより、次の10ページをお願いいたします、また、節10需用費の55万1,000円の減額は、ころばん体操用消耗品を実績見込みにより、節12委託料の27万1,000円の減額は、介護予防教室等の開催実績見込みにより、それぞれ減額するものでございます。いずれも、新型コロナウイルス感染症拡大防止による事業の縮小等によるものでございます。

項3包括的支援事業・任意事業費、目1包括的支援事業費は、財源変更によるものでございます。目4在宅医療・介護連携推進事業費、節12委託料32万8,000円の減額は、曾於医師会に委託しております在宅医療・介護連携推進事業の実績見込みにより減額するものでございます。目5生活支援体制整備事業費は、国庫補助金の確定による財源変更でございます。目6認知症総合支援事業費、節7報償費9万9,000円の減額は、各種会議の出席謝礼で、実績見込みにより減額をするものでございます。目7地域ケア会議推進事業費、節7報償費9万円の減額は、実績見込みによるものでございます。

以上で歳出を終わりました。次に、歳入を御説明いたします。6ページをお願いいたします。

款1保険料、目1第1号被保険者保険料725万8,000円の減額は、節1現年度分の保険料及び節3滞納繰越分の保険料は実績と見込みにより、款2使用料及び手数料、目1督促手数料3,000円の減額は、実績見込みによりそれぞれ減額するものでございます。

款3国庫支出金から、7ページをお願いいたします、款5県支出金まで、国・県支出金等の交付見込みにより増減額するものでございます。

8ページをお願いいたします。款6繰入金、目1一般会計繰入金1,177万4,000円の減額は、介護保険給付費等に係る町の法定負担分の繰入金を、実績見込みにより減額するものでございます。

款7繰越金、目1繰越金1億5,084万5,000円の増額は、前年度からの繰越額の確定によるものでございます。

款8諸収入、目2返納金と目3雑入は、実績見込みによりそれぞれ減額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第4号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第9 議案第5号 大崎町消防団員等の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（神崎文男君） 日程第9、議案第5号「大崎町消防団員等の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、地域の消防・防災体制の中核的役割を果たす消防団員が全国的に減少傾向にある中、消防団員の処遇改善を行い団員の確保を図るため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。

消防庁は、令和3年4月に、消防団員の処遇改善を図ることを目的に、出勤報酬の創設や年額報酬及び出勤報酬の基準などを盛り込んだ消防団員の報酬等の基準を策定いたしました。

本案は、消防庁が発出した基準をもとに、大崎町消防団員等の定員、任免、給与、服務等に関する条例につきまして、必要な改正を行うものでございます。改正の主な内容は、現在、災害出勤した団員に対し費用弁償として、1回当たり5,100円を支給しているものを、改正後は災害出勤した団員に対し、出勤報酬として1日当たり最大8,000円を支給するよう改正するものでございます。

それでは、お手元の新旧対照表で御説明いたします。

第12条は報酬でありますが、第4項に新たに出勤報酬の規定を加え、出勤従事時間を8時間ごとに1日として計算し、8時間未満の端数が生じたときは、その端数は1日として扱うことにしております。支給金額については、災害対応や消火活動、訓練など、出勤の対応や業務の負荷、活動時間等を勘案し設定しております。なお、火災の場合は1日当たり8,000円を基準としておりますが、中には誤報による出勤や放水を伴わない活動など比較的軽微な活動もございます。その場合は、現行と同額の5,100円を支給する予定でございます。

次に、第13条費用弁償でございます。現行では、出勤手当は費用弁償として5,100円支給しておりますが、今回、出勤の成果として別途報酬を支給することとするため、改正案では実費相当として、出勤1回当たり500円を費用弁償として支給するものでございます。

なお、改正後の条例は、令和4年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○8番（中山美幸君） 若干疑問なところといたしましょうか、お示しをいただいております。報酬のところの火災の場合、1日につき8,000円以内ということが記載してございます。この「以内」の意味については、先ほど、今、課長のほうで説明があった、放水等を実施しない場合、それから誤報等によって出勤した場合等が考えられるということなのか、その確認をお願いいたします。

○総務課長（上橋孝幸君） 火災の場合の金額の考え方について御説明させていただきたいと思っております。

議員も御存じのとおり、火災にはいろんな種類の火災があると思っております。建物火災があったり、林野火災があったり、その他火災があったり、先ほど説明申し上げたように、中には誤報があったりもします。今回、消防庁が発出した通知によりますと、災害等の危険が生じる活動については8,000円を基準額とするよう求め

られておりますので、基本的に火災の中でも非常に危険性が高い、あるいは活動時間が長くなるような建物火災とか林野火災とか、そういったものについては基本的には消防庁の標準額に準じた8,000円を支給する予定でございます。

ただし、先ほど説明したように、誤報とか、あるいは放水を伴わない活動とか、あるいはその他火災といわれる、野焼きで短時間で終わるような火災もございますので、そういった場合には、現行と同じように5,100円を支給させていただくというふうな考えでございます。

以上でございます。

○8番（中山美幸君） 今、課長の説明で大方理解できるんですが、その他火災の場合ですね、例えば若干の放水をしたりとかというようなこともあろうと思います。そうした場合に、その時間の設定の仕方ですね、8時間以内ということなんですけれども、その他火災なんかにしても、自分の仕事、自営業をやめて出て行っているわけですよ。放水なんかをした場合、後片付け、それからホース等の洗浄をしたり乾燥をさせたりという手間、そういったところまで考えると、そこを減額といいましょうか、この規定では減額ということになっているようですが、そういったところの判断というのは防災の担当のほうでなされるのかどうかということも疑問なんです。非常にそういったところが私はどうかかと、ボランティアに近い形といいましょうか、給与をもらって出動されているんですけども、非常にそういったところ、自分の仕事を投げ打ってその活動をされる、その時間。公務員の場合は、じゃあその3時間だけで終わりましたよ、あとは公務に就きますよ、その仕事に就きますよということが言えるんです。ところが、自営業でやっていらっしゃる方々、消防団の大方はそうですね、農業であったり商業であったり、いろんなところで仕事をされています。そういったところを仕事を途中で抜けていかれる。後の仕事がどうなっていくかということ考えた場合に、先ほど言われたようなその他火災等でおられた場合、若干の放水をして、ものすごい時間が少なかったというようなときも5,100円で終わらせるのかどうかということ、そこらへんはどういうふうにお考えですか。

○総務課長（上橋孝幸君） その他火災についても、火災の規模にもよると思うんですが、比較的短時間で終わるもの、あるいはその他火災においても時間がかかるもの、それぞれあろうかと思っておりますので、その活動時間等も含めて、実際支給するときは分団と協議しながら考えていきたいと思っております。

○8番（中山美幸君） その辺のところはですね、非常に不明確なんです。「以内」ということでうたってあります。やはり、そこらには一定の基準といいましょうか、それを示したほうが私はいいのかなというふうに思います。そうでないと、このと

きはこうだった、あのときはこうだったよね、後々トラブルの原因といたしますか、お互いに疑義が発生する。消防団員の方々の意識といたしまして、それも低下してくる。そういったことがあっては私はないと思っています。そういったところを明確にですね、今度は至急要綱なりのそういったところでぴしゃっと改めて団員の方々にお示しをしておくといったことが必要なんじゃないですか。そういったことをすることは考えられませんか。是非、それをやっていただきたいというふうには私は要望申し上げたいと思います。

○総務課長（上橋孝幸君） 疑義が生じる案件については、今後また、議員から御指摘があったように、細かい規定なり要綱なりを定めて、また分団の方々には説明をしたいと思います。

○議長（神崎文男君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第5号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第10 議案第6号 大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（神崎文男君） 日程第10、議案第6号「大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、令和3年人事院勧告に伴う一般職の職員の期末手当の支給率の改定に準じまして、町長、副町長、教育長及び町議会議員の期末手当の支給率の改定の改定を行うため、大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。

本案は、人事院が国家公務員の給与改定を国会及び内閣に行った勧告について、一般職の給与改定に準じ、勧告どおり町長等の特別職に係る期末手当の支給率を引

き下げるものでございます。

それでは、新旧対照表をお願いいたします。第1条関係は、大崎町町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例でございます。これは、町長、副町長、教育長の給与等に関するもので、アンダーラインの箇所が改正部分でございます。

第2条第5項は、期末手当の額についての規定でございますが、この支給率を年間0.1月分引き下げるものでございます。令和4年度以降の期末手当の支給率について、現行の「100分の167.5」を、改正案にございます「100分の162.5」に改めるものでございます。

次に、第2条関係でございますが、大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。第5条第2項は、議会議員の期末手当の額についての規定でございますが、これも町長等と同じく、年間0.1月分引き下げるものでございます。令和4年度以降の期末手当の支給率について、現行の「100分の167.5」を、改正案の「100分の162.5」に改めるものでございます。

次に、議案書を御覧ください。附則でございますが、第1条、この条例は、交付の日から施行するものでございます。

次に、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置でございます。第2条は、町長、副町長及び教育長の期末手当につきまして、本来、人事院勧告により、令和3年12月に行われる予定であった期末手当の引き下げ相当額を、令和4年6月に支給する期末手当で調整するものでございます。

第3条は、議会議員の期末手当につきましても同様に、令和3年の人事院勧告を受けた期末手当の引き下げ相当額を、令和4年6月に支給する期末手当で調整するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第6号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第6号「大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第6号「大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第7号 大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（神崎文男君） 日程第11、議案第7号「大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、令和3年人事院勧告に伴いまして、本町職員における期末手当の支給率の改定を行うため、大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。

本案は、人事院が国家公務員の給与改定を、国会及び内閣に行った勧告について、国家公務員一般職の給与改定に準じ、勧告どおり町職員に係る期末手当の支給率を引き下げるものでございます。

改正の内容は、令和4年度以降の期末手当の支給率を、年間0.15月分引き下げるものでございます。また、再任用職員につきましては、期末手当の支給率を年間0.1月分引き下げるものでございます。

それでは、新旧対照表をお願いいたします。大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。右側が現行、左側が改正案で、アンダーラインの箇所が改正部分でございます。

第16条第2項は、期末手当の額についての規定でございますが、期末手当を支払う職員の区分ごとの支給率の改正で、0.15月分引き下げるものでございます。管理職以外の職員につきましては、令和4年度以降の期末手当の支給率について、現行の「100分の127.5」であったものを、改正案のとおり「100分の120」に、管理職につきましては「100分の107.5」を「100分の100」に改めるものでございます。

次の第3項は、再任用職員の期末手当の支給率に関する読み替え規定でございます。第2項で一般職の期末手当の支給率を引き下げたことに伴い、再任用の期末手当の支給率を年間0.1月分引き下げ、読み替えるものでございます。現行の「100分の72.5」であったものを「100分の67.5」に、管理または監督の地位にある再任用職員につきましては「100分の62.5」を「100分の57.5」に改めるものでございます。

次に、議案書を御覧ください。附則でございますが、第1条、この条例は、交付の日から施行するものでございます。

次に、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置でございます。第2条は、職員の期末手当につきまして、本来、人事院勧告により、令和3年12月に行われる予定であった期末手当の引き下げ相当額を、令和4年6月に支給する期末手当で調整する方法が規定されております。職員の区分ごとに調整する割合が異なりますが、ページの一番下、第1号でございますが、こちらは再任用職員以外の職員、つまり正職員の調整の割合が規定されております。

2ページをお願いいたします。上から4行目、アは管理職以外の職員についての調整の割合でございます。次のイは、管理職の調整の割合でございます。

次に、第2号でございますが、こちらは再任用職員の調整の割合が規定されております。アは、一般の再任用職員、次のイは、管理監督の地位にある再任用職員についての調整の割合でございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第7号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第7号「大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第7号「大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第 8号 令和4年度大崎町一般会計予算

日程第13 議案第 9号 令和4年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算

日程第14 議案第10号 令和4年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算

日程第15 議案第11号 令和4年度大崎町介護保険事業特別会計予算

日程第16 議案第12号 令和4年度大崎町水道事業会計予算

日程第17 議案第13号 令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計予算

○議長（神崎文男君） 日程第12、議案第8号「令和4年度大崎町一般会計予算」、日程第13、議案第9号「令和4年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第14、議案第10号「令和4年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第15、議案第11号「令和4年度大崎町介護保険事業特別会計予算」、日程第16、議案第12号「令和4年度大崎町水道事業会計予算」、日程第17、議案第13号「令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計予算」、以上6件を一括議題といたします。

ここで、町長から提案理由の説明と合わせて令和4年度施政方針について説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 令和4年第1回大崎町議会定例会において新年度当初予算及び関連諸議案の御審議をお願いするに当たり、私の所信表明と当初予算の概要を御説明申し上げますとともに、議員各位をはじめ町民の皆様に町政への御理解と御協力を賜りたいと存じます。

まずは、ふるさと納税寄附金については、昨年引き続き多額の寄附額となりま

したことに對しまして、寄附者をはじめ、町議会の皆様や關係する事業者の皆様に心から感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、オミクロン株の感染拡大に伴い、国民生活や經濟への影響が依然として続いております。

こうした中、政府は、国の新年度予算案において、令和4年度予算をいわゆる「十六か月予算」として、令和3年度補正予算と一体的に編成し、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期しつつ、「成長と分配の好循環」による「新しい資本主義」の実現を図るとしております。

具体的には、令和3年度補正予算による感染拡大防止策等を着実に進めるとともに、令和4年度予算においても、引き続き予期せぬ状況変化に備えるとし、成長戦略として、「科学技術立国」の実現、「デジタル田園都市国家構想」や「經濟安全保障」の推進等を行うこととしております。また、分配戦略として、看護、介護、保育、幼児教育等の現場で働く方々の処遇改善や人への投資を推進する施策等に取り組むこととしております。

このような状況の中、本町におきましても、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種や子育て世帯等臨時特別給付金事業等の実施、少子化対策、移住・定住促進対策及び各種經濟対策等の事業に取り組んでまいりました。令和4年度においても、これらの事業をより精査・発展させ、令和3年度予算と一体的に取り組んでまいります。

昨年末、町民の皆様からの信任を賜り、引き続き町長として6期目の任を拝命いたしました。これまでの20年を振り返りますと、様々な課題に対し、全力で取り組んでまいりましたが、その想いの根底は、やはり「ひと」であります。

これまでの施策を土台に、より質の高い施策を「ひと」へ投資し、郷土おおさきを活性化させる地方創生を積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

こうした認識のもと、私は幾つかの目標と指針を掲げさせていただき、可能なところから取り組んでいく所存でございます。

初めに、「SDGs 持続可能な開発目標」でございます。

大崎町持続可能なまちづくり条例にあるように「美しいふるさと大崎町を持続可能なまちとして、次世代に引き継ぐ」ために、少子化対策や定住促進などの人口減少対策といった、持続可能なまちづくりを目標とした施策を展開するとともに、誰一人取り残さず、誰もが住みやすいSDGs 未来都市の実現に向けた取組を推進してまいります。

次に、「資源リサイクル」でございます。

「資源リサイクル」については、町民の皆様の高い意識と御協力により、「大崎

リサイクルシステム」として全国でも高い評価をいただいております。また、民間団体やその他自治体などからも視察・研修を受け入れ、指導・助言を行っているところであります。

この「大崎リサイクルシステム」を全国へ広め、大崎町が環境施策のひとつの指針・目標となり、大崎町へ「ひと」を集め、「ひと」を育む施策を展開するだけでなく、社会的弱者にも優しい「ごみリサイクル」施策を目指してまいります。

3つ目は、「ふるさと納税」でございます。

ふるさと納税については、財源不足を解消したいという強い思いで取り組んでまいりましたが、各施策に充てられる貴重な自主財源として活用できるだけでなく、その返礼品により大崎町産品を全国にアピールすることができ、事業主や中小企業を育てることにつながっております。今後も積極的に取り組み、寄附を頂いた「ひと」ともつながりをもてるように、より注力してまいります。

最後に、「スポーツ・観光振興」でございます。

ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅やくにの松原クロスカントリーコース等のスポーツ・観光施設を活用し、「陸上競技の聖地実現プロジェクト」によりスポーツと観光を一体にした振興施策に努め、大崎町に滞在していただき、さらに宿泊していただける環境づくりに努めてまいります。

また、健康づくりや生きがいくりのための生涯スポーツや運動の振興にも努め、高齢者から子どもまで誰でもスポーツに触れ合える環境づくりを目指してまいります。

大きく4点ほど申し上げましたが、各般の施策に全力で取り組むとともに、既存の事業等の効果をしかりと検証し、見直しまたは廃止を含め、行政施策のスリム化も図りながら、課題解決に努める決意でございます。

以上、私の所信について申し上げますが、こうした考えのもと編成しました令和4年度当初予算につきまして、一般会計予算額は100億6,625万1,000円で、対前年比3.0%の減となっております。

目的別に歳出の主なものについて申し上げますと、商工費が32億4,180万円で、予算総額に占める割合は32.2%、民生費が16億3,196万円で16.2%、衛生費が13億1,694万3,000円で13.1%、総務費が8億8,506万8,000円で8.8%、農林水産業費が5億4,497万9,000円で5.4%、教育費が5億9,806万2,000円で5.9%となっております。

なお、新型コロナウイルス感染症対策については、昨年引き続き、国や県の対応を踏まえ柔軟な対応に努めてまいりますので、予算措置に対しましては御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、各課の施策等について御説明申し上げます。

はじめに、農林振興課関係でございます。農業従事者の減少や高齢化が進み、国際的な経済連携に象徴されるグローバル化の急速な進展、地球温暖化に伴う気候変動、新型コロナウイルス感染拡大など、農業環境も大きな変化に直面しております。このような状況の中、農業者の経済的かつ社会的地位の向上と活力ある地域社会の維持発展に寄与し、持続可能な営農体系を確立するため、核となる農業公社設立に向けて関係機関と連携を図りながら準備を進めてまいります。

水田農業関係については、早期水稻の品質向上に努め、収益性の高い安全・安心な米づくりを推進します。また、農業経営の安定や生産性の向上を目的に、高収益作物や飼料作物等の転換作物に対し各種交付金の支払いを行う経営所得安定対策等推進事業に引き続き取り組んでまいります。

営農関係については、サツマイモ基腐病の早期防除体制の確立に向け関係機関と連携を図り、被害軽減に努めてまいります。さらに、担い手農家や新規就農者の発掘に努め、主要農産物の振興を図るとともに、生産性と環境保全が調和する環境にやさしい農業を推進してまいります。また、農地中間管理事業を通して、引き続き担い手農家への農地集積を図ります。加えて、農用地の効率的な利用促進や生産性向上と地域の活性化に努めるとともに、認定農業者及び新規就農者への支援等を行ってまいります。

畜産関係については、担い手や労働力の確保、農家の所得向上につながる生産基盤の強化など、関係機関と一体となって引き続き取り組んでまいります。また、今年、鹿児島で開催されます第12回全国和牛能力共進会、和牛のオリンピックに、本町からの出品を目指し、候補牛の育成及び支援を行ってまいります。

家畜防疫については、高病原性鳥インフルエンザが県内でも発生し、国内外で依然として豚熱、口蹄疫等の家畜伝染病が発生している状況に鑑み、飼養衛生管理基準に従い消毒等を徹底し、自衛防疫の認識を高めていくとともに、関係機関と連携し防疫対策に取り組んでまいります。

林業振興については、木材の安定供給体制の整備確立のため各種補助事業を導入し、健全な森林の育成と間伐や主伐後の新植・下刈り等による林業の成長産業化を推進するとともに、全国的に課題となっている里山の放置竹林等の保全対策も取り組んでまいります。また、観光資源「くのにの松原」の美しい白砂青松の景観保全並びに飛砂防備保安林機能の維持・向上を図ることを目的に、松くい虫等の森林害虫から松林を守る防除事業を引き続き実施してまいります。

有害鳥獣対策については、専門家を招き、地域での研修会や現地検討会を開催し、地域ぐるみでの農作物等への被害対策や自己防衛手法の情報共有を図り、被害軽減

の対策に努めてまいります。

水産振興については、ウナギやヒラメ等の放流事業を実施し、継続した資源管理型漁業を支援し、関係する漁業団体と連携を図りながら、漁港整備支援等、漁業経営の安定化対策を進めてまいります。

次に、耕地課関係でございます。

近年の人口減少・少子高齢化の進行により、集落のコミュニティ機能が低下し、集落道や農地の維持管理が困難となってきております。このようなことから、メンテナンスフリーの施工や砕石、生コンクリート等の材料等支給制度の拡充を図り、農道等の公共施設整備や集落の生活環境の保全に努めてまいります。また、農村地域の良好な景観形成や農地保全、水源の涵養等の多面的機能の維持については、多面的機能支払交付金を活用しながら各保全協議会と連携し、水田等の適切な保全管理が図られるよう努めてまいります。

県営事業でございますが、農村地域防災・減災事業については、畑地帯の農地浸食防止を図るため、令和4年度も引き続き、西中沖地区と東中沖地区の排水施設整備事業を県と連携を図りながら進めてまいります。

海岸保全施設整備事業については、後背地の農地保全を図るために、高潮で被災を受けた菱田海岸防潮堤の復旧工事を進めてまいります。

水田ほ場整備事業については、農業者の費用負担のない農地中間管理機構関連農地整備事業により、益丸地区及び有村下地区の整備を実施するとともに、次期整備地区の谷迫地区及び神領地区をはじめ、その他の地区につきましても、今後、年次的に進めてまいります。

町が実施する土地改良事業については、農地耕作条件改善事業により、神領池尻地区排水路及び中尾地区農道の整備を引き続き実施してまいります。

農地・農業用施設災害復旧事業については、令和2年7月及び令和3年8月豪雨等で被災しました農地・農業用施設の復旧を引き続き行い、早期完成に努めてまいります。

次に、建設課関係でございます。

道路は、地域の社会・経済活動を支えるとともに、私たちの日常生活を支える社会基盤として大変重要な役割を担っております。この基盤を、より長く、安全に利用していくために、道路の適切な維持補修、改善を行い、快適な道路環境の保全に努めてまいります。準用河川については、防災・減災の観点から、出水期に向けた維持補修や寄州除去を行い、適切な維持管理に努めてまいります。

道路改良工事については、社会資本整備総合交付金事業により、本年も引き続き町道永吉菱田線仮宿工区、町道三文字西迫線の工事を実施し、新たに町道南中組中

村線の測量設計委託を行い、児童・生徒の通学路や地震・津波時の避難道路及び緊急輸送道路確保を図るための整備を行う予定でございます。

橋りょう整備については、橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、社会資本整備総合交付金事業により、橋りょうの修繕工事と修繕設計委託を行います。

公園整備については、ふれあいの里公園内の多目的広場に公衆トイレを整備し、公園利用者の利便性向上を図ってまいります。

住宅整備については、公営住宅等長寿命化計画に基づき、住民の安全で快適な住まいを長期的に確保するため、適切な住宅環境の維持改善に努めてまいります。

災害復旧事業については、令和2年の7月豪雨で被災しました飯隈橋及び田中橋の復旧を引き続き行い、早期完成に努めてまいります。

次に、国・県営事業関係でございますが、国営事業については、引き続き国道220号益丸地区と菱田地区の自歩道整備が実施されます。県営事業については、地方特定道路整備事業県道黒石串良線二子塚工区の工事が継続して実施されます。また、特定交通安全施設等整備による県道大崎輝北線仮宿地区の歩道設置工事も、令和4年度から用地交渉に入る予定となっております。これらの国・県事業については、早期完成に向けた要望活動を行ってまいります。

次に、保健福祉課関係でございます。

新型コロナウイルス変異株の感染拡大に対応するために、18歳以上の方に対する3回目接種及び小児に対する速やかなワクチン接種と、安心して接種できる体制整備を、引き続き行ってまいります。

子育て支援については、子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりを目指し、妊産婦健康診査、産後ケア等、妊娠期から子育て期にわたる、切れ目のない支援を担う子育て世代包括支援センターのより一層の充実を図るとともに、新たに、子どもの誕生を祝う「新生児10万円給付金」をスタートします。また、高校生までの住民税非課税世帯に対しての子ども医療費窓口無料制度や、子どもを望む夫婦への不妊治療助成等、安心して希望する治療等が受けられる体制整備に引き続き努めてまいります。併せて、認定こども園・保育園の保育事業や子育て支援センター等、子ども・子育て支援等の充実に取り組んでまいります。

健康増進対策については、健診を完全予約制へ切り替えることで、待ち時間のない、密を避けた健診を実施し、コロナ禍でも安心して健診が受けられるようにいたします。また、保健師、管理栄養士等による未受診者や糖尿病重症化予防対象者及び重複・頻回受診者への訪問を重ねて、住民の健康意識の向上を図ってまいります。

高齢者福祉については、住み慣れた地域において安心して暮らせる支援策として、配食サービス、介護手当及び介護用品支給事業を引き続き実施いたします。併せて、

社会的つながりを持つことにより生きがい・やりがいづくり支援策として、老人クラブ育成に力を入れてまいります。また、認知症や知的障がい等により物事を判断する能力が十分でない方の権利を守るため、成年後見制度の普及や権利擁護の推進に努めてまいります。

障がい者福祉については、住みなれた地域で生活するための環境づくりを行うため、引き続き障害福祉サービスの充実や地域生活支援事業に取り組んでまいります。また、「育ちにくさをもつ子ども」や、「障がい児」とその家族が安心して暮らせるまちを目指して、早期発見のための専門員による保育園等巡回相談の実施や、療育に関する広報や啓発活動に努めてまいります。

次に、住民環境課関係でございます。

窓口業務については、新型コロナウイルス感染防止に努めながら、来客される方々、外国人技能実習生等に対して、笑顔と丁寧な挨拶を心がけ、迅速かつ正確な事務処理と適切な窓口サービスの提供をしてまいります。また、マイナンバー制度に係る個人番号カード取得のための支援や交付事務、今後に予定する住民票等のコンビニ交付については、個人情報の適正な管理に基づく業務の遂行に努めてまいります。

環境関係については、住民の皆様をはじめとする衛生自治会等関係団体の共生・協働の取組により、高いごみリサイクル率が継続され、最終処分場の延命化が図られております。今後も、住民の皆様にご協力をいただいているリサイクルの取組を維持できるよう努めてまいります。令和4年度においては、衛生自治会と協力して環境パトロールや収集所体制整備に向けて取り組んでまいります。併せて、ごみ出しが困難な高齢者世帯等のため、ごみ出しサポート等事業を継続し、安否確認を含めた生活支援対策につなげてまいります。また、国が進める2050年までのカーボンニュートラルの達成に向けて、各自治体における脱炭素の取組が求められております。本町においても、令和4年度中に地域脱炭素ロードマップを策定し、国際的な問題である地球温暖化対策を進めてまいります。

次に、税務課関係でございます。

町税は、町財政の根幹をなす重要な財源であります。住民と地域の特色に応じた行政を自主的に進めるための重要な自主財源であります。町税の税収については、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響で、若干個人町民税は落ち込むものの、法人町民税については一部回復傾向にあり、前年に対し増額を見込んでいるところであります。固定資産税については、新型コロナウイルス感染症に係る特別措置等により一部減税措置があるものの、法人等の償却資産増設及び太陽光発電設備関係分が安定してきており、前年度に対し増額を見込んでいるところであります。また、

たばこ税については、社会的な健康志向等で毎年減収傾向が続いておりましたが、昨年度の税制改正において、加熱式たばこも紙巻きたばこと同等の課税が開始され、前年度に対し増額を見込んでいるところであります。このようなことから、全体的に新型コロナウイルス感染症に伴う影響は避けられないものの、比較的影響の少ない税目で補い、町税全体では前年度に対し増額した予算を計上したところでございます。令和4年度におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を重点に、適正な賦課、公平な納税を念頭に、引き続き町税徴収率の向上に努めてまいります。

次に、企画調整課関係でございます。

2月に開催を予定しておりました陸上大会「Japan Athlete Games in Osaki」を、新型コロナウイルス感染症の影響により中止いたしました。改めて令和4年度に開催するための関連予算を、「陸上競技の聖地創り実行委員会補助金」として計上しております。また、陸上競技を中心に、多くの方々がスポーツ合宿に来町しておりますが、さらなる合宿者の増加や大会等の誘致を促進し、宿泊、飲食業をはじめとする地域への経済波及効果を図るための新たな仕組みづくりが必要であると考えております。この仕組みづくりには、これまでの行政主導だけではない新たな組織構築が必要であると考えており、合宿や大会の誘致を行いながら、利用者のニーズに迅速に対応し、スポーツ施設と観光関連業者の連携や調整をワンストップで行うための、行政、スポーツ団体、民間団体等が一体となった「スポーツコミッション組織」の設立、また、その役割を担う人材の育成も含めて進めてまいります。

次に、菱田中学校跡地の活用については、昨年、合宿所整備を前提とした事業の継続は難しいと判断し、株式会社OTCに契約解除を申し入れ、了解を得たところでございます。地元の御意見や財政状況、また、国道220号の歩道改良の進捗状況も踏まえながら、改めて検討を進めてまいります。

次に、SDGs持続可能な開発目標については、総合計画に掲げる「まち・ひと・しごと世界の未来をつくる循環のまち」の実現のためには、人口減少社会の対応等解決すべき地域課題が数多くございます。そのような中、本町の取組に賛同された多様な組織や人材と協働しながら、「一般社団法人大崎町SDGs推進協議会」を設立し、企業版ふるさと納税制度を活用しながら、持続可能な社会づくりを進めております。昨年度は、ヤフー株式会社など多種多様な企業から多額の御寄附をいただき、また、町内を含め多くの企業からプロジェクト連携の相談も寄せられております。これらの取組が、内閣府主催の「企業版ふるさと納税に係る大臣表彰」を受賞するなど、一定の評価をいただいているものと考えております。今後も、協議会と連携しながら情報発信し、本町の取組に共感する企業等を獲得し、その取組が

町民の福祉向上につながるよう努めてまいります。

次に、国際交流事業については、本町は平成29年に台湾のホストタウンに登録されており、台湾の陸上競技代表チームが合宿に訪れ、児童への陸上教室を実施するなど交流が始まっております。異文化・異言語に触れることで国際感覚を養い、国際化に対応できる人材を育成するため、台湾への海外派遣研修事業を検討してまいります。既に、新年度、台湾からジャパンアスリートトレーニングセンター大隅を活用した合宿の打診が来ており、今後、さらなる交流が期待されます。さらに、外国人技能実習生に対するの行政としてのサポート体制の検討と併せまして、地域おこし協力隊制度による専門人材の確保を図り、国際交流及び多文化共生事業の充実を図ります。

次に、移住定住対策については、本町を移住・定住先として選んでいただけるよう、県との連携による移住セミナー等を通して、本町の暮らしや子育て支援に関する情報を積極的に発信してまいります。併せて、従来の移住・定住関連補助を見直し、住宅取得補助の大幅な拡充を行います。野方地区の宅地分譲事業については、令和4年度内に募集を開始することで、さらなる移住・定住を促進してまいります。さらに、結婚に伴う経済的負担軽減のため、住居費や引っ越し費用の一部を補助する結婚新生活支援制度に取り組み、少子化対策を講じてまいります。

次に、新型コロナ感染拡大に伴う地域の経済対策については、感染状況や国の動向を見極めながら、町内事業者を実施したアンケート等を参考にしながら、適切な時期に随時、支援策等を進めてまいります。

ふるさと納税については、令和2年度に過去最高額を更新するなど、全国から多くの御寄附をいただいております。令和3年度も40億円を越える御寄附をいただき、地域産業に与える影響がさらに大きくなってきており、「稼ぐ自治体」を目指し、今後も魅力ある返礼品の開発と、制度の趣旨に合った健全な形でふるさと納税寄附の充実を図ってまいります。なお、「地域を応援したい」という寄附者の意思に応えられるよう、使い道についての情報発信に努め、寄附者に共感が得られるような施策を地域一体となって取り組み、町の活性化につなげてまいります。

次に総務課関係でございます。

消防防災関係については、住民の生命と財産を守るため、大丸分団の小型動力ポンプ付積載車の更新や、防火水槽・消火栓を新設するなど、安心して生活できる環境の構築を進めてまいります。また、消防団員の確保と処遇改善を図るため、出動報酬等の見直しを行います。

防犯対策については、近年、全国的に大雨や台風など災害が多発化・激甚化していることから、今年2月に完成した「大崎町総合防災マップ」も活用しながら防災

意識の向上に努めてまいります。また、子どもたちに対するつきまといや声かけ事案が発生しており、住民の安全・安心を守ることが喫緊の課題となっております。関係機関・団体の意見や要望などを踏まえながら、下校時等の見回りパトロール活動を継続してまいります。

交通安全対策については、関係機関と連携を図り、交通安全意識の向上や交通安全施策の推進に努め、交通事故が想定される危険箇所にカーブミラーやガードレールなどを計画的に整備してまいります。

町有地管理については、遊休化している土地等の財産処分や有効活用を促進し、自主財源の確保を図ってまいります。

情報通信関係については、新型コロナウイルス感染症によりオンライン会議やテレワークなど、社会経済活動の中でデジタル技術を使った新しい生活様式へ変化しております。このような社会活動の変化の中、デジタル社会の構築に向けた取組を実行するため、「大崎町デジタル・トランスフォーメーション推進計画」のもと、住民の利便性向上及び業務効率化を図ってまいります。また、コンビニ交付システムを導入し、全国のコンビニエンスストアで住民票の写しや印鑑登録証明書など取得できる環境を構築し、行政サービスの向上を図ります。

次に、教育委員会関係でございます。

管理課におきましては、「おおらか・さわやか・きわやかな大崎の教育」を合い言葉に、引き続き、学力や体力の向上、道徳教育や人権教育の充実、特別支援教育の推進、教職員の資質向上、地域の中の学校づくりなど、学校・家庭・地域の教育力を様々な方向から総合的に高める取組を継続して推進し、教育環境の充実を図ってまいります。特に、SDGsを踏まえた学校教育の充実やICTを活用した教育の推進に取り組んでまいります。さらに、新型コロナウイルスの影響は今後も続くことを考慮し、感染対策の継続と学習機会の保障を確保する取組の充実を図ってまいります。

まず、ソフト面については、各学校においてICT環境を整備したことから、引き続きICT支援員を配置し、充実したICT教育が進められるよう支援体制を整えてまいります。また、小学生の英語力向上を図るため、英語検定を受検する際の検定料の助成を新たに行ってまいります。併せて、児童・生徒の保護者の経済的負担軽減を図るため、新年度は学校給食費への補助額を拡充してまいります。大学等へ進学する保護者の負担軽減や、大崎町で育った人材の育成を図るため、大崎町未来創生奨学ローン償還補助金や、大崎町奨学金制度による助成を、引き続き行ってまいります。

ハード面については、安全性の確保を図るため、学校施設整備に取り組んでまい

ります。本町では、SDGs推進協議会が設立され、リサイクルを中心とした町づくりが一層推進されます。このことを踏まえ、令和4年度から、SDGsに関する教材開発委員会を立ち上げ、学校教員とSDGs推進協議会、大崎町教育委員会が合同で協議し、授業づくりを創造してまいります。また、教職員の研修や支援体制等を整え、これからの社会に求められる資質・能力を育成する事業改善を図るとともに、昨年度、整備を進めるためICT機器の利活用により、学力向上と教職員の業務改善をさらに推進してまいります。

次に、社会教育課でございます。

生涯学習関係については、外国人を含め、住民の誰もが、生涯にわたって豊かで充実した人生を送ることができるよう、多文化共生の社会づくりや生涯学習環境の充実に努めてまいります。また、基本的人権が尊重される社会の構築に向けて人権教育の推進及び啓発に努めてまいります。

青少年教育については、青少年活動事業の推進に努めるとともに、国際的視野を持った青少年を養成するため、海外研修派遣事業や語学研修事業などを実施します。また、地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、学校と地域が相互にパートナーとして連携協働していく「地域学校協働活動」の充実を図ってまいります。

様々な地域活動の拠点である中央公民館は、地域に開かれた、利用しやすい施設としての環境整備を図り、公民分館との連携のもと、家庭教育の推進、青少年の健全育成など、地域活動や社会教育活動の活性化に努めてまいります。また、老朽化が進み、施設の利用を停止しておりました大崎町研修センターについては、解体を進めてまいります。

文化振興関係については、町内の遺跡や郷土資料展示室を適正管理することにより、児童・生徒の教材及び観光資源として有効活用を図るとともに、文化財保護審議会や歴史探学会おおさきの支援に努めることと併せまして、大崎町史の編さんに継続して取り組んでまいります。また、文化協会と連携を図りながら、文化芸術活動の推進及び人材の発掘を進めてまいります。

図書館関係については、図書館が住民にとって必要な情報や資料を取得でき、地域を支える拠点として機能するよう努めてまいります。今後も、利用者の利便性や拡大を図るため、特設コーナーやリクエストサービスの充実、図書館ボランティアの育成に努めてまいります。また、大隅広域図書館ネットワーク事業の利用促進を図り、住民が多くの本に触れることのできる機会の提供に努めてまいります。

生涯スポーツ関係については、生涯にわたって身近にスポーツに親しむことができる社会の実現を目指し、総合体育館の大規模改修に向けて準備を進めてまいります。また、スポーツ推進委員を中心に、関係団体等と協力して軽スポーツの普及を

進めるほか、スポーツに親しむ機会の提供に努め、マイライフ・マイスポーツ運動の定着を図ってまいります。併せて、スポーツを通じて豊かな地域コミュニティの創造を育むために、総合型地域スポーツクラブとの連携や活動を支援し、スポーツにかかわる環境整備に努めてまいります。2023年に開催予定の特別国民体育大会については、住民への周知・啓発活動及びリハーサル大会等の実践を踏まえ、開催年までに万全の体制づくりに努めてまいります。

次に、特別会計について御説明いたします。

まず、水道事業会計については、企業会計原則に基づく地方公営企業法上の財務規定が適用されるため、独立採算で運営されております。水道は住民生活において重要なライフラインであり、常に安全・安定性を確保しなければなりません。現在、本町の水道事業は、水道施設等の老朽化に伴う更新費用、維持管理費の増大、人口減少等に伴う水道料金収入の減少により、公営企業としての経営環境は厳しい状況ではありますが、老朽施設の更新や耐震化等適切な維持を図るとともに、漏水等による無収入配水の縮減及びコスト削減に努めることにより経営の安定化を図ってまいります。

本年度の予定としまして、収益的収入は2億1,830万2,000円を見込み、このうち水道料金は2億530万9,000円を計上いたしました。なお、収益的支出は1億9,627万8,000円を計上いたしました。また、資本的収入としまして357万9,000円、資本的支出としまして8,634万6,000円を計上しております。

主な事業としまして、町道仮宿下原線下原地区配水管布設替工事、国道220号益丸地区配水管布設替工事などを計画しております。

次に、公共下水道事業特別会計については、公共下水道は快適で豊かな生活環境を確保するための施設であり、河川等の公共用水域の水質を保全していく上で重要な役割を担っております。近年は、少子高齢化に伴う人口減少や地域社会の構造変化など、下水道を取り巻く環境は大きく変化しており、公共性を踏まえながら経済性を考慮し、持続可能な下水道事業経営が求められております。本町においても、人口の減少が推測され、下水道使用料の減少による財源不足が懸念されていたため、令和3年1月1日以降の下水道使用料単価を改定したところでございます。また、令和5年度末までに地方公営企業法を適用することが義務づけられたため、引き続き移行業務を遂行しているところでございます。

このような状況を踏まえ、大崎クリーンセンターやマンホールポンプ場の適正な運転管理及び修繕に努めながら、管路施設の清掃・点検や下水道使用料収入の確保に努め、財政の健全化を図ってまいります。

令和4年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ1億9,784万4,000円でございます。

次に、国民健康保険事業特別会計については、予算総額は20億668万5,000円でございます。国民健康保険制度を取り巻く環境は、少子高齢化、医療の高度化による医療費の増大など、依然として厳しい状況にあります。国保財政の責任主体として国保運営の中心的役割を担う県や国保連合会と連携を図り、安定的・効率的な事業運営の確保と財政基盤の強化に努めるとともに、保険税の賦課方式を、現行の4方式から3方式への移行に向けて取り組みます。また、医療機関からの特定健診情報提供を促進することで、特定健診の受診率を向上させ、早期発見・早期治療の推進や、保健師等による保健指導を強化するとともに、ジェネリック医薬品の普及・啓発や重複頻回受診者への訪問指導による医療費適正化策を講じ、住民の健康寿命の延伸を図ってまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計については、予算総額は1億9,205万7,000円でございます。後期高齢者医療制度は、県内全市町村が加入する鹿児島県後期高齢者医療広域連合が保険者となり運営しております。町は、被保険者の身近な窓口といたしまして各種申請を受け付けるとともに、長寿健診等の保健事業を強化し、住民の健康の保持増進に努めることで安定的な事業の運営に努めてまいります。

次に、介護保険事業特別会計については、予算総額は18億7,414万4,000円でございます。本事業では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を営めるよう、医療・介護・予防・生活支援が一体的に確保される地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが求められております。そのため、地域全体で支える体制として、在宅医療介護連携推進事業、認知症施策の総合的な推進事業、生活支援体制整備事業、地域ケア会議の推進を図ってまいります。また、自立支援・重度化防止のため、ころぼん体操などの介護予防に力を注ぎ、介護給付費や保険料を抑制できるよう適正な運営に努めてまいります。

以上、新年度の施政方針と各会計の施策等につきまして御説明いたしましたが、これらすべての会計で編成いたしました予算総額は145億5,528万3,000円で、対前年度比2.2%の減となっております。

一般会計、特別会計予算の詳細につきましては担当課長等が説明いたしますので、よろしく御審議いただき、御可決賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

○議長（神崎文男君） あと7分で12時が回りますので、補足説明については午後からということで、午前の部を暫時休憩いたします。午後は1時から行います。よろしく申し上げます。

-----○-----

休憩 午前 11時53分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（神崎文男君） 再開いたします。

まず、議案第8号について、補足説明を求めます。税務課長。

○税務課長（本松健一郎君） それでは、税務課関係の主なものについて補足説明をさせていただきます。

予算書の38ページをお願いいたします。下の欄になります。款2総務費、項1総務管理費、目14諸費、このうち税務課関係につきましては、開けていただきまして39ページの一番上になります、節22償還金、利子及び割引料で、569万9,000円を計上いたしました。これは、主に法人町民税等の決算時確定申告等による還付金及び還付加算金に係る分でございます。

同じく39ページ、項2徴税費、目1税務総務費に7,643万8,000円を計上いたしました。前年度対比204万8,000円の増額でございます。これは、主に職員の人件費等になります。増員の要員は、人事異動に伴うものでございます。

次に、目2賦課徴収費でございますが、新規事業等によりまして4,922万7,000円で、前年度対比2,969万3,000円の増額でございます。増額の要因につきましては、40ページをお願いいたします、節12委託料の説明欄にあります固定資産家屋全棟調査業務委託料1,950万3,000円と、次の41ページをお願いいたします、節18負担金、補助及び交付金の説明欄にございます全棟調査事業関係に係る航空写真撮影事業負担金797万円によるものでございます。

以上で、税務課関係の説明を終わります。

すみません。1箇所訂正をさせていただきます。39ページの項2徴税費、目1税務総務費に7,643万8,000円を計上いたしました。次に、前年度対比、私は「204万8,000円」ということで増額を申し上げましたが、「204万9,000円」で訂正をさせていただきます。

以上でございます。

○住民環境課長（岡留和幸君） 続きまして、住民環境課関係の主なものにつきまして御説明いたします。

予算書の34ページをお願いいたします。款2総務費、目7支所費は、野方支所の維持管理や事務処理に必要な経費でございます。

次に、41ページをお願いします。目1戸籍住民基本台帳費は、前年度比で1,053万1,000円の増となっております。増の主な要因は、異動等に伴う人件費と戸籍情報システム改修委託料、通知カード・個人番号カード関連事務交付金な

どでございます。

次に、54ページをお願いいたします。款4衛生費、目3環境衛生費は、前年度比で1,937万3,000円の増となっております。ごみ分別などの環境衛生と海岸環境保全に要する経費等のほか、新規としまして大崎町ゼロカーボン達成に向けたロードマップ策定事業委託料、大崎町地域猫活動等事業補助金、大崎町衛生自治会助成事業補助金を計上しております。

次に、60ページをお願いいたします。項2清掃費、目1し尿塵芥処理費は、前年度比で1,030万9,000円の減となっております。減の主な要因は、炭素循環事業化可能性調査委託料、曾於南部厚生事務組合清掃センター負担金及び曾於南部厚生事務組合衛生センター負担金の減でございます。

以上で、住民環境課関係の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） 続きまして、保健福祉課関係の主なものにつきまして御説明いたします。

予算書の46ページをお願いいたします。款3民生費、目1社会福祉総務費は、前年度比で599万5,000円の増となっております。増の主な要因は、人件費及び、新規事業の大隅地域成年後見センター運営に係る委託料でございます。ここでは主に、厚生調査委員の報酬や研修会等の費用弁償、町社会福祉協議会のほか、各種福祉団体等への補助金を計上しております。

48ページをお願いいたします。目2老人福祉費は、高齢者を対象にした施策に係る経費で、主なものは、長寿祝い金、曾於南部厚生事務組合養護老人ホームの負担金、シルバー人材センター事業運営補助金でございます。

49ページをお願いいたします。目3老人福祉センター管理費は、老人福祉センターの管理委託料でございます。目6食の自立支援事業費は、在宅の高齢者に対します配食サービスでございます。目7障害者福祉費の主なものは、相談支援事業、日中一時支援事業に係る委託料、施設や居宅等のサービスに係る経費であります障害福祉サービス費などの扶助費でございます。

51ページをお願いいたします。目8老人措置費は、養護老人ホーム入所者に関する経費でございます。

次の項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は、前年度比で1億4,328万9,000円の減でございます。減の主な要因は、施設型給付費の扶助費によるものでございます。ここでは、主として放課後児童クラブなどの特別保育事業等の委託料や延長保育事業などの補助金、保育園や認定こども園運営にかかる施設型給付費を計上しております。

52ページをお願いします。目2児童措置費は、児童手当に関する経費ござい

ます。目3新型コロナウイルス感染症対策事業費でございますが、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金を計上しております。

次の款4衛生費、目1保健衛生総務費は、前年度比で750万5,000円の増となっております。増の主な要因は、職員の人件費によるものでございます。ここでは主として、大隅地域や曾於地域におけます医療確保対策事業及び救急医療等の負担金や補助金を計上しております。

54ページをお願いいたします。目2予防費は、前年度比で447万4,000円の増でございます。増の主な要因は、子宮頸がんワクチン接種などの予防接種業務委託料によるものでございます。ここでは、インフルエンザや各種予防接種に係る業務委託料を計上しております。

55ページをお願いいたします。目4健康増進費は、主に健康診断に係る経費で、各種健診委託料及びがん検診等の委託料でございます。

目5保健指導費は、前年度比で713万1,000円の増となっております。増の主な要因は、新生児1人に対しまして10万円を給付いたします出産祝い金の負担金、補助及び交付金によるものでございます。ここでは、主として母子健診に係る経費で、妊産婦健診診査等の委託料や子ども医療費助成金の扶助費を計上しております。

次の56ページをお願いいたします。目6介護保険費は、前年比で670万6,000円の減となっております。減の主な要因は、介護保険事業特別会計への繰出金によるものでございます。ここでは主として、高齢者元気度アップ・ポイント付与の報償費、曾於地区介護保険組合負担金、介護保険事業特別会計に町の法定負担金分を繰り出す繰出金を計上しております。

57ページをお願いします。目7国民健康保険事業総務費は、国民健康保険特別会計への繰出金を計上いたしました。目9後期高齢者医療費は、前年度比で2,048万6,000円の増となっております。増の主な要因は、療養給付費負担金及び保険基盤安定繰出金によるものでございます。

58ページをお願いします。ここでは主として、長寿健診としての各種健診委託料、後期高齢者医療広域連合への負担金、後期高齢者医療特別会計への法定負担分の繰出金を計上しております。

最後に、目10新型コロナウイルス感染症対策事業費は、前年度比で1,722万7,000円減となっております。減の主な要因は、ワクチン接種の1・2回目が約9割の方が終了したことによります報償費や委託料によるものでございます。ここでは主に、ワクチン接種に係る報償費や委託料を計上しております。

以上で、保健福祉課関係の説明を終わります。

○水道課長（高田利郎君） それでは水道課所管の事業につきまして御説明いたしますので、57ページをお願いいたします。目の2段目でございます。款4衛生費、目8合併処理浄化槽整備費に3,068万8,000円を計上しております。対前年度比6,000円の減でございます。合併処理浄化槽補助金が主なものでございますが、合併処理浄化槽43基の整備予定でございます。

次に、60ページをお願いいたします。中段になりますが、款4衛生費、目1水道費232万8,000円でございますが、対前年度比308万9,000円の減でございます。これは、水道事業特別会計の簡易水道の企業債返還等に係ります補助でございます。

続きまして、79ページをお願いいたします。1段目になります。款7土木費、目1都市計画総務費のうち、節27繰出金1億4,080万6,000円は、522万4,000円の増でございます。公共下水道事業特別会計への繰出金でございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○農委事務局長（相星永悟君） それでは、農業委員会関係の主なものにつきまして御説明いたします。

60ページをお願いいたします。下の表になります。款5農林水産業費、目1農業委員会費は、前年比で881万2,000円の減となっております。減の主な要因は、職員人件費の減によるものでございます。ここでは主として、農地法や農業経営基盤強化促進法などに基づく各種申請に対する現地調査や、案件の審議をはじめとする農業委員会としての業務運営管理などに係るものでございます。主なものは、農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動に対して支払います報酬、事務局職員の人件費などでございます。

61ページをお願いいたします。目2農地流動化推進費8万円は、農地の売買申出による農地斡旋会開催時の報償費でございます。

次に、62ページをお願いいたします。目3農業者年金業務委託費は、農業者年金制度への加入促進や経営移譲年金受給資格者の経営移譲を促進するための経費でございます。会計年度任用職員報酬及び当該業務の推進に対する活動謝礼が主なものでございます。

以上で農業委員会関係の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○農林振興課長（中村富士夫君） それでは、農林振興課関係の主なものについて御説明いたします。

予算書の62ページをお願いいたします。目4農業総務費は、農林振興課等職員の給与等の人件費でございます。目5農業振興費は、農業公社設立準備委員会出会

謝礼の報償費や各種協議会等への負担金、補助金でございます。

63ページをお願いします。目6特産振興費は、環境保全型農業直接支払交付金等の負担金、補助及び交付金でございます。目7園芸振興費は、町野菜・花き振興協議会負担金など、各種協議会への負担金でございます。目8農業機械維持管理費は、前年比98万5,000円の減となっております。主なものは、農業機械に係る燃料費、修繕料などの需用費とオペレーター委託料及び基金への積立金でございます。

64ページをお願いいたします。目9畜産業費は、前年度比1,063万1,000円の増となっております。増額の主な要因は、大崎町畜産施設整備支援事業補助金、第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会負担金、大崎町高齢産歴牛更新事業補助金など新規の補助事業等によるものでございます。そのほか、主なものは、負担金、補助及び交付金の町畜産振興協議会負担金、全国県和牛能力共進会出品奨励事業補助金、全国和牛能力共進会対象牛導入保留事業補助金をはじめとする各種協議会等への負担金及び補助金でございます。

67ページから68ページでございます。目12農業研修施設管理費は、前年度比118万8,000円の減となっております。主な要因は、修繕料や委託料などの減でございます。主なものは、需用費のうち、町内5箇所の農業研修施設の燃料費、光熱水費と施設管理委託料でございます。目13水田再編対策費は、水田関係の交付金事務を行うための大崎町農業再生協議会への補助金でございます。目14営農推進費は、前年度比933万7,000円の増となっております。増額の主な要因は、大崎町担い手育成農業研修事業委託料や経営継承・発展等支援事業補助金などによるものでございます。主なものは、会計年度任用職員の報酬や、負担金、補助及び交付金の、機構集積協力金事業補助金及び農業次世代人材投資事業補助金等でございます。

70ページをお願いいたします。項2林業費、目1林業振興費は、前年度比3,018万3,000円の増となっております。主な要因は、地域おこし研究員等業務委託料や林地崩壊防止事業の工事請負費によるものでございます。主なものは、委託料の松くい虫防除並びに駆除に関するものや有害鳥獣対策に関するもの、及び造林事業に係るものや、負担金、補助及び交付金については、有害鳥獣捕獲事業補助金や大崎町緊急間伐対策事業奨励金でございます。

項3水産業費、目1水産振興費は、71ページから次の72ページまでですが、対前年比153万円の減となっております。主な要因は、種子島周辺漁業対策事業負担金の減でございます。そのほか、主なものについては、各種団体協議会等への負担金、補助金でございます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○耕地課長（竹本忠行君） それでは、耕地課関係の主なものについて御説明いたします。

65ページをお願いいたします。款5農林水産業費、目10農地費は、野方地区活性化センターの維持管理に係る経費のほか、未登記処理農道台帳修正業務や施設の清掃業務などの委託料及び農道等の維持管理補修用材料を支給する原材料費や、各種負担金等でございます。前年比で2,089万9,000円の減額となっておりますが、要因は、第4曾於南部地区畑地かんがい事業完了に伴います負担金の減額によるものでございます。

67ページをお願いいたします。目11土地改良事業費は、主にせせらぎ公園の維持管理業務委託料のほか、農道水路等の維持管理補修のための機械借上料及び農道のメンテナンスフリー工事や、中尾地区農道と神領池尻地区排水路の農業用施設の工事請負費でございます。前年比で1,832万6,000円の減額となっておりますが、主な要因は、農地耕作条件改善事業で実施しております神領池尻地区排水路工事に伴います測量設計委託料の減額によるものでございます。

次に、99ページをお願いいたします。款10災害復旧費、目1農林水産施設災害復旧費は、梅雨前線豪雨や台風災害時の工事請負費や負担金、農道などの応急工事に対処するための機械借上料や原材料費が主なものでございます。対前年比1億1,993万5,000円の減額となっておりますが、主な要因は、過年発生災害復旧工事費の減額によるものでございます。

以上で、耕地課関係の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○建設課長補佐（美戸博明君） 建設課関係について御説明いたします。

76ページをお願いいたします。款7土木費、目1土木総務費は、職員の人件費及び県事業負担金に伴う町負担金が主なものでございます。

77ページをお願いいたします。目1道路維持費は、町道等の年間を通して良好な状態に保つための委託料と工事請負費等の維持管理費に係るもので、前年度比923万9,000円の増は、工事請負費の増が主なものでございます。

78ページをお願いいたします。目2道路改良費の主なものは、社会資本総合整備事業に係る測量設計委託料及び道路橋りょうの工事請負費で、前年度比5,244万6,000円の増は、新規事業の町道南中組中村線、町道三文字西迫線の事業増によるものでございます。

79ページをお願いいたします。目2公園費は、ふれあいの里公園及び中央公園の清掃業務委託料などの年間を通した維持管理費に係る経費で、前年度比2,841万円の増は、ふれあいの里公園への公衆トイレ建設費が主な要因でございます。

項5住宅費は、公営住宅183戸、町営住宅15戸、特定優良賃貸住宅シャルム文化通り、定住促進住宅なのはなタウンなどの維持管理費等に係る経費と、住宅借上料等でございます。

100ページをお願いいたします。款10災害復旧費、目1公共土木施設災害復旧費は、台風災害等の災害対策経費と防災対策工事費などの2,562万8,000円を計上いたしました。

以上で、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○教委管理課長（上野明仁君） それでは、管理課関係につきまして御説明いたします。

予算書の83ページ、中ほどになります。款9教育費、目1教育委員会費は、教育委員4名分の報酬や研修会等の費用弁償でございます。

83ページから86ページにかけてになります。目2事務局費は、前年度比で4,403万7,000円の増となっております。増額の主な要因は、会計年度任用職員に係る経費を事務局費に組み替えたものであります。ここでは、教育長並びに事務局職員7名分の人件費のほか、外国語指導業務委託料、ICT支援業務委託料、各種団体等への負担金、奨学金貸付金、リサイクル未来創生奨学基金積立金などでございます。

86ページの中ほどになります。目3研修費は、陸上記録会や集団宿泊学習など学校行事用送迎バスの借上料や、教職員の資質向上を図るための研修補助金が主なものでございます。

目4学校給食センター管理費は、前年度比で721万2,000円の増となっております。増額の主な要因は、学校給食費補助金であります。ここでは、職員の人件費のほか、学校給食センターの維持管理に必要な経費と調理配送に係る学校給食業務委託料、公用車リース料、学校給食費補助金が主なものでございます。

88ページの中ほどから90ページにかけてになります。項2小学校費、目1学校管理費は、前年度比で2,661万7,000円の減となっております。減額の主な要因は、会計年度任用職員に係る経費を事務局費に組み替えたものでございます。ここでは、職員の人件費、各小学校の維持管理に要する経費のほか、学校ネットワークサーバー更新機器等のリース料、小学校ICT校務支援システム設備等リース料などが主なものでございます。

90ページになります。目2教育振興費は、小学校6校分の各教材用備品と要保護及び準要保護児童就学援助費などが主なものでございます。

90ページの下から92ページにかけてになります。項3中学校費、目1学校管理費は、前年度比で758万5,000円の減となっております。減額の主な要因は、会計年度任用職員に係る経費を事務局費に組み替えたものでございます。ここ

では、職員の人件費、中学校の維持管理に要する経費のほか、校医委託料や不登校対策支援業務委託料、中学校ICT教育整備等リース料などが主なものでございます。

92ページから93ページになります。目2教育振興費は、前年度比で208万7,000円の減となっております。減額の主な要因は、備品購入費の減によるものでございます。ここでは、スクールバス運行业務委託料や要保護及び準要保護生徒就学援助費、中学校入学援助金などが主なものでございます。

以上で、管理課の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○社会教育課長（宮本修一君） それでは、社会教育課関係の主なものにつきまして御説明いたします。

93ページをお願いいたします。款9教育費、目1社会教育総務費でございます。ここでは、職員の人件費のほか、成人教育、人権教育等を推進するための経費及び町PTA連絡協議会等への活動事業補助金を計上しております。

94ページをお願いいたします。目2公民館費は、前年度比で4,862万6,000円の増となっております。増額の主な要因は、老朽化が進みました大崎町研修センターの解体工事に伴います経費を計上したことによるものでございます。ここでは、主に中央公民館など各社会教育施設の維持管理に係る経費で、電気料等に係る光熱水費や空調機器保守などの管理委託料のほか、公民分館の運営の充実を図るための公民分館運営補助金を計上しております。

続きまして、95ページをお願いいたします。目3図書館費には、主に会計年度任用職員の報酬、図書館の維持管理に係る経費で、図書館警備業務や図書館清掃業務の管理委託料のほか、図書購入費の備品購入費を計上しております。

次に、96ページをお願いいたします。目4文化振興費には、主に町内遺跡等の文化財の保護や維持管理に係る経費、及び地域の文化芸術活動の推進を図るため、町文化協会活動事業補助金を計上しております。

続きまして、97ページをお願いいたします。目5青少年教育費には、青少年の健全育成に係る経費のほか、町青少年活動事業補助金や社会教育団体への活動補助金を計上しております。

次に、目6生涯学習振興費でございますが、生涯学習講座に係る講師謝礼が主なものでございます。

次に、目1保健体育総務費でございます。前年度比328万8,000円の増となっております。増額の主な要因は、燃ゆる感動かごしま国体大崎町実行委員会補助金の増によるものでございます。ここでは主に、スポーツ推進委員等の報酬や町民体育祭をはじめ各種大会を開催するための関連経費のほか、町体育協会、大隅ス

スポーツ交流拠点プロジェクトへの運営補助金を計上しております。

次に、98ページをお願いいたします。目2体育施設費は、前年度比で505万円の増となっております。増額の主な要因は、総合体育館の大規模改修工事に向けた設計委託料を計上したことによるものでございます。ここでは主に、町内6箇所の運動公園の夜間照明電気料に係る光熱水費のほか、運動公園や総合体育館の体育施設に係る管理委託料を計上しております。

以上で、社会教育課関係を終わります。よろしくをお願いいたします。

○企画調整課長（中野伸一君） それでは、企画調整課関係の主なものについて御説明いたします。

まず、32ページをお願いいたします。下のほうになりますが、款2総務費、目3広報費に445万9,000円を計上いたしました。毎月発行しております広報おおさきの印刷製本費が主なものでございます。前年度と比較いたしまして29万円の増となっておりますが、主な理由は、今月、コミュニティラジオ局のFMおおさきが開局することに伴い、住民への町政施策周知を図るための広告料を増額したことによるものでございます。

次に、35ページをお願いいたします。一番下の、目10企画費に7,826万4,000円を計上いたしました。36ページにかけてでございますが、主に移住・定住関連予算を計上しております。前年度と比較いたしまして3,195万円の増となっておりますが、主な理由は、36ページの中ほどにございます、野方地区の宅地分譲地造成工事3,300万円を計上したことによるものでございます。

37ページをお願いいたします。目11青少年女性費に7万8,000円を計上いたしました。令和3年度に男女共同参画推進計画を策定の予算を計上しておりましたが、令和4年度では計画策定業務が発生しないために、前年度と比較して20万4,000円の減額となっております。

38ページをお願いいたします。目13地方創生費は、1億1,085万8,000円を計上いたしました。節18負担金、補助及び交付金の大崎町SDGs推進協議会負担金を含むSDGs推進関連予算が主なものでございます。前年度と比較いたしまして1,116万円の減となっておりますが、主な理由は地域おこし研究員と業務委託料の減額と地域おこし企業人プログラムが期間終了したことが伴い、今年度は負担金を計上しなかったことによるものでございます。

若干飛びまして、45ページをお願いいたします。中ほどにございます、目1統計調査総務費8万3,000円と目2委託統計調査費39万4,000円は、就業構造基本調査等の関連経費を計上しているところでございます。

次に、72ページをお願いいたします。款6商工費、目1商工総務費4,477

万6,000円は、企画調整課職員の人件費のほか、かごしま産業支援センター負担金でございます。

次に、73ページから74ページにかけてでございます。目2商工業振興費に30億1,845万9,000円を計上いたしました。昨年度に引き続き、ふるさと納税目標額を30億円と設定しております。432万7,000円の増となっておりますが、主な理由は、新規事業といたしまして、74ページでございます、企業価値向上補助金を創設したことなどが主な理由でございます。

次に、75ページにかけてでございます。目3観光費に4,079万4,000円を計上いたしました。前年度と比較して621万2,000円の増となっておりますが、大崎町陸上競技の聖地創り実行委員会補助金の増と、合宿等奨励金をスポーツ合宿等誘致促進事業補助金に移行し増額したことが主な理由でございます。

次に、一番下の、目4新型コロナウイルス感染症対策事業費といたしまして、全世帯への地域応援商品券発行事業経費を含む大崎町新型コロナウイルス感染症対策委員会補助金と県のまん延防止等重点措置に伴う営業時間短縮要請協力金の町負担金として、総額1億3,777万1,000円を計上しているところでございます。

以上で、企画調整課関係の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） 総務課関係の主なものについて御説明いたします。

29ページをお願いいたします。款2総務費、目1一般管理費は、前年度比で828万4,000円の減となっております。減の主な要因は、一般管理費に計上した職員数の減によるものでございます。ここでは主として、町長等の特別職のほか、職員に係る人件費や自治公民館へ交付いたします運営補助金及び、がんばる地域応援交付金を計上しております。

32ページをお願いいたします。目2文書費は、納付書等の発送に係る郵便料や電話料などの通信運搬費のほか、電話交換業務、例規類集データベースシステムの更新に係る委託料などでございます。

33ページをお願いいたします。目4財政管理費は、財政事務に要する経常経費でございますが、主なものは財政調整基金等への積立金でございます。

次に、目6財産管理費は、主に庁舎等の維持管理に係る経費でございますが、前年度比で2,777万3,000円の減となっております。減の主な要因は、城内共有墓地跡地の災害防止対策事業費の減でございます。

35ページをお願いいたします。目8交通安全対策費でございますが、主なものはカーブミラーやガードレール等に係る交通安全施設の工事費でございます。目9防犯対策費は、志布志地区防犯協会への負担金が主なものでございます。

37ページをお願いいたします。目12電算情報管理費は、電算システムの維持

管理費が主なものとなっておりますが、前年度比で339万3,000円の減となっております。減の主な要因は、契約期間満了による電算リース料の減でございます。なお、新規事業として、コンビニで各種証明書を取得できるようにするためのシステム導入業務委託料や庁舎別館へつなぐLANケーブルの配線工事費を計上しております。

次に、42ページをお願いいたします。こちらは、選挙管理委員会関係でございます。項4選挙費、目1選挙管理委員会費と目2明るい選挙推進費につきましては、選挙事務に係る経常的な経費でございます。

次の43ページをお願いいたしまして、目3参議院議員選挙費から、次の44ページの、目5町議会議員選挙費までは、今後執行予定のそれぞれの選挙に要する経費を計上しております。

少し飛びまして、81ページをお願いいたします。款8消防費でございます。目1常備消防費は、大隅曾於地区消防組合負担金でございます。目2非常備消防費は、前年度比で404万7,000円の増となっております。増の主な要因は、消防団員の処遇改善のための出動報酬等の見直しによるものでございます。ここでは主として、消防団員の出動報酬のほか、防火水槽2基を整備するための工事請負費と大丸分団に導入予定の小型動力ポンプ積載車の備品購入費を計上しております。

82ページをお願いいたします。目3防災対策費は、主に防災行政無線等の維持管理費でございますが、前年度比で675万4,000円の減となっております。減の主な要因は、令和3年度で実施いたしました総合防災マップ作成委託料の減でございます。

101ページをお願いいたします。款11公債費でございますが、目1元金と目2利子の合計で8億3,340万8,000円でございます。

以上で歳出の説明を終わります。次に歳入の主なものについて御説明いたしますので、8ページをお願いいたします。款1町税でございますが、前年度比で4,792万円の増でございます。主として固定資産税の伸びを見込みましての増でございます。款2地方譲与税から款10地方特例交付金までは、国の地方財政計画や前年度の実績見込みを参考に増減しております。

款11地方交付税は、前年度比で6,600万円の減でございます。固定資産税の増加により基準財政収入額への影響があることと、令和2年国勢調査人口の確定により基準財政需要額の減額を見込んでおります。

款15国庫支出金は、前年度比で2億75万3,000円の減、款16県支出金は1億4,395万1,000円の減となっておりますが、いずれも災害復旧事業に係る国・県負担金の減が主な要因でございます。

款18寄附金は、前年度と同額の31億4,000円でございますが、このうち、ふるさと納税寄附金を30億円、企業版ふるさと納税寄附金を1億円計上しております。

次に、款19繰入金は、前年度比で1億7,943万円の増でございます。主なものは、減債基金及びふるさと応援基金の繰入金の増でございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

次に、7ページをお願いいたします。第2表地方債でございますが、起債の目的欄の過疎対策事業から臨時財政対策債まで、合計で3億420万円を計上しております。なお、限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては御覧いただきたいと思っております。また、102ページ以降に給与費明細書、地方債関係資料等を添付してございますので御参照いただきたいと思います。

以上で、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（神崎文男君） 次に、議案第9号について補足説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） それでは、国民健康保険事業特別会計の主なものにつきまして御説明いたします。予算書によりまして歳出から御説明いたしますので、11ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費は、499万1,000円を計上いたしました。主なものは、目1一般管理費、節11役務費の273万1,000円で、国保連合会に支払う手数料等でございます。

12ページをお願いいたします。2段目の表になります。款2保険給付費、項1療養諸費は、一般被保険者の療養給付費及び療養費、そしてレセプト審査支払手数料でございまして、合計13億462万3,000円を計上いたしました。前年度に対しまして1,145万7,000円の増額でございますが、これまでの医療費の実績により増加が見込まれることが要因でございます。

次の項2高額療養費は、一般被保険者の高額療養費及び高額合算療養費でございます。次の13ページをお願いいたします、合計で2億2,255万2,000円を計上いたしました。前年度に対しまして790万2,000円の増額となっております。項4出産育児諸費は420万3,000円を、項5葬祭諸費は84万円を、次の14ページをお願いいたします、項6傷病手当諸費は92万7,000円を、それぞれ計上いたしました。

款3国民健康保険事業費納付金は、県への納付金に係るものでございます。まず、項1療養給付費は3億916万1,000円を、その下、項2後期高齢者支援金等分は9,396万6,000円を、15ページをお願いいたします、項3介護納付金分には3,030万4,000円を計上いたしました。以上、納付金の合計額は4億

3,343万1,000円となっております。この財源は、国民健康保険税及び保険基盤安定繰入金が主なものでございます。

款4共同事業拠出金、目1共同事業拠出金1,000円は、退職者医療制度の対象者の把握に資するため、国保連合会宛に送付される年金一覧表の抽出に係る経費でございます。

次の款5保健事業費、項1保健事業費は775万8,000円を計上いたしました。目1保健衛生普及費635万8,000円は、被保険者指導業務に従事します会計年度任用職員の人件費及び、16ページをお願いいたします、レセプト点検共同事業手数料などが主なものでございます。目2疾病予防費140万円は、人間ドック等の受診に係る健康診断費助成金でございます。項2特定健康診査等事業費2,353万5,000円の主なものは、会計年度任用職員の人件費及び特定健診業務委託料などでございます。

17ページをお願いします。款8諸支出金、項1償還金及び還付加算金は165万円を計上いたしました。これは、保険税の過誤納金等に伴う還付金でございます。

款9予備費は、62万5,000円を計上いたしました。

以上で歳出を終わりました。次に歳入を御説明いたしますので、7ページをお願いいたします。款1国民健康保険税は、一般被保険者分、退職被保険者分を合計いたしましたして2億5,915万7,000円を計上いたしました。前年度に対しまして875万8,000円の減額となっております。

次に、8ページをお願いいたします。款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金は、15億6,032万4,000円を計上しております。前年度に対しまして2,264万2,000円の増額となっております。節1保険給付費等交付金（普通交付金）15億2,346万1,000円は、歳出で御説明しました医療給付費に対応するものでございます。節2保険給付費等交付金（特別交付金）3,686万3,000円は、保険者努力支援分及び県繰入金2号分等でございます。

次に、款5財産収入は、利子及び配当金として5万7,000円を計上いたしました。

次に、款6繰入金、項1他会計繰入金は、1億4,679万1,000円を計上いたしました。主なものは、節1及び節2の保険基盤安定繰入金が合計で1億470万3,000円及び節5財政安定化支援事業繰入金の3,370万1,000円でございます。

9ページをお願いいたします。項2基金繰入金は、主に事業費納付金の財源として2,800万円を基金から繰り入れるものでございます。前年度に対しまして400万円の増額でございます。この繰入金は、国民健康保険税とともに歳出の国民

健康保険事業費納付金の財源に充てるものでございます。なお、2月末現在の基金残高は1億7,001万6,319円となっております。

款7繰越金、項1繰越金としまして1,000万円を計上いたしました。

次の款8諸収入、項1延滞金、加算金及び過料は、目1延滞金として120万1,000円を計上いたしました。項2預金利子は頭出しの1,000円を計上いたしました。次の項3雑入は、合計で100万4,000円を計上いたしました。主なものは、目1一般被保険者第三者納付金の100万円でございます。目2から、10ページの目8までは、それぞれ頭出しでございます。

なお、19ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、御参照いただきたいと思っております。

以上で、説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（神崎文男君） 次に、議案第10号について補足説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） それでは、後期高齢者医療特別会計の主なものにつきまして御説明いたします。予算書によりまして、歳出から御説明いたしますので、8ページをお願いいたします。

款1後期高齢者医療広域連合納付金1億9,178万5,000円を計上いたしました。前年度に比較して879万2,000円の増額となっております。被保険者から徴収した保険料と低所得者等に係る保険料軽減分に対する保険基盤安定分担金を、県の広域連合に納付するものでございます。

次に、款2諸支出金、目1後期高齢者保険料還付金25万円を計上いたしました。前年度と同額でございます。過誤納に係る保険料の還付金で、県の広域連合から受け入れた分を被保険者へ返還するものでございます。

次に、款3予備費は、2万2,000円を計上いたしました。

以上で、歳出を終わります。次に歳入を御説明いたします。6ページをお願いいたします。款1後期高齢者医療保険料1億574万6,000円は、目1特別徴収保険料6,659万8,000円と目2普通徴収保険料3,914万8,000円は、被保険者に係る保険料でございます。

次に、款2使用料及び手数料、目1督促手数料は、普通徴収分に係る保険料の督促手数料として2万円を計上いたしました。

次に、款3繰入金、目1保険基盤安定繰入金8,603万5,000円は、低所得者等に係る保険料軽減に対して、県と町の負担分を繰り入れるものでございます。目2一般会計繰入金1,000円は、一般会計からの繰入金で、頭出しでございます。

款4繰越金、目1繰越金は、頭出しの1,000円を計上いたしました。

款5諸収入、項1延滞金、加算金及び過料、目1延滞金につきましては、現年度分、滞納繰越分、それぞれ頭出しの1,000円の合計2,000円を計上いたしました。

7ページをお願いいたします。2段目の表になりますが、項2償還金及び還付加算金、目1還付金は25万円を計上いたしました。項3預金利子、目1預金利子及び、その次の項4雑入、目1雑入につきましては、それぞれ頭出しで1,000円を計上いたしました。

以上で、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（神崎文男君） 次に、議案第11号について補足説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） それでは、介護保険事業特別会計の主なものにつきまして御説明いたします。予算書によりまして、歳出から御説明いたしますので、10ページをお願いいたします。

款1総務費、目1一般管理費48万3,000円は、介護保険事務に係る電算共同処理のための国保連合会へ支払う手数料及びシステム保守委託料でございます。

次に、款2保険給付費、項1介護サービス等諸費は、11ページの上の表まででございますが、合計で16億627万5,000円を計上いたしました。前年度に対しまして4,200万円の減でございます。減の主な要因は、目1居宅介護サービス給付費によるものでございます。

次に、下の表、項2介護予防サービス等諸費は、12ページまでの表でございますが、5,499万円を計上いたしました。主なものは、介護予防サービス給付費などでございます。

13ページをお願いいたします。項3その他諸費、目1審査支払手数料168万円は、介護給付費明細書の審査支払事務に係ります国保連合会への手数料でございます。

次に、項4高額介護サービス等費は、合計で5,412万円を計上いたしました。利用者負担が一定額を上回った場合に給付する保険給付費でございます。

次に、項5高額医療合算介護サービス等費は、合計で672万円を計上いたしました。これは、介護分と医療分の自己負担を合算して、当該負担が一定額を上回らないように、利用者の負担の軽減を図るための保険給付費でございます。

次の14ページをお願いいたします。項6特定入所者介護サービス等費は、合計で8,665万5,000円を計上いたしました。これは、特別養護老人ホーム、老人保健施設等におきまして介護サービスを受けた場合に、その所得段階に応じて、

利用者の居住費、食費の負担の軽減を図るための保険給付費でございます。

次に、款3地域支援事業費、項1介護予防・生活支援サービス事業費は、合計で2,997万8,000円を計上いたしました。要支援者のサービスのうち、訪問介護及び通所介護サービスに係る経費でございます。

次の15ページをお願いいたします。項2一般介護予防事業費として525万5,000円を計上いたしました。高齢者元気度アップ・ポイント事業の実施やふれあいサロン活動事業、マスターズプロジェクト、ころばん体操など、介護予防事業などに係る報償費や委託料が主なものでございます。

次の16ページをお願いいたします。項3包括的支援事業・任意事業費、次の17ページまででございますが、合計で2,599万6,000円を計上いたしました。これは、地域包括支援センター運営事業の委託料や、認知症対策、生活支援コーディネーター設置に係る経費が主なものでございます。

次の18ページをお願いいたします。款6諸支出金、目1第1号被保険者保険料還付金は70万円を、次の款7予備費は100万円を計上いたしました。

以上で歳出を終わります。次に歳入を御説明いたします。

6ページをお願いいたします。それぞれ、款で御説明いたします。款1保険料は、65歳以上の第1号被保険者の保険料でございますが、3億2,051万4,000円を計上いたしました。昨年度に対しまして309万8,000円の増額でございます。

次に、款3国庫支出金、項1国庫負担金に3億529万7,000円を、項2国庫補助金として、7ページの上の表までですが、合計1億6,810万8,000円を計上いたしました。

次に、款4支払基金交付金は4億8,254万8,000円を計上いたしました。

款5県支出金は、項1県負担金2億6,430万円を、項2県補助金は、8ページの上の表まで、合計で1,000万2,000円を計上いたしました。

次に、款6繰入金は、一般会計からの繰入金として2億7,061万2,000円を計上いたしました。

次に、款7繰越金は5,272万9,000円を、次の款8諸収入、次の9ページまででございますが、頭出しで2,000円または1,000円を計上いたしました。

以上で、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（神崎文男君） 次に、議案第12号について補足説明を求めます。水道課長。

○水道課長（高田利郎君） それでは、水道事業会計予算について御説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

第2条は、業務の予定量でございます。（1）給水戸数6,550戸。（2）年間

総給水量148万9,000立方メートル。(3) 一日平均給水量は、4,079立方メートルでございます。(4) の主要な建設改良事業から、次の3条の収入及び支出と、2ページの第4条資本的収入及び支出は、午前中の施政方針にございました水道事業分の説明のとおりでございます。

それでは、予算説明書で御説明いたしますので、23ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の主なものについて、収入から御説明いたします。

第1款水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益は水道料金でございますが、2億530万9,000円を見込んでおります。対前年度比375万6,000円の減でございますが、使用料の実績に基づきまして見込みでございます。項2営業外収益、目2補助金72万9,000円は、簡易水道企業債償還金の利息相当分と児童手当に要する経費の一般会計からの補助金でございます。

次の目4長期前受金戻入1,095万8,000円でございますが、負債に計上してあります過去に受けた補助金で、令和4年度減価償却金額分を長期前受金から振り替えて収益化するものでございます。

25ページをお願いいたします。支出の主なものについて御説明いたします。款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費3,727万円は、対前年比47万1,000円の増でございます。主なものは、水質検査に必要な手数料及び水源地等の維持管理に必要な修繕費、送水施設の運転のための動力費等でございます。増の要因でございますが、水道機械設備損害保険の増でございますして、過去5年間の保険使用料実績に伴いまして負担率の増によるものでございます。

目2配水及び給水費3,622万4,000円は、対前年比16万5,000円の減でございます。主なものは、職員2名の人件費と、26ページをお願いいたしますして、中継ポンプ場の運転に必要な通信運搬費や動力費、配水施設の維持管理に必要な委託料、それから修繕費等でございます。減の要因は、法定福利費の共済組合負担金の減でございます。

目3総係費4,266万円は、対前年比63万9,000円の増でございます。水道事業運営に必要な一般的経費でございますして、職員3名分の人件費と、27ページをお願いいたしますして、会計年度任用職員の報酬及び量水器検針業務等の委託費が主なものでございます。増の要因は、旅費に水道技術管理者講習会費用を、令和4年度のみでございますが、計上したことによるものでございます。

目4減価償却費6,685万6,000円は、有形固定資産の減価償却費でございます。目5資産減耗費241万9,000円は、固定資産の除却費とたな卸資産減耗費でございます。

28ページをお願いいたします。項2営業外費用の目1支払利息及び企業債取扱

諸費40万9,000円は、企業債の償還利息などで32万8,000円の減でございます。目2消費税及び地方消費税800万円は、消費税の納付予定額でございます。

29ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入でございます。款1資本的収入、項1負担金、目1他会計負担金198円は、消火栓設置工事の負担金でございます。項2補助金、目1補助金159万9,000円は、簡易水道企業債の償還金の元金償還分の一般会計からの補助金でございます。

30ページをお願いします。支出でございます。款1資本的支出、項1建設改良費、目1建設改良事業費7,374万6,000円で、対前年比9,540万9,000円の減でございます。職員1名分の人件費と配水管布設替工事の工事請負費が主なものでございます。町道仮宿下原線下原地区配水管布設替工事外10箇所の計画をいたしております。目2営業設備費464万3,000円を計上いたしました。主なものは、機械及び装置購入費の水道検針システム購入でございます。項2企業債償還金、目1元金償還金295万7,000円は、水道企業債元金償還金でございます。

以上で説明を終わりますが、7ページ以降にキャッシュフロー計算書、それから給与費明細書等を添付してございますので参照をお願いいたします。よろしくをお願いします。

○議長（神崎文男君） 次に、議案第13号について補足説明を求めます。水道課長。

○水道課長（高田利郎君） それでは、公共下水道事業特別会計について御説明いたします。事項別明細書で、歳出から説明いたしますので、9ページをお願いいたします。款1公共下水道事業費、目1下水道総務費1,932万4,000円で、259万1,000円の減でございます。主なものは、職員2名分の人件費と公課費でございますが、減の主な要因は、職員給の減でございます。

10ページをお願いいたします。次に、目2維持管理費でございますが、3,158万4,000円で、67万8,000円の増でございます。大崎クリーンセンターとマンホールポンプ場等の維持管理に必要な消耗品費、光熱水費及び管理委託料が主なものでございます。増の要因は、消耗品費、光熱水費等の増でございます。

次に、目3下水道整備費は1,660万8,000円でございます。公共下水道事業の公営企業法適用支援業務委託料及び、令和4年度は工事請負費を計上いたしております。業務委託は3年目になりますが、内容は、下水道予算科目及び勘定科目等の設定と下水道企業会計システムの構築でございます。工事請負費につきましては、大崎郵便局横のマンホールポンプの取替工事でございます。

次に、款2公債費、目1元金1億1,267万8,000円は、地方債の償還元金

でございます。

11ページをお願いします。目2利子1,665万円は、地方債の償還利子と一時借入金の支払利息でございます。

続きまして、歳入を説明いたしますので、7ページをお願いします。款1分担金及び負担金、目1下水道費負担金61万円は、受益者負担金でございます。

款2使用料及び手数料、目1下水道使用料は3,878万7,000円を計上いたしました。対前年比116万4,000円の増でございますが、下水道使用料金の改定によるものでございます。

款3繰入金、目1他会計繰入金1億4,080万6,000円は、一般会計からの繰入金でございます。対前年比522万4,000円の増でございますが、歳出の目3下水道整備費の工事請負費を計上したことと、この後に説明いたします公共下水道事業債が減額になること、これに伴いまして繰入金を増額し調整するものでございます。

8ページをお願いします。最後の、款6町債、目1公共下水道事業債1,760万円は、公共下水道事業債で資本費平準化債及び公営企業会計適用債の借入でございます。令和4年度の起債返済額が減額になることに伴いまして、資本費平準化債の借入額も減額になるものでございます。

前に戻りまして、4ページをお願いします。ただいま説明いたしました歳入の地方債でございます。起債の目的は、資本費平準化債が850万円、公営企業会計適用債が910万円となっております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、各欄のとおりでございます。

以上で説明を終わりますが、12ページ以降に給与費明細書等が添付してございますので、参照いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。

まず、議案第8号「令和4年度大崎町一般会計予算」について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第9号「令和4年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算」について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第10号「令和4年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算」について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第11号「令和4年度大崎町介護保険事業特別会計予算」について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第12号「令和4年度大崎町水道事業会計予算」について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第13号「令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計予算」について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第9号、議案第10号、議案第11号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

次に、議案第12号、議案第13号は会議規則第39条第1項の規定により、文教経済常任委員会に付託いたします。

次に、議案第8号についての審査方法についてお諮りいたします。議案第8号「令和4年度大崎町一般会計予算」については、委員会条例第7条第1項及び第4項の規定により、議長を除く11名の委員で構成する令和4年度大崎町一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました11名を委員とする、令和4年度大崎町一般会計予算審査特別委員会に付託して審査することに決定いたしました。

これより、特別委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。委員会条例第8条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長は特別委員会において互選することになっております。さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長が共にいないときは、議長が委員会招集日時及び場所を定めてその互選を行わせることになっておりますので、これより特別委員会の委員長及び副委員長の互選を議員控室でさせていただきます。

これより暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後 2 時 2 3 分

再開 午後 2 時 3 2 分

-----○-----

○議長（神崎文男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、特別委員会において互選されました委員長及び副委員長の氏名を報告いたします。

委員長に 11 番、児玉孝徳君、副委員長に 7 番、吉原信雄君が選任されました。

-----○-----

日程第 18 議案第 14 号 大崎町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（神崎文男君） 日程第 18、議案第 14 号「大崎町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、令和 4 年 4 月 1 日から施行される個人情報保護法の規定に伴い、大崎町個人情報保護条例の一部を改正するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。

本案は、国における個人情報保護制度の見直しにより、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が令和 4 年 4 月 1 日に廃止され、独立行政法人等に係る個人情報の保護に関する規律については、令和 4 年 4 月 1 日から施行される改正後の個人情報保護法において定められることになりましたので、大崎町個人情報保護条例について、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表に基づいて御説明いたします。

アンダーラインの箇所が改正部分でございますが、第 4 条第 3 号中、独立行政法人等の用語の定義について引用する法令を、現行から改正案のとおり整理するものでございます。なお、改正後の条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第14号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第14号「大崎町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第14号「大崎町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第19 議案第15号 大崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

○議長（神崎文男君） 日程第19、議案第15号「大崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、令和3年8月に人事院が報告した妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置に基づき、非常勤職員の育児休業等の取得要件等の緩和等を行うため、大崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。

令和3年8月に、人事院が国家公務員に係る妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置を明らかにし、国家公務員について両立支援の措置が講じら

れることに伴い、地方公務員についても、地方公務員法第24条第4項の均衡の原則に基づき、国家公務員と同様の措置を講ずることが求められております。本案は、この措置を受けまして、大崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容は、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件の緩和措置等でございます。これまでは、非常勤職員が採用から引き続き在職した期間が1年以上でなければ、育児休業や部分休業を取得することができませんでしたが、今後は、継続的な勤務が見込まれる非常勤職員につきましては、採用当初から取得できることになるものでございます。

それでは、お手元の新旧対照表で御説明いたしますので、1ページをお願いいたします。右側が現行、左側が改正案で、アンダーラインの箇所が改正部分でございます。

まず、第2条第3号は、育児休業を取得する際の非常勤職員の要件について規定しておりますが、現行の「(ア) 任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員」となっている要件を削除し、(イ)及び(ウ)をそれぞれ繰り上げ、条文を整理するものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。第19条でございますが、こちらは部分休業、いわゆる子を養育するため2時間を越えない範囲で勤務しない場合の職員の要件について規定しております。現行の第2号の「(ア) 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員」となっている要件を削除するとともに、(イ)を削除し、第19条第2号の条文を整理するものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。左側の改正案でございますが、第23条は新設でございます。こちらでは、妊娠、出産等を申し出た職員に対する個別の周知、意向確認に関する措置が義務づけられることとなります。次の第24条も新設になりますが、勤務環境の整備に関する措置についての規定でございます。こちらでは、職員に対する育児休業に係る研修の実施などの措置が義務づけられることとなります。

なお、改正後の条例は、令和4年4月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第15号は、会議規則第

39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第15号「大崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第15号「大崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第20 議案第16号 大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長（神崎文男君） 日程第20、議案第16号「大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、全世帯対応型の社会補償制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律及び施行に伴う政令の整備等により、子育て世帯の負担軽減の観点から、子どもの均等割部分を軽減する措置が講じられたため、国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

改正する内容は、軽減を図るため、国民健康保険に加入している6歳以下の未就学児1人当たりの均等割額を2分の1に減額するものです。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○税務課長（本松健一郎君） 今回の改正につきましては、先ほど町長のほうから説明がありましたとおり、全世帯対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法が中心になった法律改正が主なものでございます。

世帯主に対して賦課する被保険者均等割型から、当該世帯に属する未就学児であ

る被保険者につき算定した被保険者均等割額を減額する等の措置を講じられるため、国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

具体的には、子育て世帯の負担軽減を図るため、国民健康保険に加入している子どもの均等割額を軽減する措置で、6歳以下の未就学児1人当たりの均等割額を2分の1軽減をするものでございます。

では、実際の均等割の軽減額につきまして、議案の次にございます新旧対照表の8ページをお開きしていただきまして、それに基づいて説明をさせていただきます。

8ページ、9ページに新設されておりますアンダーラインの部分が、今回の改正箇所でございます。国民健康保険税の減税額第23条第2項が新設され、第1項は現行の基礎課税額均等割額、現在2万700円になりますが、これに対して減額された後の納税額でございます。

次の9ページを御覧ください。第23条第2項第2号は、現行の後期高齢者支援金等課税額均等割額が、現在7,800円に対しまして減額された後の納税額でございます。一般の未就学児を含む世帯については、同項第1号のエの記載のとおりで、現行の2分の1軽減額の基礎課税額均等割額2分の1になりますので1万3500円であります。同項第2号エも記載のとおり、現行の2分の1の減額の後期高齢者支援金等課税額均等割額3,900円となります。令和3年度の実績で申し上げますと、国民健康保険加入未就学者が66名でございました。この数字をもとに計算をいたしますと、最大で94万円程度、最小で28万円程度が影響額と、今、考えているところでございます。これにつきましては、国からの交付金等で補填をされるということですので、特別会計のほうには影響は出ないということと考えております。

以上で、新旧対照表による条例改正の説明を終わりました、次に、今回の改正による施行年月日について御説明させていただきますので、議案の下段を御覧いただきたいと思っております。附則の第1項でございますが、この条例は、上位法の改正に伴う条項の整理等は、公布の日から施行となりますが、未就学児に係る負担金軽減措置に関するものにつきましては、令和4年4月1日からの施行となります。

第2項は、改正前、改正後それぞれの適用区分について規定するものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第16号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第16号「大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第16号「大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第21 議案第17号 大崎町介護保険基金条例の制定について

○議長（神崎文男君） 日程第21、議案第17号「大崎町介護保険基金条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、介護保険財政の調整を図り事業の健全化に資するため、大崎町介護保険基金を設置することとし、その管理、運用及び処遇に関する事項を定めるものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださるようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） それでは、御説明いたします。

本案は、介護保険事業の円滑な運営に資するため、大崎町介護保険基金を設置するに当たり、必要な事項を定めるものでございます。

条文に沿って説明をさせていただきます。

第1条では、基金の目的及び設置について定めております。第2条では、基金として積み立てる額について定めております。第3条では、基金に属する現金の管理について定めております。第4条では、基金の運用から生ずる現金の処理について

定めております。第5条では、基金に属する現金の処分について定めております。第6条では、基金に属する現金の理解運用について定めております。第7条では、委任事項について定めております。

次のページをお願いいたします。最後に、附則でございますが、本条例は、令和4年4月1日から施行するものとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第19号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

○議長（神崎文男君） 以上をもって、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

-----○-----

散会 午後2時51分

第 2 号

3月16日(水)

令和4年第1回大崎町議会定例会会議録（第2号）

令和4年3月16日

午前10時00分開議

於 会 議 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名（1番，2番）
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第1号 令和3年度大崎町一般会計補正予算（第8号）
（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第4 議案第2号 令和3年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第2号）
（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第5 議案第3号 令和3年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第1号）
（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第6 議案第4号 令和3年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算
（第2号）
（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第7 議案第18号 2災836号飯隈橋橋梁災害復旧工事（上部工）請負
契約の締結について

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

- | | |
|------------|-------------|
| 1番 平 田 慎 一 | 7番 吉 原 信 雄 |
| 2番 富 重 幸 博 | 8番 中 山 美 幸 |
| 3番 稲 留 光 晴 | 9番 上 原 正 一 |
| 4番 諸 木 悦 朗 | 10番 小 野 光 夫 |
| 5番 宮 本 昭 一 | 11番 児 玉 孝 徳 |
| 6番 中 倉 広 文 | 12番 神 崎 文 男 |

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名
- 町 長 東 靖 弘 農林振興課長 中 村 富士夫

副 町 長	千 歳 史 郎	耕 地 課 長	竹 本 忠 行
教 育 長	藤 井 光 興	建 設 課 長	時 見 和 久
会 計 管 理 者	西 高 和 義	農 委 事 務 局 長	相 星 永 悟
総 務 課 長	上 橋 孝 幸	水 道 課 長	高 田 利 郎
企 画 調 整 課 長	中 野 伸 一	教 委 管 理 課 長	上 野 明 仁
住 民 環 境 課 長	岡 留 和 幸	社 会 教 育 課 長	宮 本 修 一
保 健 福 祉 課 長	谷 迫 利 弘	税 務 課 長	本 松 健 一 郎

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事 務 局 長	本 高 秀 俊
次 長 兼 調 査 係 長	福 永 浩 二
議 事 係 長	上 床 就 路
庶 務 係 主 幹	西 ゆかり

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（神崎文男君） これより、本日の会を開き、直ちに会議いたします。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（神崎文男君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、平田慎一君、及び2番、富重幸博君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 一般質問

○議長（神崎文男君） 日程第2「一般質問」を行います。

一般質問は、通告順により許可いたします。まず、3番、稲留光晴君の質問を許可いたします。

○3番（稲留光晴君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の稲留でございます。通告書に基づき質問をいたします。

まず、はじめに、コロナ禍での感染予防についてでございます。オミクロン株が出て以来、症状が軽いとのマスコミ報道があります。この間、鹿児島県を含め、全国でも爆発的感染が広がり、本町も連日感染者が出ております。3月からは、特に、感染者との接触による感染増加が目立っております。

それでは、本題に入りまして、公共の屋外施設利用をどこまで認めるか、特にグラウンドゴルフ場利用です。知り合いの方も町外でのグラウンドゴルフで感染をされました。症状はなくても、家族に感染させてしまったとのことであります。また、あすばる大崎グラウンドへは、町外の方も多く来られている状況であります。グラウンドゴルフは健康増進の一翼を担っていますので、グラウンドゴルフ場禁止とはなかなかいかないのではないかと考えます。どこまで認めるかについて答弁をお願いして、最初の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） 公共屋外施設利用はどこまで認めるかの御質問でございます。現在、本町におきまして、グラウンドゴルフで使用できる公共屋外施設は、運動公園等やふれあいの里公園の多目的広場などを含め、合計9箇所でございます。コロナ禍における公共屋外施設利用につきましては、町内の感染状況、近隣自治体や鹿児島県が有する施設の対応状況などを考慮して、施設利用に当たっては感染防止対策を徹底した上で利用可能としているところでございます。

また、住民の方々の健康を維持するためには、運動を継続して行うことが大切なことであると認識していることから、利用者自らも感染症対策を十分行った上で御

利用いただきたいと考えております。

以上でございます。

○3番（稲留光晴君） 今、町長から答弁をいただきました。グランドゴルフ場が禁止ということが、昨年、オミクロン株が出る前、使用禁止という期間があったと思うんですが、そのときの状況と最近の状況というのは当然違うと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 新型コロナウイルスが発生して、緊急事態宣言が出されたり、あるいはまん延防止重点措置が、現在解除されておりますけど、緊急事態宣言等においては、その時点での感染拡大は急速に広がっておりましたので、国・県もそういう使用上については十分、厳重に注意することとあって使用禁止ということをやっていたところでございます。

だんだん、新型コロナウイルスの変異株が変わってきて、現在オミクロン株ということでもあります。オミクロン株が発生して、まん延防止等重点措置がずっと取られておまして、鹿児島県においても3月6日をもって重点措置を解除する、そして飲食店の営業時間等についても解除していくという方針が取られてきているということが今日であると思います。

公共施設の使用についてということでのお尋ねですけど、オミクロン株が発生してきて、そしてまた、その中でも利用される方々、高齢者の方だけでなくしてすべての人々が感染防止対策を講じてきているという状況があります、認識も大分高まってきているということがありましたので、今回も、それぞれの団体の皆さん方にも、使用に当たっては厳重にマスク着用、間隔を空けることということもお願いしながら使用を認めているという状況でございます。

○3番（稲留光晴君） そういう関係者の代表の方とか、毎週練習されている方、あとは試合をされている方なんかの代表者の方には、行政のほうから、こういう状況だからということで注意をしてくださいと、直接そういうお話というのはされているというような町長の答弁でよかったのでしょうか。

あと、私も持留改善センターによく行くんですが、感染予防の看板等がちょっと見づらいつか、もっと注意を喚起するようなそういうふうな工夫というかですね、そういうのも必要ではないかと思うんですが、持留改善センターに限ったことではないんですが、その辺の看板等のかけ直しとか、そういうのは考えていらっしゃるのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 持留改善センターによく行かれるということでございますが、グランドゴルフをされる皆さん方、その代表者からも、利用される方々にはマスク着用と、それから間隔を空けること、休憩時間においても間隔を空けることという

のは再三、再三注意していただいていることも、こちらのほうからも再三そういった情報を発信して、そういうふうな指導をしてくださいということもお願いしてきておりますので、利用される皆さん方は認識をされておられると思います。その上で、注意書きがよく見えづらいということでもありますので、その点については担当課と協議しながら、どういう対応をすればいいかということは考えてまいりたいと思います。

○3番（稲留光晴君） その辺は、再度検討をしていただいて、大きく目立つものにしていただければと考えます。

それでは、2番目に入ります。学校のトイレに生理用品の常備についてですね。この件は昨年、教育長に面談をさせていただきまして、要望として話をいただいた経緯でございます。この間、鹿児島県男女共同参画室が、生理の貧困に関するウェブアンケート調査結果を公表をいたしました。調査目的は、女性や女の子が経済的な理由などから生理用品が買えない、また使えない、いわゆる生理の貧困に関する状況を把握し、課題を整理して今度の施策の参考とするためです。令和3年9月21日から10月10日の二十日間で、回答数4,035人でありました。生理用品が買えなくて困った経験のある人の内容として、「子どもの学費、部活動費、家族の食事や交際費で出費が多く、そちらのほうを優先してしまう」これは20代パートの女性。2番目に、「給料が少なく、うち小学生が3人で、長期間勤務が困難なため、収入が少ない」40代契約社員。3番目、「父と妹と3人暮らし。父に頼みづらい」など、コロナ禍で増えていると分析をしています。

「生理用品を無料で配布される場合、どの場所がよいか」との回答では、「公共トイレ」が51%、「学校トイレ」が59%となっています。また、今年の県の新年度令和4年度当初予算で、市町村への支援金の中で生理の貧困支援促進事業として700万円が予算化されたそうです。ということを報告し、本題に入りましてですね、教育長に昨年9月に一般質問を求めました。その後の対応等についてお聞かせをいただきたいと思います。

○教育長（藤井光興君） ただいまの質問にお答えいたします。

現在、学校で生理用品が必要な児童・生徒に無償で提供できる状況にあります。特に大崎中学校では、校内のすべての女子トイレの手洗い場の横に生理用品を設置し、誰にも断ることなく生理用品を取れるようになっていきます。使用量としては、月に35枚程度使われていると報告を受けておりますが、これらは昨年の12月から実施しておりますが、今のところ大きな問題はないようです。今、中学校につきましては、今、申しあげましたように、保健室に行かなくても、自由に取れるようにしたということです。

あと、このことにつきましては、2月の校長会で中学校の校長から報告してもらいましたけども、小学校につきましては、今のところ、まだ従来どおり保健室で管理していると、これは発達段階もあるでしょうから、そういうことです。

以上です。

○3番（稲留光晴君） 教育長から、現在、大崎中学校のほうに配備していると、常備しているということでございます。この件に関して、鹿児島県内でも14市町村が取り組んでおりますが、学校でもですね中学校とかそういうふうな区別はなくて、トイレに置いているというところが、垂水市、日置市、志布志市、始良市、さつま町、それであと大崎町ということになりましたので、あと小学校も高学年からは、そういう女の子の日の来ると、そういう月に1回の子がおりますので、またその辺は引き続き検討していただければと思います。よろしく申し上げます。

もう1点ですね、先ほど申しました、県の補正が組まれて、700万円の支援金ということで、各市町村への促進事業で支援金が700万円出ておりますので、またそこ辺もちょっと利用していただければというふうに思っております。

それでは、3番目に入ります。自治公民館文書発送の利用の在り方についてでございますが、昨年、2年前ですね、神奈川県の方から大崎菱田のほうに帰られてこられた男性の方がいらっしゃいますが、奥様が菱田の生まれということでですね帰ってこられた。その方からのですね、私はちょっと抗議的な言葉で話をされたんですね。町長、鹿児島県護国神社奉賛会大崎支部長、東靖弘のほうからですね自治公民館長班長様ということで、令和3年度護国神社奉賛会費とりまとめ方についてお願いということでですね「奉賛会費額が1戸当たり50円となっております、今年も町民の皆さんの浄財を募っていただくよう、県護国神社より依頼がまいりました。つきまして、下記のとおり皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。以上、とりまとめの上、6月15日までに、老人福祉センター内社会福祉協議会窓口、または大崎町役場野方支所まで御入金くださるようお願いいたします。なお、個人への領収書は準備しておりませんので、自治公民館宛の領収書を発行いたします。よろしく申し上げます。問い合わせ先は、鹿児島県護国神社奉賛会大崎支部、大崎町社会福祉協議会内」というふうになっておりますね。それとまた、鹿児島県護国神社水系奉賛会趣旨という文書もその方からいただいてですね、こういった文書が自治会のそういった自治会費からですね引かれているんですね。

町長、当然御存じだと思うんですが、自治会のこういうルートでこういうお金を集めていると。私も当初は全くこういうのを知らないし、公民館長さんだけが御存じだったのか、見たこともないものを突き付けられまして、こういうことをしてもいいのかみたいですね言われたんですよ。ルートとしては、住民に協力を求めな

ければならないという、こういう寄附でも何でもそうなんです、今後はやっぱりルートを変えてですね再検討が必要じゃないかと考えるんですが、町長、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 問題は、護国神社からの文書が社会福祉協議会に来るわけでありましてけれども、そちらのほうからずっとやっていたということで、文書発送が役場の公文書発送の中で実施していたということであります。護国神社の奉賛会に対する寄附自体は神社が主催してやることですので、個人のそういった考えの方々は寄附していただくということはあって当然だと思っておりますが、ただ、御指摘があった、行政が宗教団体の文書を出していいのかどうかということがありますので、その点については十分検討をしてみたいと思います。

○3番（稲留光晴君） 金額ではないということ、私も実際のところですね、いろんな団体の方から来ておりますので、その辺は、今、町長がお答えになりましたとおりでいいかと思いますが。多くの住民の方も、役場の総務課からこうやって回覧が来れば、何の気なしにしてしまう。それは私のほうに抗議をされた方もですね、「ずっとお袋が何十年もやってきたから、あんたもしなさい」みたいなことを言われたそうですね。また、そこ辺がやっぱり当然おかしいんじゃないのということがございましたので、ちょっとそこ辺を質問をさせていただきましたので、再検討をということでですねお願いしたいと思います。

それでは、最後の質問になります。地域おこし協力隊員についてでありますけれども、本町に地域おこし協力隊員の方が初めて来られたのは、ちょっと私の記憶は確かかどうかわかりませんが、7年前だったと思うんですね。それから、もう何期目かが交替とかいうことでいなくなられたりという現状がございます。

それでは、地域おこし協力隊員ですね活動状況について、現状をお示しをお願いしたいと思います。

○町長（東 靖弘君） 地域おこし協力隊の活動状況についての御質問でございます。御承知のとおり、地域おこし協力隊制度は、総務省が定める地域おこし協力隊推進要綱に基づき、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図る趣旨のもと、活用されており、令和2年度末では全国で5,560人が委嘱されております。

その委嘱形態については、非常に自由度が高い制度となっており、行政職員の補助的な役割であったり、熊本県高森町では、劇団を設立するために20名の地域おこし協力隊を募集するなど、多種多様な活用がなされているようであります。本町におきましては、これまで通算11名の方を任用してまいりましたが、現在は4名の方を、地域おこし研究員という名称で業務委託契約の形態で任用しております。

この4名の今年度の活動状況についてお答えさせていただきます。お一人は、特産品事業者間のコミュニティ構築や事業者間連携による商品開発、及び認知拡大イベント開催などの活動を行っています。2人目は、特産品の販路拡大、及び本町特産品の知名度向上に資するシェフツアー、鹿児島相互信用金庫と連携した事業承継支援などでございます。3人目と4人目は、多文化共生推進業務、旧大崎マルシェの活用促進、男女共同参画推進計画策定へのアドバイスなどを行っていただいているところであります。

残念ながら、新型コロナウイルス感染症の拡大により、多人数でのイベントが開催できないなどの制約を受けている中ではありますが、本町の地方創生推進に客観的な視点での御協力をいただいております。

以上でございます。

○3番（稲留光晴君） 現在4名いらっしゃるということですね、最初のほうは地域おこし協力隊員という呼び方でやっておりました。これが、今、研究員というふうに変わっているんですね、私は議案等を見て、そう思ったんですが。これはどこがどう違うのか、委託の中身、そういうのがあるんですか、ちょっと教えていただければ。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、担当課長が答弁いたします。

○企画調整課長（中野伸一君） お答えいたします。

あくまでも国の制度上は地域おこし協力隊ということで、間違いございません。本町が慶応大学との連携協定を結んだ際に、慶応大学の大学院生を受け入れる名称が地域おこし研究員という制度がございましたので、その名称を代用させていただいているだけで、中身といたしましては地域おこし協力隊と何ら変わりはありません。

以上でございます。

○3番（稲留光晴君） 例えば、契約というか、本町に例えば7月に来られたと、年初に来られた場合、例えば途中で来られて活動をずっとされて、それから年度ごとに契約更新になるわけですね。その契約更新はどのようになっているのかをちょっとお尋ねをしたいと思いますが。

○町長（東 靖弘君） 契約更新についての御質問でございますが、本町で活動されております4名の地域おこし研究員の契約につきましては、単年度ごとの契約になっており、すべてが本年3月での契約終了となっております。

以上です。

○3番（稲留光晴君） 例えば、今申しましたように、6月でも7月でも来られておられても、年度末、3月末をもって契約が満了になるという理解でよろしいんですか。

6月に来たから、例えば新しい年度になって6月までということではないんですか。ちょっと、そこ辺を再度お願いします。

○企画調整課長（中野伸一君） 地域おこし協力隊の制度につきましては、総務省の推進要綱に基づいて行っているわけですが、最長3年間となっていることは御指摘のとおりでございます。

ただ、予算を編成する際には、あくまでも単年度ごとの予算措置をしますので、とりあえず今回は、年度で終了ということに措置しているところでございます。

以上でございます。

○3番（稲留光晴君） あとですね、契約満了後の処遇はどうなるかと、私はこういう質問をしたんですが、契約満了後の処遇というのは、もう本町とは全く関係のない、対応していないよということなんですかね。ちょっと、私、処遇はどうなるかと質問があったんですが、ちょっとそこ辺はどうですか。

○町長（東 靖弘君） 契約満了後の処遇についての御質問でございます。先ほどの答弁と重なりますが、本年3月での契約終了となっておりますので、4月以降における地域おこし協力隊としての本町との契約は発生しない予定でございます。

○3番（稲留光晴君） 了解いたしました。

あと、さかのぼっての話になるんですが、地域おこし研究員の方もですね、学校の教職員の免許を持っていた方が、先生の助手とかですね、そういったところで事務的助手、教師助手として働く内容ではなかったのかと。当然、本町に定住をしてほしいという、私の気持ちと言いますか、私たちの気持ちがあったんですが、それが目的ではないということに理解を私なんかもしていいのかなと。地域おこし協力隊の方にですねずっと定住をして仕事をしてほしいという気持ちを持つべきではないのかなと、最近思うようになったんですが、ちょっとそこ辺をお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） これまで、本町への地域おこし協力隊として来てこられた方々で、20代から40代ぐらいまでという層でありますけれども、当然、契約期間終了後、本町での仕事ということで、そういった説明をこれまでもしてはまいりましたが、やはり、次の自分のステップということを考えての地域おこし協力隊、研究員としてということで来ている方々がおりますので、一通りは移住・定住とか、あるいは本町で活躍ということは、私自身は説明もしてきたつもりであります。

しかし、当の本人たちが、また次のステップで活躍したいという意向を持っておりますので、そこは実現していないというところです。

○3番（稲留光晴君） 次の、町の職員として採用の考えはないのかというふうに質問になりました。隣の東串良町はですね職員として採用をしたらしいですよ。ちょっ

とそこ辺で、町長のお考えをお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） その点につきましては、担当課長のほうで答弁をさせていただきます。

○企画調整課長（中野伸一君） 御指摘の、東串良町に採用されたというお話で、東串良町のほうにちょっと問い合わせをしてみました。

東串良町の協力隊員であった方が、3年経過後に、今、移住コーディネーターという形で委嘱をされているようでございます。それは、最初からその方のために用意された職というわけではなくて、たまたま移住コーディネーターという募集を公募をかけたときに、協力隊員の最終年度に当たっていた方が応募をされて、たまたまそれに採用されたということでございますので、退任後、その方のために職を用意したという形ではございませんということで、東串良町のほうから回答を得ているところでございます。

以上でございます。

○3番（稲留光晴君） 移住コーディネーターということで、今、課長はおっしゃったですね。本町にはそういう、似たようなのはございませんでしたか。そういうことで来られたというのはいないんですか。

○企画調整課長（中野伸一君） 移住コーディネーターという職でしょうか。本町では、今のところはそのような職は設けていないところでございます。

以上でございます。

○3番（稲留光晴君） たまたま、じゃあ、東串良町で移住コーディネーターで募集をかけて、その方が、今、町の職員ということなんですね。中野課長が、今、早速問い合わせをしましたということでございますけども、ちゃんと職員として東串良の行政の仕事の内容というのをお聞かせ願いますか、問い合わせをした中身。

○企画調整課長（中野伸一君） 私の知り得る限りの話になりますけれども、移住コーディネーターの話しか聞いておりませんので、詳しくはそこまで存じ上げないんです。東串良町が、大崎町の町境のところに宅地分譲をやったりだとか、この前もニュースで人口が増えているというような紹介がございましたけれども、いろいろ暮らし体験住宅だとか、空き家を使っての移住希望の方を住ませる住宅だとか、移住政策にかなり力を入れているようでございまして、それをなかなか役場職員だけでは人員的に回らないというところもあって、移住コーディネーターという職を設けて、その方を中心に、いろいろ移住相談の窓口を設けているというような形ではなかろうかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○3番（稲留光晴君） 説明をいただきました。了解でございます。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（神崎文男君） それでは、コロナ関係の換気もありますので、10分間休憩を行います。

-----○-----

休憩 午前10時32分

再開 午前10時42分

-----○-----

○議長（神崎文男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、8番、中山美幸君の質問を許可いたします。

○8番（中山美幸君） 私は、さきに通告をしておきました新年度予算と町長の施政方針演説、選挙公約等の関係について質問いたします。

先般の令和4年度の施政方針において、SDGs持続可能な開発目標を掲げ、少子高齢化対策・人口減少問題に取り組むとのが第1点。2点目として、資源リサイクル・ごみリサイクルによる人を集め、人を育む政策の展開、3点目として、ふるさと納税を活用した産業育成、4点目として、スポーツ観光振興政策におけるスポーツコミッションを掲げられております。

そこで、この4点における予算措置がどのような形で計上されているかを問い、1回目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） 選挙公約と施政方針がどのような内容で新年度予算に反映されているか、また、その効果についての御質問でございます。

今回、10項目の公約を上げさせていただいておりますが、新年度におきましては大きく4つのテーマを柱として予算編成いたしました。

まず、1つ目の柱、SDGs持続可能な開発目標としまして、野方地区における宅地分譲地造成工事や、環境配慮型定住住宅取得補助金などの移住・定住、年少人口対策に関する予算、大崎町SDGs推進協議会負担金など、SDGsに関する予算、大崎町の主産業である農業の振興を図るため、農業公社設立準備、担い手育成や新規就農者への支援、有害鳥獣対策などに関する予算を計上しております。

次に、2つ目の柱、資源リサイクルとしましては、ゼロカーボン達成に向けたロードマップの策定など、全国に誇る環境施策に関する予算や、大崎町衛生自治会の活動に対する補助金など、大崎リサイクルシステムの継続と発展に係る予算などを計上いたしました。

3つ目の柱、ふるさと納税におきましては、ふるさと納税の寄附者に対する謝礼や、PR業務の委託料など、ふるさと納税促進事業に係る予算を計上しております。

4つ目の柱、スポーツ観光振興政策におきましては、陸上競技の聖地実現に向け

た取組に対する助成や、ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅などを活用したスポーツ合宿等誘致促進事業補助金などのスポーツ振興施策に関する予算などを計上するとともに、合宿誘致や地域経済波及のためのスポーツコミッション組織の設立に向けた準備を進めてまいります。

そのほか、空き店舗対策や新規創業・企業支援事業、企業価値向上補助などの稼ぐ自治体、地域経済循環のまちづくりに関する予算や、海外へのホストタウン・ホームステイ事業や青少年海外派遣事業など、教育環境の充実、児童・生徒の国内外交流の推進に関する予算、地域元気づくり推進事業などの産官学民連携推進に関する予算、生きがい・健康づくり支援として、老人クラブ活動への助成や、ふれあいの里公園多目的広場公衆トイレの整備などの健康長寿・生涯学習環境の充実に関する予算、出産祝金や学校給食費補助など、子育て支援に関する予算、持留改善センター裏の林地崩壊防止工事や防火水槽新設工事等の防災・減災等いのちと暮らしの安全対策、生活環境の整備などの予算を計上しております。

総括いたしまして、私の公約と施政方針を反映させ新年度予算は編成いたしました。既存の事業や新規事業も含めて効果をしっかりと検証し、見直しや廃止を行い、今後も行財政改革を進める所存でございます。

最後に、施策予算に対する効果についてでございますが、新年度においては、公約の達成に向けた土台づくりのための効果的な予算が編成できたと考えております。人口減少対策など一朝一夕ではその効果を実証・検証しがたい施策もございまして、大崎町総合計画で定めた重点業務評価指標の達成に向け、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○8番（中山美幸君） 今、町長にお答えをいただいたわけですが、当初の予算審査委員会の冒頭のあいさつもろもろとほぼ同じようなといいたいまいしょうか、これ、変わったら、またおかしくなるわけですが、そういったようなことが、今、町長のほうから答弁をいただきました。

予算審査の中です。私、3点ほど、非常に行政としてはよかったなというように、まず、12月議会でも申し上げておきましたが、給食費の予算化、保護者の方々に対する助成金額、これも増額されておりました。非常にこれはよかったんじゃないかなと思いますけども、若干、助成額がもうちょっとあってもよかったのかなと思います。徐々に、これは増やしていただいてもよろしいのかなというふうな感触を持ったところでございます。

予算委員会の中でも、これは確認申し上げましたが、小学校及び中学校の給食費、幾らになるのかというのをまず、お伺いしましたけど、確認のため、もう一回お願

いたします。

○教育長（藤井光興君） 給食関係の質問でございますが、町長のほうと相談の上で、保護者の経済的負担の軽減を図るために、学校給食費に対する補助額を増額いたしました。

小学生の場合、一月2,000円を550円増額し2,550円に、中学生の場合、一月2,000円を900円増額し2,900円にし、実質の負担額を、小学生が1,500円、中学生が2,000円としております。

以上です。

○8番（中山美幸君） 今、教育長のほうから、小学校の給食費は1,500円、中学校が2,000円の保護者負担ということでございますので、私が予定していたより、先ほど申しましたように若干助成額というのが少なかったかなというふうに考えますが、善処していただきましたことには評価を申し上げます。

そこで、以前にも申し上げましたけども、給食についての農畜産物、本町のそういったところをどのような活用を今後考えられるのか。やはり、町長の施政方針の中にもそういったことが若干触れられております。そこを、教育委員会として、もしくは町長として、どういった考えを持っておられるか、そのことについてお示しをください。

○教育長（藤井光興君） その件につきましては、給食担当とも話をしましたが、できるだけ地産地消ということでお願いしてあります。

月に1回か2回でいいけれども、大崎町のいろんな産物を使うということで、そんな日を設けてもいいんじゃないかと、そして、今、一生懸命、給食のほうで給食日よりやら献立表を出しておりますけど、生産者の顔を出してみたりとか、紹介をしてみたりとかいうこともやっておりますので、これからもだんだんそれを広げていって、これは大崎のどこどこさんの何のあれですという紹介もしておりますので、そんなふうに広げていったらいいのかなと思っているところです。

以上です。

○8番（中山美幸君） そちらのほうもですね、今おっしゃったように、もう少し重点的に、確実に実行していただきたいというふうに要望申し上げておきますし、また、近々のソビエトとウクライナの関係で小麦もかなり上がっております。そういった関係で、パン食を米飯に代えていくとか、そういった方法を取ることによって価格の変動といたしまししょうか、そういったことにも対応できると理解しておりますので、また、燃料等の高騰もあろうと思います。そういったことをですね十分加味しながら努力されるように要望申し上げておきます。非常に、この件については、予算化されたことについては評価を申し上げます。

もう1点、防災についてですが、町長、よく防災等のことも話をされます。非常によかったのはですね、よかったといきましょうか頑張ってくださいましたねと思ったのは、建設課です。建設課の努力もあったんでしょうけども、持留川の寄り州除去、かなり進んでいまして、本町の三文字地区の浸水対策にもかなり、今回は6月、7月の豪雨に対する排水といきましょうか、そういったものについては貢献するんじゃないのかなと、貢献するというふうに私は確信を持っていますけども、このことについては高く評価を申し上げます。あとは水門の管理ですね、県から委託事業として受けている水門管理をしっかりしていただくように、これも申し上げておきます。

それから、先般、防災の関係で、災害備蓄品について、うちの備蓄がどの程度あるのかということをお伺いしました。資料提供を予算委員会の中で求めたんですが、ほかの市町村の中でもですね、かなり、うちの備蓄については幅広く備蓄されていましたことについては、これも評価をいたします。よく考えて備蓄がなされているなと思いましたけども、内容については、先ほど同僚議員も生理用品について、同僚議員が小中学校のほうに置いたらどうかということを質問されて、中学校には既に配置されているということをお伺いしましたけども、この生理用品を見てくださいね、2025年4月30日が消費期限なんですね。そうした消費期限が来る前、1年ぐらい、もしくは6か月ぐらい前にですね、そういった使えるやつは小中学校のそういったものに使うことによって、私はこれ、予算削減にもなるのかなというふうに考えるんですよ。だから、そこら辺を十分に考えながら、そういったものについては小中学校で持って行って、その期間だけ使ってくださいと、そうすると必然的に備品費が削減できるわけじゃないですか。そういった対策といったことももう少し進めていただければなというふうに思います。

若干気になったのが、乳幼児用の使い捨ての哺乳瓶です。これ、大体、うちのほうで180本、保存がされているようですが、これでは若干数が足りないのかなと、多くの方々が避難された場合には足りないのかというふうに思いましたけども。洗浄用を使うことによって水の確保が大変必要ですので、使い捨ては結構いいのかなと思いますので、あとは数量の問題ですね、そこをもう少し研究されることによって、すばらしい備蓄が達成できるんじゃないかなというふうに思って、この3点については私も本当に高い評価をしたいなと思っておりますので、今後とも努力をしていただくように要望申し上げます。町長、この件で何かありますか。

○町長（東 靖弘君） 中山議員のほうで十分説明いただきましたので。ただ、ただいま生理用品等の消費期限が来る前の事前配布ということについては、以前、総務課長ともそういう協議はしたいきさつもありますので、それを適宜判断しながら、や

はりそれを消費に回していく、提供していくということはちゃんと対応していくべきだと思っております。

防災・減災の事業に対して、防災対策も持留川の寄り州除去についてお話いただきましたけれども、これまで、建設課を通し、また直接、地域行政懇話会の中でそういったお願いをしながら、県としても、県内の河川の寄り州除去については前向きに進めていくという答弁もいただいております、そういうふうにつながっていると思っておりますので、やはり浸水被害等が発生するというを事前に防止することと樋門の管理ということは、前回もそのところの御質問があったように覚えませんが、そういったところも適切にできるように指導していきたいと思っております。

以上です。

○8番（中山美幸君） それと、町長の推進されるSDGs持続可能などいうところですね、第1点目のところなんです。本町でSDGs推進協議会を立ち上げていらっしゃるんですよ。2021年4月設立されて、副町長のほうが代表理事という形でしょうか、代表者となってございますが、これは、かなりの金額の予算を使っているようです。具体的にどのようなことをしているのか、かなり経っていますよね、設立された後、どのような結果が出てきているのか、今後どのような方向性を持って進めていくのかということについてお伺いします。

○町長（東 靖弘君） 議員も御存じのように、大崎町のリサイクルについては、御協力もいただいておりますし、また、県内・国内でも高く評価されてきているという状況であります。リサイクルを通してSDGsという形で推進協議会をつくって、環境の面で大崎町のまちづくりを担っていくという観点から大崎町SDGs推進協議会発足に携わりました。実際、事務局をやっているというところについては御存じのところでもありますけれども、まず、1点目は、やはり環境の問題の中でリサイクルが今、容器包装リサイクル法が国においても非常に推進されてきている、そしてサーキュラーエコノミーが非常に推進されてきているときであります。やはり分別ということもしっかりと国民でやるというようなことでの役割も決められてきておまして、大崎町はそれを先んじてやっていて、それが評価されてきて、それをもとにして現在、企業版ふるさと納税を募集しながら、大崎町が環境に対して取り組んでいることに対する研修等の受け入れとか、あるいは再生利用品の研究といういろいろと取り組んできているところであります。

企業版ふるさと納税等については、取り組んでいる事業の中での分析もこれからやっていくわけですが、具体的な事業等の内容等につきましては、担当課長のほうで答弁をさせていただきます。

○企画調整課長（中野伸一君） SDG s 推進協議会の事業の中身についてでございますが、これまでも予算の御審議の際にいろいろ説明申し上げたところでございます。

今回の総合計画にも載っておりますサーキュラーヴィレッジ大崎町ということで、未来の大崎町をイラストの形で示してございますが、持続可能な世界をつくるために、大崎町が1つのフィールドとなって、大崎町がまず先駆者となって世界の未来をつくっていくということでビジョンを立ち上げました。その方針に共鳴された企業の方々が、いろんな企業版ふるさと納税とか個人版のふるさと納税等も含めて、大崎町に多額の寄附金を御寄附いただいているところでございまして、中身といたしましては、今までリサイクルということで大崎町がすごく評価を受けておりますけれども、大崎町が行っている大崎リサイクルシステムそのものがCO₂の削減だとかそういうものに実際に役立っているのか、どれくらい効果があるのかという研究の実証事業であったり、ここ数年行っております紙オムツの資源リサイクル、使用済み紙オムツの再生を行うことによる埋め立てごみのさらなる削減であるとか、それから、大崎町が行っていることを広く世界に発信するための情報発信事業、また、これからの大崎町をつくっていく人材を育成するための学校と教育委員会とも連携しての教材作成等を行っているところでございます。

以上でございます。

○8番（中山美幸君） サーキュラーヴィレッジ大崎、先ほど申しましたように副町長がここの代表理事であるようですけども、この中で、先ほど若干、課長のほうで触れられました人材育成、これは小中学生で勉強会をする、それだけですか。それだけで、この目標が達成できるのかどうか。これは社団法人になっていますよね。社団法人を設立された場合の目標というのがあったはずですよ。その目標にはどういったものをうたっているのか、ちょっと、これ、私、不明なのでお伺いします。

○副町長（千歳史郎君） このSDG s 推進協議会の代表理事ということで、私のほうでなっておりますけども、今言われた人材育成の中で、町内小中学校で使用される教材、また教育手法とか、大学等と連携しながら作成をするという事業も入っておりますので、今後また、それに向けて、教育委員会と協議をしながら小中学校の教材等も含めて、まず人材育成ということも含めてやっていくことも事業の1つでございます。

○8番（中山美幸君） 今、代表理事であります副町長から答弁をいただきましたけども、先ほど課長のほうからも、人材育成の中でそういったものについてはということと、議会の審査委員会の中でもそれをお伺いしているんですよ。だから、小中学生の教材をつくる、小中学生のそういった環境問題についての勉強会をする、研修会をする、それだけでこと足りるのか、この人材育成ということに対してこと足り

るのかということをおしは申し上げておりますが、どうなんしょうか。

○企画調整課長（中野伸一君） お答えいたします。

ただいま、中山議員のほうから御指摘があったとおり、今行おうとしているのは小中学生の教材開発だけなんですけども、ただいま御指摘がありましたように、当然、私たち大人といいますか、社会人になっている我々のリカレント教育というんでしょうか、学び直しといいますか、そういうところから大崎町の今置かれている状況であったり、そういう生涯学習的な役割は必要であろうと思いますので、今のところの予算措置の中には入っておりませんが、今後、町民向けの報告会とか計画されておりますので、その中で、やはり学習の側面といいますか、そういうところはやっぱり必要であろうかと思っておりますので、理事会等を通じてそのような方向性を持っていきたいと考えております。

以上でございます。

○8番（中山美幸君） 努力をしていただきますように申し上げておきます。この法人の中でもう1つあったんですね。このプロジェクトは協議会を事業費を負担するものではないということもちゃんと書いてあるんですね。ということは、これはどういうことなんですか、すべてが本町からの予算でやるということですか。私は若干不思議だなと思ったんですよ、法人をちゃんとつくられていて、その法人からのこの事業に対する出資というのはみておられない、この法人は出さないということを明確にこれに表記してありますね、協議会が。それはどういうことなのか。予算を出される最終な決定を持っていらっしゃる町長にお伺いしますが、これはどういうことなんですかね。

○町長（東 靖弘君） 答弁が十分でないところは、また担当課長のほうで答弁をさせていきたいと思っておりますが、SDGs協議会に予算化して経費を出すと、予算はそうなっているわけでありましてけれども、SDGs推進協議会が現在、企業版ふるさと納税を取っておりますので、この企業版ふるさと納税をもとに事業遂行に充てていくという形で進めていくということでもあります。

現時点で、SDGs推進協議会自体は予算を持っていない、そして町の予算化の中でそれを予算化していく、そして事業をスタートさせ、そしてまたSDGs推進協議会としては企業版ふるさと納税をもって、それでカバーしていくという形になりますので、それを原資にしながら事業を進めていくという形になっていると思います。

○8番（中山美幸君） これに関しては最後になりますが、団体を募集されたと思えます、2021年度は5団体を募集しているはずですね、目標として。こういった企業、こういった団体がこれに参加しているのか。そして、どのような形で動かされて

いるのか、そこについて詳しくお示しをください。

○町長（東 靖弘君） 5団体の活動についてということでございますので、担当課長の答弁とさせていただきます。

○企画調整課長（中野伸一君） お答えいたします。

設立当初に、大崎町、それから南日本放送、鹿児島相互信用金庫、合作、そのまちという5つの会社で始まりました。今、リサイクルセンターまで追加で加盟されて、6社になっているところでございますが、大崎町は当然、この旗を振った当事者でございますので、予算措置であるとかそういうところを担っております。

それと、MBC南日本放送においては、本町の行っている取組の番組製作、そのようなどの情報発信を担っていただいているところでございます。

それから、相互信用金庫さんにつきましては、取引先に企業版ふるさと納税の御紹介であったりとか、財源確保のための御協力をいただいているところでございます。合作に至っては、本町の今まで培ってきたものを、見せ方といいますか、外向けに、東京であったり首都圏の企業に営業活動を行っているということで補正予算まで出しておりますが、3億3,000万円を超える寄附金の実績が上がっているところでございます。

それから、そのまちさんにつきましては、保育園を運営されているところで、いわゆる幼児教育であるとかそういうところを、そのまちについては、まだ具体的な活動ができておりませんので、今後プロジェクトを立ち上げようということで準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○8番（中山美幸君） 今、説明をいただきましたけども、まだまだですね、これは住民から見ても目に見えない部分なんです。非常にこれはわかりにくいです。大きなプロジェクトの絵というんですか、それを見ただけでは、これはなかなかわからないんですよ。そういったところをもう少しPRするなり、活動を充実させていただいて、多額の予算を使っていますから、非常に大きい予算ですよ、効果が出るような活動の仕方を望みます。

それから、次ですけども、衛生自治会について、よく町長が、衛生自治会と相談して、衛生自治会と相談しながらということをよくおっしゃるんですね。町長、衛生自治会というのはどういった立ち位置、どういった根拠があるかということ、まずお伺いします。

○町長（東 靖弘君） 衛生自治会は、ごみの分別をスタートする時点から、当初の時点でスタートしているわけでありまして、町民の組織されている衛生自治会ということになります。ごみの分別を住民に説明をする段階で衛生自治会の方々も参加し

ていただいて、住民が住民に説明するという形になりますけれども、ごみの分別について協力をお願いしてきたといういきさつがあります。その時点で衛生自治会としては、ごみの収集場においては衛生自治会イコール大崎町民であるし、各集落の皆さん方も衛生自治会員でありますので、衛生自治会がこの部分については担うという形でスタートしてきているのが今日に至りまして、現時点でも、ごみのステーション等についての管理、あるいは資源ごみ等の収集のときの立ち会いなどはすべて衛生自治会の会員という形でやっているという状況であります。

○8番（中山美幸君） 住民の任意団体ということで了解してよろしいですか、町長。

○町長（東 靖弘君） 衛生自治会という、1つの大崎町の住民を代表する組織ということでありますので、任意団体と捉えればそうかもしれないんですけども、公的機関と連携している組織だと思っていただければいいと思います。

○8番（中山美幸君） 国の廃棄物の処理及び清掃に関する法律というものがございませぬ、住民課も保健課も、これは承知だと思っております。この中のですね、町長、町の責務、地方公共団体の責務の中で、一般廃棄物そういったものについては行政が責任を持つべきだということが書いてあるんですね、第4条にそれは書いてあります。それと、第5条の6に、その計画達成に対して必要な措置を努めることと書いてあって、その次の5条の7項です、市町村はその区域における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるために廃棄物減量等推進議会を置くことができると、これは任意ということなんでしょう、置かなくても置いてもいいということなんでしょうけども、そして、それについて必要なことは条例をつくりなさいということも書いてあるんですね。それから、5条の8の中では、市町村は社会的信望があり、かつ一般廃棄物の適正な処理に熱意と見識を持つ者のうちから、そういった推進員を委嘱するということが書いてあるんですね。そうであれば、今の衛生自治会に置き換えて、これも法人化されたらどうなんですか。例えば公益法人にさせていただいて、一般ごみの処理については広域法人をつくられて、その法人にお任せするといったようなことも1つの策じゃないですか。そうすると、住民負担もかなり、私は少なくなってくるだろうというふうに思いますが、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） ただいま、衛生自治会を法人化するべきじゃないかという御質問でございました。こちらのほうについては、衛生自治会のほうで法人化に向けた取組を準備を進めるという方向で話は聞いておりますので、御指摘がありましたように、令和4年度中にはそういった法人化に向けての取組がされると思っております。

○8番（中山美幸君） そういった形を取りながらですね住民負担を、前にも申し上げましたけども、個人、個人のごみ出し困難者、そういったものについての対策を町

長も言っていらっしゃるんですね。そして、町長の施政方針の中で、町長はこういうことを言っていらっしゃるんですよ、「衛生自治会と協力して、環境パトロールや収集所体制整備に向けて取り組んでまいります」ということをおっしゃっているんですね。これ、この前の施政方針演説です。そして、この前、私がこの質問をしたときに、ユーチューブを見られた衛生自治会の方から答えをいただきました。その中にですねこういったことが記載してあります。衛生自治会はごみ分別に関しては主体であるということですね。それと、そういったごみの収集所については賛同しないというようなことが書いてあるんですよ。「これまで数回理事会で協議をしたが、志布志市のような収集方式ではルール違反のごみが多いと聞いている。そのごみの分別の経費が拡大するため、行わないとし」というふうに書いてあるんですよ。私がこれを提案しましたよね、有料で大きな袋をつくったらどうかということも提案しました、そのことも書いてあります。町民の経費負担増を考え、有料でも入れられる袋は考えていない。そして、また、常設の収集所は考えていないと、はっきりとこういう文書を私はいただいております。同僚議員も同じ文書をいただいているはずですよ。

これは、町長の意向と衛生自治会の意向が真逆じゃないですか、町長、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 先ほど説明しましたが、ごみ収集場の管理、立ち会い等については衛生自治会が責任を持って実行をしているということで、それは当初から現在までずっと続いているところであります。

前回も常設の設置という御質問がありまして、衛生自治会と協議いたしますということでお答えをしたことを記憶しておりますけれども、衛生自治会のほうにはその旨伝えて、実際、今、中山議員に渡った資料、理事会での協議はそういうふうになされたと理解しているところであります。

ただ、これから、少子化もですけど、高齢化がどんどんどんどん進行してまいります。当然、ごみ出し困難者が出てくるわけでありますので、あるいはごみの不法投棄とかやっぱりそういうこともあるわけですから、衛生自治会としては環境パトロールに力を入れていくということで、そういったお話も聞いているところであります。

また、私の考え方の中で、いろんなところに常設の場所を提示するより、やはりごみを分別するという法律もございますし、大崎町の進み方もあるわけでありますから、環境教育の中でそういったことに取り組んでいくような対策を考えていくべきではないかと思っておりますので、そういった面については衛生自治会に再度協議を図ってまいりたいと思っております。

○8番（中山美幸君） 是非ですね、同僚議員もそれについては何回と一般質問の中でも町長と議論していますので、その折りでも町長は、そういった方向で進むということも言われておりますので、是非、行政の力を発揮していただいて、そしてまた、そういったことについては、先ほど申しましたように法人化されて、ちゃんとした経営ができるような、そうすると、本町からの一般財源の持ち出しも若干少なくなってくる可能性が出てきますよね。そういったところをもう少し研究していただいて、ちゃんとした組織として認証されるような、そして住民の、先ほど町長もおっしゃいましたけども、特に高齢化が進んでまいりますと、そしてまた、地域性ということも考えてほしいんですよ、ごみ出し困難者をどうやって救うかということなんですが、そうした場合に、なかなか遠慮がちで住民の方々がそれをお願いできない、そういったことも私は心の中にはあるだろうというふうに思います。隣の人が、じゃあ持って行ってあげるよといっても、そのごみの中には、ごみを見ることによって、外からでも見えますから、見ることによってその生活様式というのがすべて見えるんですよ。だから、そういったことがあって、特に我々の人口の少ない町だと、そういったこともものすごく懸念されている方がいっぱいいらっしゃいますので、そこら辺のそういった方々を救うためにもですねもう少し地域住民の困った方々のために、SDGsでもあるじゃないですか、1人も残さないというような言葉がありますので、それを推進している本町ですので、もう少しそこを努力していただいて、解決するような方策も練っていただければなというふうに御要望申し上げます。

さらにですね、この件について、ごみ出し困難者の対応についてですね住民課が72万8,000円、それから保健福祉課が24万円、それからSDGs推進委員会の説明資料を見ますと、そういったことについてのかなりの金額が計上されておりますよね。これ、企画調整課、住民環境課、保健福祉課、3つで同じような予算が組んであるですよ、同じような仕事のために、予算は大小ありますが、これ、なぜ連携できないのか。バラバラに組んだって効果が上がりますか。私は、効果を上げるのであれば、一括して、もしくは、そういった共同の会なんかをしてやるべきだと思います。そして、そうするのであれば、推進協議会でやってもいいんじゃないんですか、そういった方向に持っていくのであれば。だから、3つの課が個別に事業をしているんですよ。予算書を見たとき、私びっくりして聞いたんですけども。ほかの担当課の方は、ほかの課がこの事業をやっているということは御存じありませんでした。町長、その件についてはいかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問で、同じ事業であれば一括して1つの課のところまでまとめて提案すべきだということ、その意見はごもっともであると思いま

す。ただ、内容についてどういうことで予算計上してきたのかということは担当課長のほうで、説明を一旦させていただきます。

○企画調整課長（中野伸一君） お答えいたします。

企画調整課で計上させていただいている分については、SDGs推進協議会の負担金の中で補正予算で400万円、当初予算で2,000万円という形で計上しているかと思うんですが、それにつきましては、先ほど来議論させていただいております資源ごみの回収場の構築のための費用ということで計上しております。

以上でございます。

○住民環境課長（岡留和幸君） 住民環境課の予算におきまして、ごみ出し困難者のサポート事業を行っておりますが、リサイクルセンターと一緒にしまして、ごみ出し困難者のサポートを行っております。

このサポートにつきましては、例えばヘルパーさんだったり、包括支援センター、そういった福祉的な分野の方々からの情報であったり、あるいは民生委員さん、それから家族の方、そういった方たちでごみ出しの困難ということで情報を得まして、調査をしながら進めてまいっております。

ただ、住民環境課側の仕事としましては、ごみを出された分を、またリサイクルセンターが取りにいったって持っていくというような運搬作業になりますので、福祉的な分野が多分にありますので、今後、こういった部分につきましては、先ほど申されましたように関係課の保健福祉課、あるいはそういった包括支援センター、民生委員さん、情報をよく知られる方々の関係団体とよく打ち合わせをしながら、今後進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） 保健福祉課で予算計上しております24万円の分については、ポイントアプリ業についてでございますが、これについてはごみ出し困難者への対応もですけれども、それ以外にも家庭でいろいろ困っていること、草むしりとか家の掃除とかというのも入っているところがあります。ごみ出しだけではないので、その分もありますから、共通する部分については、やはり議員指摘のとおり、横の連携を取りながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○8番（中山美幸君） 今、町長もお聞きになられたと思いますが、担当課で重なる部分というのは幾つかありますよね。そういった部分については、やはり、もう少し横のつながりを持っていただいて予算組みをされるなり、そして、その事業についても、お互いにそこは周知できていて、じゃあ、ここはうちが中心となってやってもいいよねというような考えのもとで、できれば1つのところでこれをやってもら

ったほうが私はスムーズに進むのかなというふうに思ったところでは是非、そこら辺もですね検討していただきたい。

企画調整課のSDGsの資源ごみの集積場については、先ほど課長が申されましたように、かなりの金額を使っているんですよ。そういったところはですね非常にやっぱり無駄なものが出てくるような可能性も私はなきにしもあらずかなというふうに思いますし、それから、推進協議会の話の中でそういった指導者といいたしうか、そういった人材を育成するということがございましたけども、そういったことも今度は、今、保健福祉課の課長から答弁がありましたようなそういった人材の育成、そういったものにも私はつながってくるであろうというふうに考えておりますので、是非、そういったところは1つにまとめるといいますか、横のつながりを十分密にして活動をしていただきたいというふうに申し上げておきます。

続きまして、町長は有害鳥獣の件についても、施政方針でも、今回の予算組みでもなされておりますが、あともって同僚議員も質問しますので、若干別な方向から御質問を申し上げたいと思います。非常に有害というものは多くものが出ているようでございます。町長、現状、この前もちょこっと触れたんですが、現状を把握されて、今後、新年度に向けてどのような活動をされようとしているのか。まず、町長のお考えをお示しをいただきたいと思います。

○町長（東 靖弘君） 有害鳥獣対策については、被害を被っている割合が全国的に高いということで、どこの自治体、あるいは広域的な対応をしているところもありますけれども、どこの自治体も大きな課題になっております。そしてまた、特に農産物が被害を受けているという状況がありますので、それを楽観視しているわけにはいかないというのが現状であると思います。

本町の取組、あるいは捕獲数は、また後ほどのところで出てくるわけですがけれども、やはり産業の振興にも大きな影響、そして人々の生活にも大きな影響をしていく、そして、このまま、余り対策を強めないでいると、どこまでも繁殖していくという非常に大きな問題を発生をしております。これまで、2年間にわたって有害鳥獣対策について、井上雅央先生においでいただきながら、各集落と、あるいは農業集団とかいろんな方々に御講演をいただいてまいりました。また、参考になるものも非常に多くて、いい教材ができた感謝しているところであります。ただ、現実にはそれぞれ発生する地域において、野菜類がやられたとか、あるいは堤防が壊された、畦が壊されたとかいろんなことの状況は、それぞれ被害を受けた方々はわかっているし、集落の方々もそういったことを聞いたり、現場を見たりしているわけがありますけれども、それ以上、集落で対策を打とうとか、地域で対策を打とうとか、そういったことがなかなか進んでいないという状況でありますので、令和4年度に

においては、被害を受けている地域の各集落、あるいは校区の方々に働きかけながら、現状認識という形で十分説明をやっていただいて、そして、やっていきながら地域の方々が自分たちが被害を受けている実体、そしてまた、それを防除するための手だて、そういったものを理解するということをまずそういう対策を打っていきたいと考えております。

以上です。

○8番（中山美幸君） そういったことについては、多分、あと、同僚議員が質問するんじゃないかと思しますので、若干残しておきますが。私はですね有害鳥獣について、先般、志布志市が猟期間の駆除について、1頭5,000円ずつ出すということをやりましたね。そして、県外でもちょっと若干調べて見ました。そしたら、猟期間中のそういった限られた鳥獣について、やっぱり出してあるところがかなりあります。11月から3月までの猟期間中に捕獲した、ある限られた鹿とかイノシシとかそういったものですが、そういったものについては、やはり有害鳥獣期間中とは違った、定額ですけども、助成金を出していらっしゃるという市町村もあるようですので、そういったところももうちょっと考えていただければいいのかなと。そうでないとですね猟友会の方々と私、話す機会があって、猟期に獲ってしまうと有害のときの猟が少なくなるよねというようなことをこっそりと話をされた方もいらっしゃって、私、非常に残念だったんですけども。私が資格を取ったのは目的が有害鳥獣ということで私は資格を取ったわけですから、ちょっと残念でしたけども。そういったこともあるということですので、若干でもそういった助成金を出すということにおいて、もっとそういった対策について活力が出てくるんじゃないのかなというふうに考えます。そこらへんはもう少し考えていただいて、善処していただければよろしいのかなというふうに考えますし、現在、資格を取るのにワナで1万5,282円かかっているんです。行政のほうで5,000円だけ補助事業として出していらっしゃいますけども、もうちょっとそこら辺もですね出してください、若い方、もうほとんどが年寄りですので、私が一番若いぐらいですので、もっと若い方をですね各集落で、さっき町長がおっしゃったように、集落単位ぐらいでですね養成していただくという方向を考えていただけないかどうかということ、まずお伺いしたいと思います。

○町長（東 靖弘君） 猟期に対しての、イノシシ、鹿とか獲ったときの助成金を出すということでの御質問でありました。

先般、農業新聞を見ておりましたら、多分そのことだったのか、国の予算の中でもそういったことを新たに別途で組んでいくということが出ておりましたので、そこらも十分参考になると思いますから、こちらは担当課とも十分協議していきたい

と思っております。

役場の農林振興課の職員が資格を取ったりとかしておりますけれども、役場職員をはじめ、集落に住んでいる若い人たちがワナに対する資格、あるいは狩猟免許とかそういったことを取る人たちも少ないという状況であったりします。集落においては、担う若い人たちもいるわけでありますので、そういった方々が自分たちの地域を守るという形でそういったものへの助成というのは当然考えるべきではないのかなと思っております。

いろいろ捕獲する過程の中でいろんな経費がかかるということも最近わかりましたので、有害鳥獣という形になりますけれども、やはり、ここらは十分対策をとっていく、手当していくということは考えていますので、担当課とも十分協議してまいります。

○8番（中山美幸君） 先ほど申しましたけども、資格を取るのに1万5,282円、それから、ワナに限りますが、普通だと有害鳥獣をやらない方だと、毎年2万3,000円負担するんですね。有害鳥獣をやっている実績があると1万8,900円ということなんですけども、そういったところにもかなりの経費が、今、町長が申されましたよう、かかっているということでありますので、是非、そこらを検討していただきたいということと、現在、有害鳥獣については猟友会の中でやっていらっしゃるんですが、私は先ほど申しました例みたいな話があると、別組織として有害鳥獣対策の、先ほどSDGsじゃないんですけど、協議会みたいなやつを設立して、その中で運営していく。そして、捕獲した写真の確認だとかいろんな部分があると思いますが、それは日時を決めて、農林振興課の下のほうでもいいでしょうし、一括してそういうふうにするという方法を取ることによって、私はもっと進むんじゃないのかなというふうに思いますし、いろんな方々が、猟はするけれども有害はやらないよと、有害の資格は取っていても有害期間中はやらないよねというようなこともあると思うんですね。そういった方々は、最初に有害をやるんですよということでちゃんと確約をいただいて、そういった資格証を出していく、そして別組織でちゃんとつくっていくというような方法を考えたかどうかということで私は提案申し上げたいんですが、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 集落ぐるみで被害を受けているという感じがあります。実際、私の集落を見てみても、イノシシが走り回っているという状況じゃないのかなと思うぐらい、田んぼと集落の間の山林にはいるという、自分自身がそういった認識をしておりますし、結構、イノシシの足跡が無数にいろんなところにあって、山から田んぼに下りてきて川に行き、池に行きという形で生息している、そこで食を食べながら生息しているという状況があります。これは一年中、猟期以外のところ

でも一年中活動しているという状況でもありますので、以前から、校区とか集落とかで対策協議会という位置づけを持ちながら、年間を通して捕獲できるような体制はどうだろうか、今、担当課長ともそんなことを話をしたりしたんですけれども。御質問はそういった意図でもありますので、こういったところについては十分検討してまいります。

○8番（中山美幸君） 研究していただいて、なるべく早い時期にですねそういった組織を立ち上げていただいて、農家の人たちやら、町の近くにも出沒しているんですね、通学路に出てきたとかというような情報もいっぱい聞いておりますので、安全という観点からも十分考えていただきたいなというふうに思います。

ほかにもまだ質問したいことが、定住もありましたけども、定住もあともって同僚議員がやりますので省きたいと思います。

最後に、稼ぐ自治体ということで、町長、私、これいいなと思っていたんですが、非常にいい言葉なんです。ところが、鹿児島市長も稼ぐ自治体ということを書いていらっしやって、え、同じことを言っているんだというふうに私は思ったんですが。この件について、やはり予算がある程度つかないと稼ぐこともできないでしょうし、元を入れないとですね。そういったところは、町長はどのような見解を持って稼ぐ自治体、もうかる自治体ということでこの前申されたのか、その点について、最後ですけれども、御答弁をお願い申し上げたいと思います。

○町長（東 靖弘君） 公約の中で稼ぐ自治体と入れました。ちょっと大きすぎるかなと思ったんですけれども。背景にあったのは、コロナ禍で飲食業をはじめ商工事業者が非常に大打撃を受けている状況があります。その中で、いかに活力ある業態に戻していくかということが非常に大きな課題であると思いました。そしてまた、大崎町においてはジャパンアスリートトレーニングセンターの供用開始、あるいは先ほど出ましたリサイクルSDGs推進協議会、あるいはふるさと納税とかそういったことで4つの核をつくって、ここで人がたくさん集まってくる、そこから衣・食・伝統の活用という形につなげていって、中小事業者等の経済が回るという状況をつくり出していこうということで、行政というより中小事業者に稼いでいただくような段取りを行政でやっていきたいと考えました。それが税につながっていけばすごくうれしいことですので、やはり、ここは町の活力を上げるためにも、そういう多くの人が集って、そして大崎町に宿泊して、大崎町で飲食して、そういった中から事業者の利益につながるということに一生懸命取り組んでいきたいということで1点は上げております。

もう1つは、いろいろ事業を展開する中で、一般財源を多用するということに暗に走りがちでありましたので、やはり、1つの事業をやるときに、この中にほかに

いろんな補助事業があるんじゃないかと、いろんな各種団体、国の機関等の中でも補助制度があるんじゃないかということを探しながら、一般財源を減らしていくという取組をしっかりとやろうと考えて、それも1つの稼ぐ自治体の中に入れてまいりました。それぞれ職員がそういった認識を持って当たっていく、あるいはお互いに、先ほど出ましたように共有するという形での検討をやってくると、予算を減らせることができたり、あるいは新たな財源を確保できたりということになりますので、行政としても収益につながるということで上げております。

それから、ふるさと納税が大崎町は非常に順調に来ている、昨年が50億円、今年は40億円という形でできております。総務省の21年度の発表によりますと、やはり、それに参加した中小事業者の方々の事業利益はかなり上がっているということ、あるいは、それに基づいて広告費等も上がっているということですが、やはりふるさと納税を推進することによって民間の参加事業者等の利益がさらにグレードアップしていくような取組ができればということで、稼ぐ、それが表向きにパッと出てくるわけではありませんが、地道ですけれども、そういう思いを持って進めていきたいという考えであります。

以上です。

○8番（中山美幸君） 大方了解できました。是非ですね稼ぐ自治体、本当に目指していきたいというふうに思います。もう少し、一般財源以外のものを見いだすということ何ですけども、これはかなり注意をしておかないと、いろんなところにアンテナを張っておかないと見つけれないということが私はあるかと思えます。私たちもいろんなそういった財団とかのいろんな助成事業を探しながらいろいろ運営したりしておりますけども、かなり、本当に注意をしないとわからないということがいっぱいあります。申請期限が過ぎてしまっていたとかというのもありますので、そういったところをやっぱり職員の教育といいましょうか、そういったところにアンテナを張るような職員の資質の向上というのも私は必要かなと思えます。是非、そこはリーダーシップを、特に総務課長あたり、企画課長あたりはそういったところに目を配らせて職員の養成に努めていただければなということを申し上げまして、あとの一般質問に期待をしながら私の質問は終わります。

○議長（神崎文男君） ここで休憩に入りますが、11時45分から再開します、中途半端になりますけども。

-----○-----

休憩 午前11時40分

再開 午前11時45分

-----○-----

○議長（神崎文男君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、7番、吉原信雄君の質問を許可いたします。

○7番（吉原信雄君） 皆さん、お疲れ様です。先ほど同僚議員も質問されましたけれども、私は私の目線から質問をいたしたいと思います。

昨今、少子高齢化が進む中であって、我が町内においては空き地・空き家対策問題、耕作放棄地の増加など、特に中山間地を中心に増えている現状について、町長も十分承知されているかと思えます。このような中であって、最近、私たち議会議員にも増えてきた有害鳥獣に関する相談を受けることが特になくなりました。

そこで、令和4年第1回議会定例会にあたり、さきの通告に基づいて有害鳥獣対策の充実を図れと、大崎町中央運動公園活用の充実を図れという観点から質問をしてみたいです。

そこで、まず、有害鳥獣対策についてお伺いいたします。本町においては、有害鳥獣対策についてはこれまでも町の広報紙を通じて住民への情報提供を行うとともに、猟友会等を通じた様々な対策を講じられてきたことと思えますが、全体的に見て被害の実態、その対策について、町長としてどのように評価されておられるか説明を求め、1回目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） 有害鳥獣被害と対策の実態はどうなっているかとの御質問でございます。本町におきましても、町内の広範囲にわたり有害鳥獣による被害が発生していることは認識しております。特に野方地区を中心に、サルによる被害が顕著となり、猟友会の御理解と御協力により被害の軽減を図られました。

それ以外の住地においても被害相談が寄せられるようになったことから、その対策として、自己防衛対策の必要性を認識していただくことも重要であり、令和元年度から令和2年にかけて、有害鳥獣対策アドバイザーである井上雅央氏の指導のもと、手順に沿った被害防止対策につきまして研修会等を実施し、これに基づきまして獣害対策を推進しているところでございます。

まずは、野生鳥獣について、みんなで学習し、その習性や被害状況等について地域で情報を共有し、次に、野生鳥獣がえさ場と認識しにくい、守れる集落、田畑や環境を改善していきます。それでも進入してくる有害鳥獣の対策として、トタン柵や電気柵等の設置やロケット花火等による追い払いで被害の軽減に努めております。最後に、猟友会等による捕獲や、地域全体を囲むワイヤーメッシュ柵設置などの事業導入対策と行ったステップで取り組んでいるところでございます。

このような取組を踏まえまして、悪いのは野生鳥獣ではなく、無意識な餌づけをしている自分であることの認識による自己防衛意識が芽生えてきていると認識しています。

以上でございます。

○7番（吉原信雄君） 2番目に移ります。近隣市町村において、猿やイノシシ、アナグマ等によるサツマイモ引き抜き被害や、イノシシによる甘藷畑の被害やトウモロコシなどの被害の声が寄せられているようですが、最近、農地だけでなく住宅地の家庭菜園等においても出没する、これら有害鳥獣による被害の声を聞きますが、町としてどのような対応をし、また被害額等についておよそどれくらいになるかについて把握しているかお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） 農作物等の被害状況の把握はどうなっているかとの御質問でございます。有害鳥獣による被害相談については、担当係で受け付けて、年次別に、日時、場所、対応策など記録しております。

農作物の被害状況把握は、水稻被害については共済組合の水稻共済金支払い実績の数値を採用し、その他の作物については、JAそお鹿児島大崎支店の営農指導員に被害状況の照会や農業生産法人等への聞き取り調査、猟友会等の情報により、被害状況を確認しております。令和2年度の野生鳥獣による農作物の被害状況調査では、被害面積158アール、被害量37.8トン、被害額は278万円となっております。特に稲や野菜類への被害が多く発生しております。

○7番（吉原信雄君） 3番目に入ります。被害対策の結果については、先ほど、捕獲頭数や実績でおおむね把握できますが、実際、町民から相談を受けた場合、担当課としてはどのように対応しているかをお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

被害報告への対応はどのように行っているかとの御質問でございますが。野生鳥獣等の被害相談があった場合は、担当者が現地に出向き、状況を確認し、人的被害等が予測される場合は警察などへの情報提供や、猟友会との情報提供など、関係機関と情報を共有し、先ほど答弁いたしました手順に沿った対策の理解を求めています。

また、町広報紙に、令和元年度から2年間、毎月、井上雅央氏から御投稿いただき、延べ24シリーズにわたり連載しました「みんなで取り組む被害対策講座」の冊子を持参し、効果のある獣害対策の参考にしていただいているところでございます。

以上です。

○7番（吉原信雄君） 4番目です。私の手元の資料によりますと有害鳥獣を防ぐ3つの対策というものがあります。まず、第1の対策は寄せつけない、第2の対策は進入を防止するとあり、第3の対策は個体を減らすというものであります。

そこで、この3点について説明を求めたいと思います。まず、第1の対策の寄せ

つけないという考え方について尋ねます。本町においては、これまで井上雅央氏に執筆を依頼し、これまで2年間にわたり獣害対策講座を開催していただきました。このほど、前編と後編からなる2冊の冊子がまとめられています。これを参照すると、有害鳥獣を寄せつけないためには、農地の適正な管理や収穫残渣を残さないなどということが重点的に上げられています。これには地域ぐるみ、集落ぐるみの取組があって初めて効果が見られているということでございます。町においては、井上氏の成果を、集落レベル、地域ぐるみまで広げるために、広報紙等で情報提供のみで効果を出せないことは紹介しておりますが、この点について、どのように評価し、今後、いかに考えられるかについて、各関係課・機関等の連携を含めて、町長としてのお考えをお示してください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

鳥獣害対策としての関係各課・機関等との連携はどうなっているかとの御質問でございます。集落や地域ぐるみでの取組を広げていくためには、住民参加型の研修会等を開催し、農作物の収穫残渣の撤去や、潜み場となる茂みや荒廃農地の解消などを実践していくことが非常に重要でありますので、令和4年度におきまして、専門アドバイザーによる地区単位の講座開催を予定しております。

また、大崎町鳥獣被害防止捕獲対策協議会において、構成メンバーである大隅森林管理署、大隅地域振興局担当部署、志布志警察署、JAそお鹿児島大崎支店、曾於地区森林組合、鹿屋大崎ソーラーヒルズ、大崎町猟友会、野方猟友会の代表者の間で、野生鳥獣生息状況等の情報を共有し、関係各所と連携した被害防止・被害対策に努めているところでございます。

以上でございます。

○7番（吉原信雄君） ただいま、町長としての考えを示していただきました。ただいま、耕地課関係でいけば、昔、農地・水事業、今は多面的支払交付金事業となっておりますが、動物の隠れ場所を見つけたら草木伐採を徹底していくなど連携や、農業委員会等の連携などを通じた遊休農地対策についても、農林振興課としてしっかり連携を深め、住民の相談に応じた対策づくりをしていくことは大事かと思っておりますが、この点についていかがでしょうか

○町長（東 靖弘君） 地域ぐるみでの取組ということを考えますと、集落の住民の方はもちろんのこと、水利組合や土地改良区などにも声かけをして、野生鳥獣の潜み場になる遊休農地等の解消に向けて適正な管理を実施するためには、関係各課の連携は重要と認識しております。

○7番（吉原信雄君） ここで、次の獣害侵入防止対策に関する質問に入る前に確認しておきたいことがあります。私のほうでも、担当課から令和3年度までに過去5年

間の捕獲実績に係る一覧表をいただいておりますが、有害鳥獣対策で被害をもたらすものに、ニホンザル、タヌキ、アナグマ、イノシシ、カラス、ヒヨドリなどが上げられます。これらについて、全体的に質問を進めていく論点が外れるおそれがあることから、本町で農作物に被害を及ぼす代表的なものとしては、近年、猟友会等の苦勞により減少してきているサルを除けば、イノシシ、アナグマ、タヌキなどではないかと思えます。この点についてはどのように考えますか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

本年度の有害鳥獣の捕獲実績につきましては、猟友会に捕獲指示書を出して捕獲した法人捕獲では、5年前と比較し増加している獣種はイノシシで、170頭の捕獲実績で1.5倍に増えております。その他に、大崎町鳥獣被害対策実施隊による捕獲が20頭、加えて自己防衛での一般捕獲として14頭の捕獲実績となっております。一般捕獲は、畜産や園芸農家等が自己防衛のために自ら捕獲対策を講じるものですが、令和元年より申請されており、イノシシのほかタヌキとアナグマの捕獲が報告されています。これらのことを踏まえますと、議員が言われるとおり、イノシシ、タヌキ、アナグマによる被害の割合が多いと認識しております。

○7番（吉原信雄君） それでは、次の5番目に入ります。ただいま言われました3種の動物については、その対策として侵入防止柵が有効といわれております。この場合、電気柵が最も有効なものとして認識されており、これに複合柵としてワイヤレス柵の上に電気柵を設置したものであります。この電気柵について、担当課の資料によると、平成28年8件で18万円の補助が行われ、令和2年度では14件、26万9,000円の補助が行われており、5か年間トータルで45件、金額にして88万1,000円の補助額であります。

そこで、本町における有害鳥獣電気柵設置等事業補助金について、基本的な補助金設定の考え方についての説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

獣害の侵入防止対策について、どのように考えているかとの御質問でございます。被害を受けた方は、その対策として、まずは捕獲を第一に上げられますが、多くの場合、狩猟免許をお持ちでないため、猟友会への駆除依頼を要望されております。野生鳥獣を近づけないようにすることも、田畑等の被害を未然に防ぐことにも限界があることを理解していただき、その作物を24時間365日守ってくれるのは電気柵であることをお伝えしているところでございます。

有害鳥獣電気柵等設置事業補助金の申請件数は増加の傾向にあり、当該事業要綱で補助額は1件当たり、事業費の3分の1以内、3万円を上限としております。

○7番（吉原信雄君） 6番目に入ります。ただいまの説明によりますと、対象事業費

の3分の1が補助金額となっておりますが、実際電気柵を設けた大隅カントリークラブにおいては、過去に見られたイノシシの被害が全く見られなくなったと聞いております。

ここで、せっかくですから、副町長はゴルフをされておりますので、大隅カントリーの事実を御存じかと思っておりますので、感想をお示してください。

○副町長（千歳史郎君） ゴルフをしているということですが、まだ今年は1回も行っていませんけれども。これまでも、今、吉原議員が言われるように、以前、至るところが、コースの中に穴が掘られている状況がございました。最近は、さすがに電気柵をされておりますので、ここ2、3年、イノシシの穴は全く見られないという状況でもございます。

また、電気柵だけでなく、周りの草刈りもきれいにされて、ゴルフ場はそういうこともされておりますのでイノシシも潜むヤブがないからイノシシも出てこないんじゃないかなと思っているところでございます。電気柵の効果というのは十分あると思っております。

以上です。

○7番（吉原信雄君） ただいま、副町長は実体験をもとに話してくれたところでございます。ただいま、副町長の感想について、町長として、電気柵の有効性についてどのようにお考えなのかお示してください。

○町長（東 靖弘君） 今までも説明してきておりますけれども、最終的な手段としては電気柵をということは農家の皆さん方、被害を受けられた方々は考えられるのは当然であるし、そういった補助制度もつくってきているところであります。

○7番（吉原信雄君） ただいま、町長として電気柵の有効について示していただきました。

そこで、現在、電気柵補助金申請を見ると、年々わずかではありますが、申請者数が確実に増加しておられるとみております。近年、有害獣と人との生活は大変近くなり、里山から人家の近くまでイノシシ、アナグマ、タヌキ等が出没するようになってくると、農家だけでなく、子どもの通学時の危険も増してくるのではないかと思います。農家への獣害から守り、住民生活を守るためには、動物を山のほうに追い返すためには電気柵の補助率の引き上げを考えるべきに來ていると私は思いますが、町長としてのお考えをお示してください。

○町長（東 靖弘君） 有害鳥獣電気柵等設置事業補助金の引き上げを凶れないかとの御質問でございまして、電気柵用の電源装置は、種類により最大有効柵線距離に違いはありますが、井上氏監修のもと、曲集落が取組をしましたモデル菜園に設置した機種は二段張りで、16ヘクタールを囲えます。現在のところ、すべて個人での

導入ですが、地域ぐるみの取組が重要であることから、隣接者との共同導入を進めてまいりたいと考えております。

また、今月、立小野水利組合では、組合員より、ワイヤーメッシュ柵の導入要望があり、担当者が補助事業による導入を説明したところでございます。この事業は、採択されれば、その材料費を全額補助するもので、設置管理は導入する団体が行うものです。複数年にわたり、地域ぐるみの獣害対策の必要性を、研修会や町報等を通して広報してきたことが実を結ぼうとしており、次のステップへ進める団体の育成に努める所存でございます。

なお、有害鳥獣電気柵等設置事業は、今後も推進を図り、補助金の引き上げにつきましては検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○7番（吉原信雄君） 提案という形で申し上げます。先ほど申しましたが、鳥獣被害を防ぐ3つの対策の残りは、個体を減らすということであります。これについては要望という形で、猟友会や支援と後継者対策を上げられると思います。熟練した先輩の十分な指導に当たってこそ、未来を担う後継者がいろいろな経験を積むことであります。

さて、本年3月6日の南日本新聞広報欄で、鹿屋市在住の畜産業の方が、「有害鳥獣駆除の体制強化を望む」と題して意見を載せておられました。私としても大いに共感することでありますので、この場を借りまして紹介を申し上げます。鹿屋市において、最近、住宅地でイノシシ、鹿、タヌキなどの野生動物の姿を見ることが珍しくはなくなりました。逆に勢いを増しているとの意見であります。日本各地で頻発する家畜伝染病の豚熱や病気にかかった野生のイノシシも感染を拡大しているといわれている。2010年に宮崎で発生した多数の牛・豚が殺処分された口蹄疫も発生農場によっては感染経路の不明というケースも多く見られました。この事情で野生動物が増え続ければ、家畜伝染病のリスクは高まるばかりか、嘆いておられます。特に大隅半島のような大畜産団地では、一旦病気が入ると大変な被害が出ることを避けられない。有害鳥獣対応は猟友会が有害鳥獣捕獲に貢献しているが、高齢化が進み、なり手不足もしていることから、駆除の補助見直し、捕らえた野生の動物の肉の活用を図るなど、行政には有害鳥獣駆除の体制づくりを努められてもらいたいとの言葉で結んでおりました。私も、この方の意見に全く同感であることから、この機会に紹介した次第であります。

このような観点から、予算面を含めて支援策を講じていただくよう申し上げ、この質問を終わります。

○議長（神崎文男君） では、昼食のために、ここで暫時休憩します。午後は1時10

分から再開いたします。ここで、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時10分

再開 午後1時10分

-----○-----

○議長（神崎文男君） 休憩前に引き続き、7番、吉原信雄君の質問を許可いたします。

○7番（吉原信雄君） 2番目の質問に入ります。

大崎中央運動公園については、過去にも活用方策について質問をした経緯がございます。今回、新たに提案もありますので、答弁については最初から町長にお願いしたいところであります。ふり返りますと、運動公園は、平成22年、照明施設の改修を皮切りに、平成25年度、暗渠排水施設整備工事点検及び用地改修工事整備を含め約8,000万円余りの経費を投じ、今日の形に整備されました。グラウンドゴルフ場として利用促進の意味で整備が図られたところではありますが、このグラウンドゴルフ場について、別に約2,000万円を投じて大崎ふれあいの里公園においても同様の整備がなされたところでもあります。以後、大崎中央運動公園は、通称田中グラウンドにおいては、これまでの整備に係る維持補修費として毎年200万円の町費が投じられております。この大崎中央運動公園は、大崎町民の健康増進、体力の向上を通じて福祉の向上に大きく寄与することが期待されたというまでもありません。さきの整備も一段落し、本格的に使用開始が平成27年度からすると、このときの利用状況、年間を見ても利用者数で9,002人、利用者日数で319日、利用者時間で1,272時間というものであります。

そこで、この利用について係る今日の実態について、令和元年度の実績のもとに、どのような団体が利用したかも含め、説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

大崎中央運動公園の利用実態について示せとの御質問でございます。過去3年間の利用実績について御説明いたします。令和元年度におきましては、利用日数55日、延べ6,022人、令和2年度は利用日数32日、延べ2,427人、令和3年度は1月末現在、利用日数32日、延べ1,240人でございます。

令和2年度及び令和3年度の利用人数につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大により利用制限などを行ったことが影響しております。

また、ただいまの数字につきましては、申請書が提出された実績に基づくもので、このほかにも公園として自由に家族の方に御利用いただいております。なお、利用者につきましては、スポーツ少年団、部活動、公民館、自治公民館等に幅広く御利用いただいております。

以上です。

○7番（吉原信雄君） ただいま説明をいただいたところではありますが、この実績については私も前もって資料をいただいておりますので、別の角度から触れてみたいと思います。

これによりますと、平成27年度に比べて令和元年度における年間利用にかかる実績は、利用者数で約3,000人の減で、率にして33%減、利用日数にして262日減で83%の減、さらに利用時間は955時間の減で約75%の減というものであります。なお、本質問にあたっては、昨今、新型コロナウイルス感染症対策がされて行事等の中止を考慮し、令和元年度までの実績をもとに参照いたしました。

そこで、大崎中央運動公園の現況の利用実態に係る課題について、町長はどのように認識しているかお示してください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

現況の利用実態に係る課題について、どのように認識しているかとの御質問でございます。中央運動公園の利用実績につきましては、年々減少傾向にあることは認識しているところでございます。その理由としまして、中央運動公園は全面芝生のため、町内外問わず多くの利用申し込みがありますが、芝の状況によっては利用に制限をかけていることが理由の1つであると考えております。

今後は、運動公園の利活用を図るため、使用にあたっては活動場所のローテーションを行うなど、利用拡大の対策を講じるとともに、町内の宿泊業者等による合宿誘致や、近隣市町との広域的な連携を図っていく必要があると考えております。

以上です。

○7番（吉原信雄君） それでは、3番目に入ります。この利用実態の移り変わりの中で、特に目を引くのがグランドゴルフ場の利用日数で、平成27年度291日をピークに、徐々に減少して、令和元年度にはわずか15日というものであります。

今後、この傾向が引き続くものと思われれます。現在、年間200万円を維持管理費に投下していることを考えると、利用状況の移り変わりを踏まえて、この中央運動公園の在り方について再検討していく必要があると思っておりますが、町長としての考えをお示してください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

多角的な活用方策の充実を図るための検討を進めるべきではないかとの御質問でございますが、先ほど議員からもありましたように、中央運動公園は平成22年度から平成25年度にかけて芝生の張り替えや駐車場整備、管理等の建設などの整備を行ってまいりました。

また、令和3年7月17日に、東九州自動車道の鹿屋申良ジャンクションから志

布志 I C までが開通し、大崎 I C が新設され、今後は町外や鹿児島市内からもアクセスがよくなり、利用が多くなるものと考えております。

また、住民が健康で豊かな生活を送るためには、体育、スポーツ及びレクリエーションの振興はもとより、誰もがいつでもスポーツやウォーキング、ジョギング等に親しむことのできる環境を確保していくことが大切であると考えておりますので、今後も、引き続き当該施設を運動公園として活用した上で、利用促進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番（吉原信雄君） もう最後の4番目に入らせていただきます。我が町における少子高齢化の動向を見て定住化人口の増加を図っていくために、大崎中央運動公園については、高速道路東九州自動車道に近いという地の利を活かし、思い切って住宅用地として活用するものも検討していく必要があるのではないかと思います。このことについて、町長としてどのようにお考えかをお示してください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

中央運動公園を定住促進のための住宅用地として活用する考えはないかとの御質問でございますが、大変貴重な御提案でございます。令和4年度当初予算で野方地区の宅地分譲関連予算を上程し、住宅所得に伴う補助金も、環境配慮型定住住宅取得補助金を創設するなど、大幅な拡充を図っており、早期の分譲地販売につなげたいと考えております。

このような状況から、まずは野方地区の宅地分譲に注力してまいりたいと考えておりますので、現段階での中央運動公園の宅地としての活用は考えていないところでございます。

以上です。

○7番（吉原信雄君） 提案という形でお願いいたしたいと思っております。私としても、このグランドゴルフ場利用実態の今後の在り方については、町長としての方向性を示す時期に来ているのではないかと考えております。

そこで、多方面からの望ましい在り方について、町民各位の希望を聞きながら検討を深め、確かに未来に希望を持てる明るい方向性を示していただけるよう要望申し上げまして、私の全質問を終わります。

○議長（神崎文男君） 次に、11番、児玉孝徳君の質問を許可いたします。

○11番（児玉孝徳君） 「コロナが怖い」、3月9日の南日本新聞の不登校の特集記事は、こんな書き出しで始まりました。新型コロナウイルス感染症で、今、私たちの平和な日常生活が大きく失われています。その中でも、最近はおミクロン株で若者たちに感染が広まり、多くの子供たちが不安を抱えています。

そこで、今回、私は、通告いたしました本町の教育行政について質問いたします。現在、少子高齢化が進むことで様々な社会問題が出てきています。今の子どもたちには、情報化社会において自分に必要なものを判断し、グローバル化のために必要となる力を培い、社会人として自立することが求められます。コロナ禍の今、未来の子どもたちの活躍につながる学力向上のための取組をしっかりと進めなければならないと考えます。

では、学力向上にはどのようなことが必要なのか、学力向上に必要なのは学習の量と質の両方です。勉強しなさいと強制するだけでは駄目で、生活全体を見直し、効果的な学習方法を子どもたちに習得させることが大事です。単に量をこなすだけでなく、効果が高いとされる学習方法を子どもたちにきちんと身に付けさせる。テストの点を上げるためのものではなく、持続的に子どもたちの学力を高めるための、自分で計画を立てた家庭学習ができるようにする、テストで間違えた問題を理解できるまで勉強をする、このような学習方法を身に付けさせることが学力向上につながると思います。

つまり、子どもの学力向上のために必要なことは、勉強を習慣化させることです。勉強は一度やればいいということではありません。習慣、つまり勉強を継続していく子の学力は、必ず向上します。

そこで、今までも何回か学力については質問してまいりましたが、コロナ禍の中で本町の子どもたちが影響を受けてないか、現在の学力状況と学校現場の指導についてを1回目の質問といたします。

○教育長（藤井光興君） ただいまの質問にお答えいたします。

令和3年5月27日に、小学校6年生、中学校3年生を対象に行われました全国学力学習状況調査の結果では、令和3年9月の町報にも掲載したとおり、小学校においては国語・算数の両方とも、全国平均を5%余り上回っております。中学校においては数学はほぼ全国平均でございましたが、国語においては、やや全国平均を下回る結果でありました。

また、令和4年1月に、小学校5年生、中学校1年生を対象に行われました鹿児島島学習定着調査では、小学校は4教科すべてで県平均を超えております。中学校1年生は5教科中4教科、中学校2年生は5教科中3教科が県平均を超えております。詳しくは、町報の4月号に掲載する予定です。

小学校は、ここ数年、全国平均前後で推移しており、中学校では、開校以来、徐々に全国平均との差を縮めております、上がってきています。

取組につきましては、すべての学校が演習問題を行う時間を設定しており、一定の成果が見られていると捉えております。特に大丸小学校では、はなまるタイムと

名付けて、全教職員が教室に入り指導を行っております。また、大崎中学校では、過去問をプレテストとして実施し、課題に応じて補充する指導も進めております。

来年度は、教員の授業力を向上させるために委員会を立ち上げて、授業の質を向上させることで子どもたちの確かな学力が育成されるよう努めてまいりたいと思います。

先ほど、大崎中学校から電話がありましたけど、何の電話かなと思いましたが、今日は公立高校の発表日なんですけど、全員合格したと、変更もなくってということでした。校長さんのあれでは、やっぱり学力が上がってきていることを感じましたということでした。

以上です。

○11番（児玉孝徳君） ただいま、学力については向上しているということで、全国平均を上回ったり、全国平均に近づいたりしているということで、大変喜ばしいことだと思います。

以前、何回か質問したときは、小学校の生徒たちは県平均を上回っているけど、中学校になったら県平均を下回ってくるという実態がありました。これまで、教育長が取り組んだ結果となってあらわれたことだと、大変ありがたく思っております。好評価に満足せず、引き続きですね努力していただきたいと思います。

それでは、対策として、引き続き努力していただくということで、勉強を習慣化させるにはどうすればいいのか、それには子どもが自発的に勉強するということがですが、勉強をやらされているという感じでは継続ができないと思います。子どもたちが自発的に勉強を面白いものと感じてもらうことが必要です。自発的に勉強に取り組む指導はどのようにされるのかお伺いいたします。

○教育長（藤井光興君） 難しい問題ですが、すぐきちんと答えることができませんけど。

大崎の子どもたちについては家庭学習が足りないと思っています。先生方の頑張りでこの結果が出ているんですけど、家庭で学習する時間は、以前から少しは伸びてきてかもしれませんが、まだまだ家での勉強時間は足りないと。恐らくテレビやらゲームを見ている関係なのかと。それから、本も読んでいません。本はたくさん読んでいますが、本の質が、ただ走り読みするだけで、だから読解力がないんですね。中学校の国語がちょっと低かったですけど、やっぱり読解力の問題だと思っています。そのあたりは問題ですけど。

やっぱり子どもたちが学習するようになるについては、子どもたち自身が目標を持っていることが大事なのかなと私は思っております。今、中学校の状況を話しましたが、今年の方は、先ほどの話では私立が44名、公立が43名、それから

国立が3名、国立3名というのは隼人高専が2人、都城高専が1人ということでしたが、希望じゃなくて全部1次で通ったということで校長先生も喜んでいらっしゃるんですけど、学力の向上はあっているのかなと思います。

先ほど言いましたとおり、やっぱり子ども自身が目標を持つということは大事なことで、3月号の広報おおさきに載せておりますけど、広報おおさきの中に教育委員会のコーナーがございますけど、二月にいっぺん、上のほうは教育委員会の情報で、下のほうに「私の夢と僕の夢」とありますね。各月のもう1つのほうは、「教える庭、学びの窓」がございますが、学びの窓としたのは、保護者の方々、町民の方々に子育てはどうすればいいか、親としてはどんな関わりをしたらいいかということについて書いていただけて読んでもらったところです。もう1つの「僕の夢、私の夢」につきましては、子どもに目標を持たせようということで夢を語らせようと思って、2か月にいっぺん、書いてもらっているんですけど、今回の3月号では中沖の子どもが書いていますけど、「私の将来の夢は養護教諭になることです」とあります。そして、その中に、1つは、その夢を持ったのは養護教諭との出会いでしたと書かれています。2番目には、とにかく誰でもいいから手当てをしたいということが書いてございますが、では、そのために自分はどのようにやっていったらいいかということを書いてございますけど、今までも全部そんな文章でした。

やっぱりそのあたりで、これから夢の次に、じゃあ自分で今は何をすべきなのか、小学校の段階で、中学校の段階で。御存じのとおり、小学校の学習内容でも、高校入試の中では450点のうちの90点は出ていますよね。5分の1は小学校の問題なんです。それを目安点といいますけど、目安点を取りきっていない子どもたちも結構いるわけです。小学校の子どもたちは高校入試をやった場合では90点満点取れるところなんですけど、そんな状態。あとは中学校の問題が出ているんですけど、そうしたときにやっぱり小学校は小学校なりの、中学校は中学校なりの勉強をしっかりして行って、その内容を理解していくことが大事だろうかと、それをするためには予習復習だろうなど。学校でも、当然、先生は家での勉強の仕方を教えますけども、定着していない。それを繰り返し、繰り返しなんです。そういう意味ではやっぱり家での家庭学習が足りないなと思っていますけど、そのあたりから、まずは目標を持たせる、そこから、今、何をすべきなのか、中学校では何をすべきなのか、そういうことを考えていくことが大事なのかなと思います。昨日も、中学校は卒業式で告辞の中で言いましたけど、大谷翔平の例を出しながら語りましたが、大谷翔平が去年大変な活躍をしましたけど、彼が高校時代に掲げたのはドラフト1位8球団という目標ですよ。それに向けて彼は努力したわけで、そしてその中に幾つかの項目を設けていますけど、彼はそのために1つの運というのを大きなテーマ

で上げています。その中に、運をつけるために何をするかと書いてありますが、例えばごみ拾いですよ、彼が上げたのは運をつけるためにごみ拾いとか本読み、それから審判に対する敬愛する態度、それから挨拶というのを上げていますが、自分になりたい目標のために、じゃあ今、僕は何を努力すべきなのか、そういうことをやっぱり考えさせることが大事なのかなと思っているところです。

以上です。

- 11番（児玉孝徳君） 今、教育長から答弁をいただきました。やはり、子どもたちはですね目標を持って、夢に向かって努力することが大切ということで、毎日の学習を夢のために継続していって行くように指導のほうをよろしく願っていたいと思います。

では、次の質問です。先ほど、冒頭で言いました「不登校は今」という南日本新聞の特集記事で不登校が取り上げられています。コロナの問題でも不登校が全国的にですね最多になったというふうにいわれております。不登校がコロナの問題、中1ギャップの問題、悩みの共有で変わったとか、学校復帰は焦らずにとか、一人一人に向き合うということで書かれております。

そこでですね、南日本新聞にこんなに毎日のように連載されるわけですから、本町の状況はどうか。不登校の子がいるのであれば、その対策をどのように行っているのか具体的にお聞かせください。

- 教育長（藤井光興君） ただいまの質問にお答えいたします。

令和4年2月末現在、今年度、30日以上欠席している児童・生徒は、小学校で5名、中学校で12名おります。これは、昨年度と比較すると、小学校は同数、中学校は4人増であります。また、不登校が増えている割合は、県と比較すると中学校においては、鹿児島県は令和2年度で3.29%に対しまして、今年度、大崎町は4.17%と、県の数値よりやや高い状況です。これは、人数に置き換えますと1人多かったという平均になりますが、そういう状況です。小学校においても同様の傾向は見られますけど、全国平均に比べると、やや低い数値となっております。

不登校の原因ですが、コロナ感染等による不登校はありません。主な原因としては、中学校では無気力や学業不振などが多いのかなと思っております。小学校では、原因不明の登校しぶりが多い状況です。

対策としましては、各学校は専門機関と連携し、教育相談やケース会議を開き、子に応じた対策を検討しております。また、学習を少しでも進められるよう、タブレット端末を活用して課題の受け渡しを行ったり、保護者と連携できるよう、直接、担任が家庭訪問をしたりするなどして学校とのつながりを切らさないようにしております。特に大崎中では、新たな試みとして、不登校の保護者を集めて悩み等を共

有する「お父さんとお母さんの語り場」を設定することで保護者の孤立感を払拭する活動も始めております。

以上です。

- 11番（児玉孝徳君） 小学校が5名、中学校は12名もいるということで、非常に心配される事態だと思いますが。保護者を集めて語り場をつくったり、いろいろタブレットを渡して課題を与えたりとかやられていらっしゃるようですが、コロナで不登校になった子はないということですが、しかし増えているわけですから、その対策ですね十分に行ってほしいと思いますが、指導員とかそういう方もいろいろ対策をされているとお聞きしておりますが、助言を受けた子どもたちが問題を解決して登校できるようになるのか、なっているのか、そんな子がいたのか。今後、そうやって登校できるようになるのか、その辺をちょっとお聞かせください。

- 教育長（藤井光興君） 不登校の問題は難しい問題で、大崎町は、今先ほど、中学校の場合を言いましたけど、大規模校は30名、40名いる状況ですよ、昔と比べて増えている状況です。そのあたりがどんな問題があるか、あるいはそれをするために学校側は、今度は登校、刺激をあまり与えてはますます引っ込んでいきますので、不登校の子どもたちは学校まで、家を出てくるんだけど、校門に入るところでちょっと吐き気が出たりしたりとか、入れなくなる。そのあたりが抵抗感が多いんだなと思いがらいるんですけど。

その理由につきまして、先ほど言いましたとおり、いろんな理由がありまして、それぞれ違うんですね。今朝の新聞にも載っていましたが、一人一人に向き合わなきゃいけない。じゃあ、その子はどんなことを考えているのか、向き合って対抗することが大事なのかなと私も思っているんですけど。学校側はその子に応じてケース会議を開きながら対策を取っておりますけど、まだ、見えるようないい結果は出ていないというのが全国の状況だと思います。これについては、やっぱりこれからは継続的に根気強くやっていく必要があるのかなと思っているところです。

以上です。

- 11番（児玉孝徳君） それぞれの問題があって、なかなか一概には言えないと思いますが、対応はされているみたいですが。この特集記事なんかを読んだり、いろんなのを読んでみますと、現場の先生方がですね何も考えなしに対応されることがあって、それがちょっと不登校気味の子がよけい学校に来れなくなるというようなことがあるということもありました。その辺はですねしっかり指導をされて、先生がちゃんと助言をして問題解決に取り組んでいかれるように御指導のほうをよろしくお願いします。

それではですね次に、児童・生徒のSNSでのトラブルについてお伺いします。

多くの児童が所有していると聞きます、中学生は特にですね、スマホとかですね。また、本人は持っていないなくても、親のものを借りて使用している場合もあると思います。

そこで、いわゆるいじめとか、ゲームなどで高額な料金を請求されたとか、事件に巻き込まれるおそれがあった事案などがないかお聞かせください。

○教育長（藤井光興君） ただいまの質問にお答えします。

学校での指導については指導や人権同和教育と関連づけて授業で指導したり、N e t村に関するアプリをタブレットに入れて指導したりしております。特に菱田小学校では、すべての学年で一、二時間、N e t村で学習を行っております。その他の学校においても、総合的な学習の時間や道徳の時間などでSNSによって人を傷つけたり、被害に遭わないようにする行動について学んでおります。

また、トラブルが発生した場合は、当事者から状況を丁寧に聞き取って、保護者と連携し、解決を図っております。なお、本年度、SNS関連によるトラブルの報告は1件で、双方に誹謗中傷を言い合う内容でした。

このように、SNSのトラブルの未然防止に関する対応については、学校外での行動によって発生しており、学校教育だけは限界があると考えております。家庭でもルールを十分話し合っただけのよう、大崎町携帯・スマホ等使用ルール10箇条をはじめとした継続的な啓発活動を行ってまいります。

御存じのとおり、教育委員会のほうでは、小中学校の校長会と町P連の研究協議会で、四者でこのように、携帯・スマホの使用ルール10箇条を出しております。これについては、上のほうが児童の努力義務が6箇条あります。実際、学校で指導しております。下のほうには、保護者の努力義務が4つありますけど、学校には持たせません、多分持ってきていないと思いますけど、それから、必ず購入時にフィルタリングを設定する、これをやってないのがあるんですね、親がですね。それから、9番目が、使用方法、使用時間について話し合います、このあたりがどうなのか、徹底していつているのか、そのあたりもちょっとわかりません。それからあと、最初の段階で、暗証番号、IDパスワードを管理しますとありますが、このように10箇条を出しておりますので、この辺りについては今後また保護者のほうにも指導してもらいたいと思っています。

以上です。

○11番（児玉孝徳君） SNSでのトラブルがですね不登校とかいじめにつながると思います。そこで、トラブルが行われなような指導を行っていただきたいと思います。

テレビのニュースで、最近、歩きスマホをやっていると、男性が近づいてきてわ

ざとぶつかって、壊れたスマホを落として「壊れた」というふうにクレームをつけて高額な請求が行われるという事案が多数、県内というか鹿児島市のほうですね、発生しているというニュースがありました。その対象が中学生ということで、大変心配になっております。そういった場合の対処も指導していただきたいと思います。

携帯・スマホ等使用ルール10箇条ですね、これは先月、菱田小のほうから手紙でですねこういったのがありますということで案内がありました。しっかりと周知されるよう要望します。

高額な請求のクレームに対しての指導をやっていただきたいと思いますが、教育長、どうでしょうか。

○教育長（藤井光興君） そのあたりについては学校のほうでも常時指導しておりますし、確か、町の生活指導研究会でも二、三年前に話題になって、そのあたりについては指導してあると思います。

○11番（児玉孝徳君） ではですね、歩きスマホは絶対するなということで、そういったトラブルがあった場合も、その場で自分で解決しようとせずに親や警察に、学校の先生なんかにも相談するというので、しっかり指導をしていただきたいと思います。

では、以前ですね、学習用タブレット端末を児童・生徒に配備をと質問したことがありました。今では、本町の児童・生徒全員に配備されていますが、どのような使われ方をされていて、今までとは子どもの理解がどう違うのか。つまり、今まで、教科書、黒板で授業を進めていただいていたと思います。タブレットによる理解度の違い、進み具合など、その成果と、何か課題があるなら、今後、どのようにして成果につなげていくのかをお聞かせください。

○教育長（藤井光興君） お答えします。

タブレット端末については、今年度から配備されて、すべての児童・生徒が使用しております。例えばロイロノートというアプリを使って、先生と子どもたちが資料や作成物のやりとりを行うことで、円滑な意見交換を可能にしております。

また、ナビマという学習ドリルを使い、学習の振り返りや個人の課題に合った演習問題を行っております。このナビマについては、毎月、利用状況が業者から報告されておまして、持留小や大崎小の利用が特に進んでおります。

成果としましては、先ほど述べた活動によって、子どもたちの学習が効率的に行われるようになったことと、教職員の負担が軽減されたことが上げられます。

課題としましては、学校や学級によって利用状況に差が見られるところです。タブレットの利用は、学力向上の手段の1つですので、利用が多ければよいというわけではありませんが、これからの時代を考えたときに、その時代に対応する資質・

能力を育成する立場で考えたときに、子どもたちがある程度、タブレットを利用した学習経験を積むことは必要と考えます。町教としても、継続的に情報提供や研修を計画していきたいと思えます。

学校を訪問してもらったらわかるんですけど、子どもたちが1年生、2年生、3年生であっても自由に使っています。もうツールですよ、学習用に使っている、そんな状況が見れますので、是非、学校訪問等をしていただきまして、その状況を見ていただければありがたいと思えます。

○11番（児玉孝徳君） 成果が上がっているということですけど、問題は利用の差があるということですけど、先生によってですね、そんな利用の差があることはちょっと問題かなと思えますので、一律になるようにですねその対応を今後お願いいたします。

では、次にですねタブレットを家庭へ持ち帰って、宿題や勉強に使っているとお聞きします。家庭へ持ち帰ったときの利用状況、また、トラブルなどの事例は報告されていないのか。現在なくても、トラブルがあった場合の対処について、どのように考えているのかお答えください。

○教育長（藤井光興君） お答えします。

家庭へ持ち帰ったときの利用については、頻度は異なりますが、ほぼすべての学級で行っております。その内容は、先ほどタブレット端末に関する御質問で答弁した内容に加えて、動画の視聴や学習を行っています。トラブルに関しては、深夜にもタブレットを使用している例がございましたので、9時オフの原則に基づき、3月1日から、午後9時30分から翌朝の朝6時までの使用ができない状態に設定しております。

ちなみにトラブルではございませんが、以前、社会的に問題になったチャットについては、子どもたちだけでやりとりすることができないような設定にしております。

以上です

○11番（児玉孝徳君） 深夜まで使っている子どもがいるということで、9時オフということで指導されているということですが、この前、大丸小学校の教頭先生からお伺いしたんですけど、家に持ち帰ったときに通信環境がなくて携帯のルーターを持たせているということで、その電波状況が悪いところがあるということをお伺いしました。その件についてどうされるのか、対処方法を教えてください。

○教育長（藤井光興君） そのことは私も聞きましたが、委員会の管理課の担当のほうで大丸小さんに聞いたようです。おっしゃったとおりウェブ環境というんですか、最初に持ち帰ったときに、その環境が家の中でも部屋によって違うみたいですよ。

く捉えるところと捉えられないところがあったりして、大丸小さんは1件あったようですが、2回目はつながったと、昨日、教頭さんに確認しましたが、問題はありませぬということでした。そういう状況があったんだろうなと思っています。

○11番（児玉孝徳君） 電波状況が悪いところはですね、その環境を整えるように要望しておきます。

それでは、持ち帰ったタブレットで宿題をやったりとかするということなんですけど、わからないときですね、行き詰まった場合、タブレットを使い、考え方などをその場で先生に質問できないかお尋ねします。

その場ですぐにといい、先生方もですね家に帰ってゆっくりされる時間がなくなりますので、例えばですね土日の連休とか、その前の金曜日に30分ぐらい時間を設けて、わからない子どもたちが質問できる時間帯を取るといふような方法もあろうと思いますが、子どもたちがつまづいたとき、わからないのが出てきたとき、次の日だったらまだいいかもしれないですけど、2日後、3日後ぐらいに学校に持って行って宿題を提出して、それから答えが返ってきたとしても、どこでつまづいたかを自分自身が復習しないとわからなくなるといふ思います。だから、その場ですぐに答えていただければ、理解も得られることじゃないかなと思ふしますので、こういった体制をつくれぬかお尋ねいたします。

○教育長（藤井光興君） 学校内ではできるといふ思います。ところが、夕方、家に持ち帰って、そこでちょっとわからなくなると、学校の先生につないでと。それは時間外ですので、そこまで先生方を制約できませんので、それはちょっと無理かなと思ふいます。そういうことをするんだしたら、また別に組織をつくってやればできぬかもしれませぬけど、先生方を使うことについてはちょっと今のところ考えておりませぬ。

○11番（児玉孝徳君） 先生方には時間外ということできぬというお答えでしたが、役場のほうで誰か、指導員とか立てられて、そういう事業もできぬんじゃないかなと思ふしますので、その辺のところは、今後ちょっと考えていただいて、いい解決策があればと思ふいます。

それでは、コロナでですね学級閉鎖になり、オンライン授業が行われたと聞きました、菱田小学校だったんですけど。今回はICT支援員の方がちょうど対応してスムーズにできたと聞いております。今後考えられるオンライン授業の成果と課題は何かお尋ねいたします。

○教育長（藤井光興君） お答えします。

これまでオンラインで授業を行ったことがある学校は、町内に4校あります。うち3校は、コロナ感染による学級閉鎖や濃厚接触者となっている無症状者に対して

双方向の授業を行っています。1校は、双方向ではなく不登校生に対して視聴のみの形態で行っております。

成果としましては、コロナ禍でも子どもたちの学びを止めないための緊急対応や、顔を確認することで体調の確認ができているということがあります。

また、課題としては、通信環境の不具合による通信の遮断があったと報告を受けております、先ほどの件ですね。

さらに、通常の教育活動と同様に、終日6時間の授業をすることや複数の学級が一斉にオンラインで授業を行うことについては、子ども健康管理の問題や教員の準備などから、現段階では難しいところです。

町教としましては、オンライン授業については、やむを得ず登校できない状況の児童・生徒に対して行う有効な手段として整備していきたいと考えております。

○11番（児玉孝徳君） コロナでですね学級閉鎖になったときとかはですね有効な手段だと思しますので、ほかの学校と差ができないように慎重に行っていただきたいと思えます。

また、不登校の子どもたちにも活用されているということで、是非、取り組んでほしいと思えます。

次は、体力面についてお伺いたします。コロナ禍で昼休みを取らずに早めの帰宅を行っているという学校があります。感染拡大を防ぐためにしっかりとした必要な対策だと考えます。しかし、子ども同士のコミュニケーション不足、つながり、信頼関係などや、昼休みに校庭をかけずり回るなどができなくて体力不足になっていないか、精神的な面も踏まえ、持続的で即効性のある対策はどのようにされるのかをお伺いたします。

○教育長（藤井光興君） ただいまの質問にお答えします。

今のことについては菱田小の件だと思いますけど、昼休みについては御存じのとおり感染予防のためです。その代わり、朝の活動で動き回っているわけです。そのあたり、御理解いただきたいと思えます。

体力の現状につきましては、昨日付の、先ほど言いました広報おおさきの3月号で、今年度の小学校5年生と中学校2年生の体力・運動能力調査の結果を掲載しております。小学校においては、8種目中、男子が6種目、女子が7種目が全国平均以上、中学校においては、9種目中、男女ともに3種目は全国平均以上でした。

体力向上の取組については、継続的な取組として各学校のランニングや縄跳びなどの運動を計画的に行っております。特に鹿児島県教育委員会が行っている「チャレンジかごしま」は、年に2回の調査があり、昨年度後期は、大崎中学校は長縄跳びで学校賞をいただきました。

また、即効性のある取組としては、反復横跳びなど児童・生徒が不慣れな動きによる調査によって、その能力が発揮できないことがあるため、動きを十分に知る指導が必要となると考えております。

体力については、生きる気力にもつながり、生涯にわたって必要な力と考えております。暑さや寒さ、雨風に負けずに歩いて登校することを町教委としては推奨しているのも、取組の1つと捉えております。体力は、保護者の方々は、学校は体育の時間があるじゃないかと捉えていらっしゃるかもしれませんが、小学校だったら45分授業、ところが昔は、体育の時間に鍛える、汗をかかせる授業をやっておりましたけど、今、運動の楽しさが変わってきました。そうしたときに、1週間に2時間から2.何時間の授業になりますけど、これで体力がつくかという大きな疑問だと思います。それから、スポーツ少年団の子どもたちと、入っている子と入っていない子の体力差はとても大きいです。中学の部活動も同じですよ。

だから、先ほど言いましたとおり、歩いて毎日、毎朝毎夕歩いて登下校することで体力をつけるということは大事だと思いますけど、今、そのあたりが、七、八年前から歩いて登下校を推奨しているんですけど、やっぱり送り迎えがあります。そのあたりについて語るんですけど、親が、あるいはおじいちゃん、おばあちゃんが送ろうかとおっしゃるのか、あるいは子どもがせがむのかわかりませんが、やっぱりそのあたりについては親の考え方で、子どもを鍛えようとか精神力をつけようという意味で、体力をつけようという意味で、親がやっぱりそのあたりが壁になることも大事じゃないのかなと私は思っているところです。

以上です。

- 11番（児玉孝徳君） 本町の生徒はですね、この前の今おっしゃった広報紙にも出ていました、体力があるということですけど、今、歩いて登下校ですね、これが親のほうにも問題があるんじゃないかなという御意見もありましたが。私も子どもがいますけど、遠くから1人で歩いてくる子どもですね、今、やはりいろんな方がいらっしゃいますので、途中で声かけとかあったりすると心配な面があったりするからですね、遠くから歩いてくる子が、結構、車での送り迎えとかあるような感じですよ。その辺は心配な面とか、体力よりそっちのほうで送り迎えをされているのかなと感じております。その辺もあるからですね、先ほど、朝の活動とか、運動場を走らせたりとかですね縄跳びとかされているということで、その辺を充実してもらえて体力のほうをつけていただきたいと思います。

それではですね次の質問です。現在、各学校にコミュニティスクール運営協議会がございます。それぞれの協議会がですね子どもたちのためにいろいろな活動を行っております。例えばあいさつ運動、郷土芸能の伝承活動、講演会や語る会など、

大崎中が行っていたのが生徒たちと一緒に取り組んだ蜂蜜販売など、いろいろ各学校あると思いますが、いろんな活動がですね経費がかかることがあります。講演会とかいろんな、郷土芸能の伝承とかの場合も、講師への謝礼とかですねいろんなものを製作したり、何か作るという場合はお金がかかることがあります。

そこで、コミュニティスクールへの活動費をつけられないかお伺いいたします。

○教育長（藤井光興君） 今の質問につきましては、以前、中山議員から質問があって、10万円つけたことがあったんですね。今おっしゃるとおり、コミュニティスクールにつきましては七、八年になりますか、始めてから、なっていますけど、その間、大分にいらっしゃる文科省のマイスターとってコミュニティスクール運営委員がいます。彼と相談しながら進めてまいりましたが、コミュニティスクールについてはほとんどがボランティア活動なんですね。そういうことで回答しましたけど。

コミュニティスクールにつきましては、現在、町内各小中学校に学校運営協議会を設置し、様々な課題に取り組んでいるところですが、基本的にはボランティアでの活動となります。

また、過去において、全体での予算立てを行ったことがございましたが、学校からの活動に対する請求はなかったことから、その後、予算は計上していない状況であります。

一方、令和3年から、地域学校協働活動事業を新たに展開しており、この事業は、例えば登下校の見守りや、子どもたちへの本の読み聞かせなど、学校に対する多様な協力活動を行っておりますが、本事業も、基本的にはボランティアで行うものとしております。サポーターが行う活動における材料費等につきましては、大崎町地域学校協働本部推進委員会の中で、今後検討していきたい。

昨年度、社会教育課のほうで地域学校協働本部を立ち上げましたので、まだ学校応援団なんですけど、学校運営協議会はどっちかと話し合いをしてもらうところ、準備をしてもらうところ、そのあたりについていろいろ問題があったら、その子どもさんも菱田小学校ですけど、その中で話し合っていて、じゃあどうするかということをお話し合ってもらえばありがたいと思います。言いましたとおり、地域学校協働活動のほうでかかった経費につきましては、どうしても見なきゃならない点については今後、活動費を見込んでいこうかなということで社会教育課のほうとは話し合っているところです。

○11番（児玉孝徳君） 基本的にボランティアなんです。僕なんかも、一応、菱田小のほうでコミュニティスクールに入っていますけど、朝のあいさつ運動とかいろんなことをやっております。それはボランティアで確かにいいと思いますけど、やはり、かかった経費ですね、何か製作したとか、それをコミュニティスクールの協

議員だけで持つというのも大変ですし、その辺は、今おっしゃった予算をですねつけていただければと要望しておきます。

それでは、次にですね、体育館にエアコンの導入はできないかということですね、お尋ねいたします。近年の温暖化で熱中症になる子どもが増えています。そこで、全部の小学校、中学校に導入してくれという要望ではございません、まずはですね大丸小学校、ここの体育館は避難所になっています、次の質問にもちょっとかかるんですけど、避難所の場合、国の補助金が3分の2あります。

また、以前提案しました、本体価格は高いんですが、GHP、ガスエアコンにすればランニングコストが安くて済みます。タクシーはガソリンじゃなくてプロパンガスで走っています。これは安く済むからと、経済的だということで、エンジンをガスで回したりしています。それと同じのがGHP、ガスエアコンですね。若干、普通の電気より高いですね、1.5倍ぐらいすると思います。しかしですね、5年ぐらい使用したら元は取れるということで、また、さらに、電気のエアコンの場合、大型になると受電設備というのが必要になってきます。これはですね規模によっても違うんですけど、500万円とかすごく高額な受電設備ですね、キュービクルといわれているものです、これを設置しないとイケないということです。また、受電設備はですね毎年保守点検料がかかってきます、これも要らなくなるということです。

また、GHPにしたらですね自立型というのがあって、電気がなくても動かせます。そういったことを考えて、避難所としての体育館にエアコンの導入ですね、大丸小のほうにまずはできないかということでお尋ねいたします。

○教育長（藤井光興君） 体育館のエアコン設置は考えられないかという質問でございますが、まず、本町の小中学校のエアコンの設置状況につきましては、令和2年9月1日現在で、普通教室では設置率100%、特別教室では39.7%、体育館につきましては、議員も御存じのとおり、小中学校では設置しておりません。

県内におきましても、体育館に整備している自治体はない状況ですが、県内を探しましたら、阿久根の大河内小学校に1校だけつけて利用中、なぜかわかりませんが、整備していくには大きな財源負担が伴いますが、なかなか進んでいかないんだろうと思っています。

しかしながら、おっしゃったとおり、避難所として利活用の観点からしますと、今後、国や県などの動向を見まして整備していかなくちゃいけないのかなと考えますが、児玉議員がおっしゃったとおり、ちょっと私も資料をいただきましたけど、いろんなやり方があるようですね。その点については、今後、総合体育館のほうもいろいろこれからまた設計が始まるかもしれませんけど、その中で、エアコンを設置

する場合にはいろいろなやり方については、また検討することになるんだろうと思います。経費が安くなるように、いろいろなやり方があるようですので、おっしゃるとおり。そのあたり、今後また検討することになるだろうと思っています。

以上です。

○11番（児玉孝徳君） 是非ですねそういったところの検討をしていただきたいと思っています。

県内の公立高校もですね、今年、1校か2校、導入されるという話も伺いました。それもGHPということで、避難所を兼ねてということだと思います。また、総合体育館のほうも計画されているようですので、その辺も避難されたときに停電でも動かせるような対策を取ってほしいと思います。

それではですね次の質問に入ります。

以前、何度も質問いたしました防災センターや津波避難タワーについてですね。今回ですね、住民の方から要望がありました、町長のほうも御存じだと思います。私には、こうやって手書きの手紙も来ました、あと資料も付けてありました。この方はですね横瀬地区に防災センターをと要求されております。防災センターや津波避難タワーを検討されたのか、以前は防災センターは造らないとおっしゃっていましたが、その辺を再度お伺いいたします。

○町長（東 靖弘君） 防災センターの設置はできないかとお尋ねでございます。防災センターは、防災についての住民の意識を高め、知識や技術を養うための施設として、また、大規模災害時の防災拠点施設として、あるいは災害により庁舎が大打撃を受け機能しなくなった場合の予備拠点施設としての重要な役割を担う施設であると認識しております。

現時点では、防災センターを整備する計画はございませんが、必要性は十分理解しておりますので、今後、場所や設備、機能などを含め検討させていただきたいと思っています。

○11番（児玉孝徳君） 今後検討していくということですが、以前から何回か質問している津波避難タワーも含めてですね、津波とかが来た場合にですね逃げ遅れる方が必ずいらっしゃると思います。それを救うためのタワーとか防災センターですね。3月8日の南日本新聞に、津波避難に、半数の方が車が必要だと考えているとわかったということが記事になっておりました。やはりですね基本的には歩いて避難ということで、町長のほうもおっしゃっていますが、いざ、お年寄り、その当事者になった場合ですね車を使うと、アンケートだけでこの結果が出ています。実際ですね、1月にありましたトンガ沖噴火で津波警報が出た奄美で、ニュースを見られたと思いますが、渋滞が発生しております。このことから、原則徒歩の避難という

計画が本当に実行されるのか。これを踏まえてですね、やはり防災センターや津波避難タワーをそういったところを想定させているところには整備していただきたいと思います。

自助・共助とか、町長、よくおっしゃられるんですけど、こういった実態を御覧になって、新聞に出ていますけど、渋滞が発生していますよね、こういった実態を見られて、どうお考えですか。

○町長（東 靖弘君） お尋ねになりましたのは、3月13日の新聞じゃないのかなと思いますけど、トンガ沖噴火から津波避難を考える中で、車で避難が非常に渋滞があったということで掲載されていたような気がいたします。

ただいま、防災センターの設置はできないかという御質問で、防災の拠点となるところでの協議、あるいは研修、あるいは避難備蓄品の貯蔵とかいろいろな面で防災センターは必要だと認識しております。今までも考えないわけではなかったんですけど、できることならば防災センターという大きな機能を持つところが、役場とか公民館の庁舎改築と併せて、それが早い段階でできるようなのであれば、そんなところでちゃんとした機能を整えて、そこですべてが賄えるような、災害から電子機器が壊されるようなことがないような体制をという、望ましいことはそういうことだと思っております。

現時点でということ、先ほど、必要性は認識しているとお答えさせていただきましたけれども、そういったことを考えながら、なんらかの手段とかそういったものについては、また勉強をし、検討もしてまいりたいと思います。

津波避難タワーについては、何回も児玉議員から質問をいただきました。大崎町の実態ということも、総務課長等と踏まえ十分検討もいたしました。一番大崎町で標高が低いところはどこなのかということで、そういったデータも全部出ているわけでありませけれども、やはり、もし、そういったところで津波が発生したときに対応をどうするかということがある。大崎町の海岸線全体が低いわけではなくして、南海トラフ等で津波が発生したときの今の予測時間、高さとかを考えたとき、この地区については高台避難という形の方がいいんじゃないかとかいろいろ検討もしてまいりました。避難タワーということを御質問を度々いただいて、自助・共助とかいうことでっておりますけれども、今、集落自体が非常に超高齢社会に入ってきております。そしてまた、自主防災組織等の活動もお願いしたいですけれども、自治公民館長がリーダーを務めたりということになってくると、非常に高齢の方々が務める場合があったりして、現在、自主防災組織が十分機能しているという状況はあまりないのかもしれないし、その中で、通常なら自主防災組織の中で、要援護者という方々を車に乗せて避難するとかそういったところまで突き詰めていく必要が、

今、非常にあると認識しておりますので、まずはそのところをやっていききたい。そしてまた、消防団の皆さんに御協力、集落の自主防災組織の御協力をいただきながら、本当に要援護者をいかにしてやるのか、それで、どうしても高台の避難が無理で垂直避難が考えられるような人がたくさんいるとなってきたら、当然、また考えていかなければならないのかと思っております。まずは、自主防災組織というところを十分機能するように、早速そういったところから取組を開始して、住民の皆さん方の意識の向上といったことに努力していきたいと思います。

○11番（児玉孝徳君） 南海トラフ地震がいわれております。いつ起きるかわかりません。今日かもしれない、明日かもしれない、10年後かもしれない、それを考えた場合ですね、やはり早い段階でこういった施設を検討していただきたいと思えます。先ほど言いましたように、いざ、その場になったらですね車で逃げたりして渋滞が発生して、東北大震災のときのように津波に巻き込まれるということが懸念されます。

今、防災マップができたということで、その中にですね以前質問しましたマイタイムラインも入れていただいているようです。そういった整備のほうは進んでいますが、実際の避難タワーとか防災センターとか、そういった面もですね是非進めていってほしいと考えております。1人も取り残さない大崎町を、是非、考えていってほしいと要望しまして、私の質問を終わります。

○議長（神崎文男君） ここで、暫時休憩いたします。14時24分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午後2時14分

再開 午後2時24分

-----○-----

○議長（神崎文男君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、1番、平田慎一君の質問を許可いたします。

○1番（平田慎一君） まず、道路整備状況の現況認識と課題について質問していきますが、類似する案件が多数ありますので、個別具体的に場所を指定して質問をしてまいります。

まず、永吉菱田道路改良の事業経緯と進捗状況についてですが、国道448号線の旧国鉄跡の町道、これは丸正建設の場所から中学校区間の未完成地の件ですけども、スーパーのダイワから富士屋製菓裏の鉄道道路跡地については工事が進行中です。そして、本路線は菱田益丸からの通学路にもなっており、平成28年度事業申請、平成30年度から31年度にかけて地元での説明会がありました。

はじめに、現行の事業経緯と進捗状況についてお示しいただくとともに、地元事業説明の中で、中学校から横瀬方面との交差点、現況立体交差点になっていますけれども、これが平面交差にして、橋のメンテナンスも要らなくなる説明があったはずですが、用地や計画は変更なく進んでいるのかお示してください。

○町長（東 靖弘君） 町道永吉菱田線の道路改良の事業経緯といたしましては、地域防災の観点から、国道448号の災害時緊急輸送道路としての代替路線として位置づけし、また、町内3校の中学校の統合に伴い、永吉方面や益丸菱田方面から通学する生徒の安心・安全な通学路を確保するために整備計画したものでございます。

進捗状況としましては、平成29年度より、持留川から国道448号までの約3,500メートルの測量設計業務を実施し、令和3年度末までに約700メートルが改良済となり、進捗率としましては約20%となっております。

また、現在、一部の用地につきましては交渉中ではありますが、当初の改良計画と変更はございません。

以上でございます。

○1番（平田慎一君） 先ほどちょっと説明した、橋がなくなればですねメンテナンスにかかる費用は格段に下がると思います。また、住民の利便性も格段に上がります。これは特に横瀬方面から来られる方ですよね。スーパー方面に行くのに大回りしないで済むわけですし、そこで、高架橋がある場合と平面交差点の今の現状の場合ですね、どの程度のメンテナンスを含む維持費の削減になるのか。どのぐらいの維持管理の差額が出るのか、これ概算で構いませんので、金額か数字でお示してください。

また、このような工事でよく思うことがですね水道事業、特に、上下水道を含む事業ですね、この工事が予定されていたりします、並行して、前後してもですが、このような工事を同時進行ですること、費用対効果も生まれ、より町民にとっても効果的・効率的な事業になると思いますが、そのようなお考え自体はないのか、それも併せてお聞きします。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、建設課長の答弁とさせていただきます。

○建設課長（時見和久君） 高架橋を解体した場合の維持管理費、それから水道工事、下水道工事との同時施工についてということですが、永吉菱田線に架かる橋は大崎跨線橋といいますけれども、この橋の維持管理であります、5年に1回の近接目視による点検費用が約30万円、点検結果にもよりますが、橋梁補修に約1,000万円程度の費用が必要となってきます。仮に、点検結果で、今後架け替えとなった場合、約2億円程度の金額がかかると。

平面交差の場合は、工事費としまして1億円程度の工事費がかかると、概算であ

りますけれども約1億円程度の差が出るのではないかと考えられます。

これにつきましても用地等の問題がありますけれども、できる限り、工事については経費削減に取り組んでいきたいと考えております。

また、道路改良工事に伴う水道工事等については同時施工にしたほうが良いということで、改良後に住宅建設等を見込まれることから、水道課と協議をして、現在、同時施工を行っております。今後についても、関係課と連携を取りながら事業を進めてまいりたいと考えております。

○1番（平田慎一君） 高架橋に関してはですね事業説明で、地域住民の方の最初の事業説明のときに橋をなくすということがあったわけですから、なくしたほうがやっぱりメンテナンス、年間の維持費、今後の維持費を考えてですね利便性も含めた上で、やはりなくしていく方向で考えていくのが一番いいのかなというふうには思います。

また、水道工事の部分ですね、特にあそこは、今、ベッドタウン化して、結構住宅地化されつつあります。本工事が進んでいくにつれて、さらにまた民家が増えていく可能性が高い地域でもございますので、その辺は十分、費用対効果を考えてですね、工事などについても横の連携を取って同時進行で進めていくことをお願いしたいというふうに思っておりますし、そういう形で考えていると今お聞きしましたので、ちょっと安心したところではございます。

そして、次にですね丸正建設側から来た道、あと久徳建設側から来た道のちょうど交差点の部分なんですけど、ここの部分がですね非常に見通しが悪い状況であります、この工事区間の部分に含まれているんですけども、危険な状況でもありますけども。道路改良の件もですが、道路側溝の詰まりや路肩の清掃などの道路維持が最近なされていないのも目につく状況なんですけども、ここはですね。それがどのような認識なのかという部分と、また、本工事区間は益丸ほ場整備区域、田んぼの圃場整備区域と重なる部分がございますが、本工事との関連はどうなっているのか。この工事によって事業がちょっと遅れている、早くなるのかですね、そういう部分の意味合いも含めて御説明ください。

○建設課長（時見和久君） 今御指摘の交差点部分につきましては、下りとカーブが入って危険な状態ではあると認識はあります。安全対策につきましては、関係課と協議・連携して改善していきたいと考えております。

町道の維持管理につきましては、伐採は年に2回、通行の支障となる路面補修などは随時行っている状況ではありますけども、最近、道路の維持管理がなされていない路線が目につくとの御指摘ですので、業者も管理路線のパトロールを実施しておりますので、側溝詰まりなど目につかれたり、住民の方々から指摘・要望がございま

したら、建設課に一報していただければ随時対応していきたいと考えております。

また、益丸ほ場整備区間約600メートルの区間なのですが、これにつきましては、現在、圃場整備の工事を含めて実施時期についてはまだ未定であります。今後、関係機関、県それから耕地課と密に協議を行って事業を進めてまいりたいと考えております。

○1番（平田慎一君） この益丸ほ場整備につきましては、今、多分もう換地は始まっているというふうに思うんですが、事業開始はいつでしたかね、耕地課長、答弁できれば。

○耕地課長（竹本忠行君） お答えいたします。

益丸地区の採択につきましては、令和2年度採択を受けまして、現在、令和3年度、4年度におきまして換地を進めている換地員の方々に進めていただいている状況でございます。計画でいけば令和5、6、7、3か年で区画整理工事を実施する予定でございます。

以上です。

○1番（平田慎一君） 横の連携を取りながら、早い段階での工事を望んでおります。

次に、高速インターを含む県道東原大崎線の現状と課題認識についてに入っていくんですが、大崎インターのある井俣インターの出口ですね、これ看板設置が必要でないかと思えます。これ、多分、皆さんもよくお聞きしていると思うんですけども、特に出口付近は一般の方々ではわかりにくいといえます。これは町内・町外を含んで両方ですね、多くの皆さんによく御指摘される部分なんです。キャンプ場や道の駅など、方向や施設等がわかるものや、本町のPR等も絡めた看板等の設置が必要ではないかと思えます。民間の看板が絶対この後、乱立すると思えますので、その前に、SDGsの町、エコタウン大崎をイメージできるような部分も含めてですね設置すべきと思いますが、その辺の考えないか、町長にお聞きいたします。

○町長（東 靖弘君） 大崎インター付近へのPR等を含めた看板設置についての御質問でございますが、昨年12月議会でも児玉議員より同様の質問を頂戴し、県へ要望する旨の答弁をしたと記憶しております。

最近、自動車や携帯電話のナビゲーションを使用する方が多くなっていることが要因と思われませんが、道の駅等の施設への道案内の問い合わせが担当課に寄せられることも少なくなってきましたので、御質問にございましたような、単なる道案内だけでなく、本町のイメージに合ったような表示方法を検討してまいりたいと思えます。

○1番（平田慎一君） 特にですね国・県の施設ではなくて、ちょうど町有地の看板が布設できるようなちょうど正面の場所がありますので、その辺を有効活用しながら

ですね本町のPRに努めていていただきたいなというふうに思っております。

また、近隣のインターチェンジより、大崎のこの2箇所のインターチェンジ、野方を含みますけども、景観上もきれいであると思います、ほかと比べるとですね。特に野方インターなどは、下りたときに露地栽培の畑やお茶の作付とか見られます。農地等の印象がよくて、それに和牛の放牧など見られるなどのイメージ戦略等を付随して実行していくことも考えるべきなんじゃないかなというふうに思っております。

福岡への高速バスの運行がなくなりました。インターも、コンビニがあるだけでは、せっかくのインターチェンジがかすれてしまう、もったいない状況になっているというふうに認識しております。町長が、交通の物流拠点になり得る地域であり、努力して発展させていくというふうに前回御答弁いただいておりますが、その部分を加味してですね戦略的に野方地域、大崎町のイメージ戦略も行うべきと思いますが、そこも併せていかがお考えか、お示してください。

○町長（東 靖弘君） 野方インター付近につきましては、東九州自動車道の供用開始以来、運送業が進出し、農産物貯蔵施設の建設など、物流拠点としての重要性が増していると認識しております。

高速バスについても、鹿児島空港までの直行便のほか、新たに福岡への直行便運行が始まるなど、今後の展開に期待しておりましたが、福岡への直行便については新型コロナウイルス感染症の影響により撤退され、非常に残念に思っているところでございます。

御質問の、イメージ戦略については、コンビニエンスストアの裏手敷地や、野方地域全体の活用など、総合的な取組が必要と考えており、また、ふるさと納税業務においてシティープロモーションを図る予定でもあることから、御質問の点も含めたイメージ戦略を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○1番（平田慎一君） そのようにしてですね戦略的にやっていていただきたいなというふうに思います。

また、高速ができたことは本当に喜ばしいことではございますが、それに伴いまして交通量の増加等により危険箇所が出てきております。これは、田中グラウンド、中央運動公園ですね、これを下った場所、中学校方向にですね下った場所に五叉路がちょうどございますが、交差点ですね、ちょうど平良に行く道とありますけど、これは非常に危険な状況になっております。特に集落道から出てくる道は、大きな木が覆い茂っており見通しが悪く、道路を渡るのも危ない状況であるとのことなんです。

また、高速はできましたから交通量が増えるのはもちろんですけども、大型車と

かですねそれなりのスピードで通りますので、家に振動が来る、揺れる民家もあるとの報告も伺っておりますし、高齢者の道路横断も危険な状況、ちょうどカーブになりますのでですね下りの、そういう状況だということです。

さらに、通学路等にもなっておりますので、信号機の設置や振動対策、こういうことも考えるべきだと思いますが、県道ですので県への要望・要請も含め、いかがお考えなのかお示してください。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、建設課長の答弁とさせていただきます。

○建設課長（時見和久君） 五叉路の信号機の設置等についてでございますけども、令和3年7月に大崎インターが供用開始され、以後、県道東原大崎線につきましては、供用開始前と比較して、大型車両などの通行量が多くなっている状況であります。

交通量の増加に伴いまして、地域住民の方々から、植樹帯により歩行者を見づらいついか、歩行についても歩きづらいなどの苦情が多数寄せられたことから、2月に歩道の街路樹の伐採を県にお願いし、現在は伐採により通行しやすくなっております。草木が生い茂ったり、歩行者等の通行に支障のある場合は、伐採・除草するなど、随時対応を県に依頼していきたいと考えております。

また、県道沿いの住民の方から、大型車両などの通行が多くなり、振動による苦情も大分寄せられております。現在、道路管理者である地域振興局と、改善に向けて要望とか協議を行っている状況であります。

○1番（平田慎一君） 是非ですね協議だけで進むのではなくて、事業として確立していただきたいというふうに思います。特に本町は、本町出身の県議がいます。西高悟さんという県議がいますので、是非、その辺の活用を踏まえてですね本町の県道整備等を含めた部分をやっていただきたいなというふうに思っております。

次に、住宅地化する集落農道の町道への格上げ整備の考えについてなんですけども、これもですね国道220号線、個別具体的な部分で説明してまいります。ふれあい市場の反対側、西平石油から入った住宅街というか集落なんですけど、昨年、火事があった場所で、4棟ほど燃えましたが、その場所ということだったら多分、皆さんわかると思うんですけども。実際、そのときに火事があったときに消防車が入れなかった場所で、農道のままで道幅も狭く、私もたまにトラクターで通りますけども、ロータリーが当たりそうぐらいの道幅ですね。覆い茂った竹や木にトラクター自体も当たるような状況ですが、問題なのは、先ほどちょっといいましたけども、火災時に消防車が入れなかったことです。消火栓も奥の方にあるんですけども、その場所までも消防車が進めなかったという現状が起きたこと、これです

ね。通り沿いには、借家を含み、20軒強ぐらいあると思うんですけども、住宅があります。行政の第一義は、やはり町民の生命と財産を守ることです。これは早急に道路の拡幅を行うべきだと思いますが、いかがお考えになるかお聞きいたします。

また、併せて、このような場所はですね町内ほかの場所にも多分あると思うんですけど、農道から町道への格上工事を行う場合の本町の判断基準はどのようになっているのかを併せてお示してください。

○町長（東 靖弘君） 集落は、地域の皆さんが相互に援助し合いながら生活の維持向上を図る集落コミュニティ形成の場でありまして、集落道は、集落を形成されている方々や日常の生活の中で利用される場合や、農業交通に利用されるなど、様々な方々に利用されております。

そのような中、集落道は、長年そこに住んでいらっしゃる方や、新たに住宅を構えられ生活されるなど宅地化が進み、生活環境が変化し、また高齢化が進展する集落もあることから、救急車を必要とされる方や住宅密集地への消防車の乗り入れはスムーズに行われるべきだと考えておりますので、改善に向けて計画を立てていきたいと考えております。

町道への認定基準につきましては、担当課長から答弁させていただきます。

○建設課長（時見和久君） 町道の認定基準に関する御質問でございますけども、町道の認定基準としましては、まず、1番目に、有効幅員が4メートル以上で、自動車等が交通可能なもの、2番目に、路線延長は1キロメートル以上とし、起点・終点を含めて集落2箇所を連絡するもの、3番目、農村総合整備モデル事業等により整備された路線について、特に町長が認めたものなどの要件があります。

このようなことから、幅員が狭く、路線延長も短い集落道は、町道への認定は困難であると考えられます。幅員の狭い集落道につきましても、緊急車両が通行できるように、関係課と連携をしながら改善していけたらと考えております。

○1番（平田慎一君） 今の説明では、ちょっと厳しいような状況の説明だったんですが。是非ですね、町長がさきに言われた、やれるところはやっていくという部分の御認識で、消防車が入る部分だけでもやっていただきたい。

実際、火事が起きたときに、ガスボンベを全部外したのは、西平石油と隣の大崎自動車の方がボンベを緊急に外してですね、消防が入れなかった部分のですね初期対応をされたというような状況もございますので、やはり、そういう危険な箇所でもある部分もあります、国道沿いでもありますので、この部分はですね100メートル、200メートル部分で多分済むと思います、拡張の部分はですね。その部分はやっぱり考えていくべきなのかなというふうに思いますので、是非、先ほどの町長の答弁にあったようにですね考えていただきたいなというふうに思ってお

ります。

また、本道路の雑木の伐採や町道の伐採等はですね、先ほど建設課長も言われましたように、耕地課長や建設課長に言ってですねすぐ対応してもらっています。これは対応が早いです、本町の場合ですね。それはこの場で一応言っておきますけども。しかしですね業者の伐採跡を見たときに思うのが、中途半端というか、要は中段から下の部分しか切っていないんですよ。上段の上の大きい木ですよ、それを全部残されているというですね、ほとんど手つかずの状態であるということ、特に大きな木や枝とかですね。今の現場のこの場所等も含めてですけども。これでは、車両も大型化している現状ではぶつかりますし、すぐに覆い茂ってくるので、毎年伐採しないといけない。西平石油のこの場所は、集落の方々が毎年伐採されていたらしいんですけど、コロナの影響でできなくなったりとか、高齢化して、なかなかできなくなったという現状もございますが、そういうところは結構たくさんあると思うんですよ、集落の方々ができないところですね。そういうところを建設課とか耕地課とかに頼んでするんですけども、どうしても上段の上の部分が残ってしまう、こういうところをもう少しですね作業効率・効果も考えてやっていただきたいなというふうに思います。

さらに、今般の一般会計予算に出ています農村地域防災・減災事業、これは農地保全事業ですね、東中沖地区なんですけども、この整備事業の中に通学路にもなっている農道がありまして、民家も数件あるんですが、大雨のたびに川のような状態になって、通学路としても使用できないような状態になってくるという場所がございます。これはですね先般、耕地課長に確認していただいております。工事予定の敷地内、県の主体工事なんですけども、範囲内にあるんですが、問題箇所の工事がですね一番最後の工事予定で、あと8年後ですか、10年計画の一番最後ということで8年後ということなんですけども、できれば、その区画の整備が始まるのをですね、県の事業なんですけども、県のほうにちょっと前倒しでできないかみたいな、そういう話ができないのかですね、ちょっとお聞きいたします。

○耕地課長（竹本忠行君） 今、御指摘のありました東中沖地区のシラス対策の防災・減災事業でございますけれども、今のところ、工期といたしましては令和3年から令和11年という計画でございますして、排水路、集水路、小水路という流末のほうから工事を施工していくという計画になっております。

御指摘のところでございますけれども、県のほうとそういった問題があるというような問題提起をいたしまして協議・検討をさせていただければというふうに考えております。

○1番（平田慎一君） 是非ですね建設的な方向で進めていっていただきたい。この部

分は県営事業なので、本当に、本町から県議が出ています、せっかく出ていますので、その辺の活用しながらですね、是非進めていっていただきたいなというふうに思います。

そして、これも畑かん事業の部分なんですけど、畑かんの舗装復旧について、町道益丸大名線ですよ、わかりやすいところでいうと消防署から国道に向けて、曾於街道の畑かん布設後の復旧について、更新管の布設後はもちろんなんですけれども、既設管が入っていた部分も漏水箇所と思われる、専門用語でいうとわだち堀になってでこぼこになっているんですよ工事跡が。そういうところが多数見受けられます。道路管理者としてどのような許可条件をなされているのか。また、同じく、高速道路建設用に使われた道路について、これは鹿兒島プロフェーズ前の大隅グリーンロードですね、これ、でこぼこ相当されてますけど、これも同様にですねお示してください。

○建設課長（時見和久君） 今御指摘の益丸大名橋線の畑かんの入れ替えをしているところでもありますけども、以前、浅埋設で布設した畑かんの管でありまして、漏水それから管割れが大分出てきまして、県と話をしたところ、反対側に入れさせてほしいということで協議を行ったところで、今現在、御指摘のところについては、県のほうで以前の部分について舗装ができないかと協議したところであったんですけども、今現在のところ、ちょっと難しいという回答ではあります。

以前、漏水した箇所について、まだ復旧がされていませんのでわだちのままになっている状況で、今後、その舗装をするときに、一緒に補修しますというのは回答をもらっております。

それから、グリーンロード、持留中沖線の高速道路と並行する部分につきまして、昨年12月、それから先月2月に、大隅河川国道の担当の方と、その舗装復旧についてを早めできないかという協議をいたしました。ちょっと予算の問題等ございますことから、町内のまだ舗装されていない部分、プロフェーズに入るところのボックスのところとか、それから有田商店前の町道の部分、すべてで町道で7路線、農道で2路線、そういうところがございます。その場所については、耕地課と一緒に大隅河川国道と協議をして、その補修をしてもらえるという確約はいただいております。

○1番（平田慎一君） 是非ですね、現況、本当に危ない状況でございますので、早めの改修工事というのをしていただきたい。事故が起きてからでは遅いのです、というふうに伝えておきます。

これらの道路等はですね説明の中でも申しましたけども、学校の通学路となっております。教育委員会としてですね整備状況や危険箇所の整備等を含めて、どのよ

うに考えているのか。また、道路行政に対するすり合わせと申しますか、今言われた建設課や耕地課等の情報共有とかです。ねそのようなことを行っているのか、教育委員会のほうにちょっとお聞きいたします。

○**教育長（藤井光興君）** 学校から危険箇所を上げてもらっておりますが、その後、教育委員会の管理課と総務課、建設課で見て回ったり、それからまた、その後、本当は、コロナ禍でここ2年間でできてませんが、国道事務所とか警察で話し合いをする場面があったんですけど、去年、今年は今のところ行っておりません。

その問題点については、役場庁舎内の三者では話し合いをしているようですが、現在はそのような状況です。

○**1番（平田慎一君）** 是非ですねやっぱり学童が通るところというのはやっぱり重要な場所でもあります。これは同僚議員等もいいますが、該当等も含めてですねやっぱりそういう危険箇所というのは早目のチェックを行って、合同で横の連携をしながら取り組んでいていただきたいというふうに思います。

次に、施政方針について質問してまいります。移住・定住政策については、昨年3月議会の一般質問で人口施策・定住施策の取組について、定住を増やすことが税収増の一番王道な手段であると私は御指摘させていただきましたけれども、この部分は税収増に向けた取組についての関連質問でしたが、町長の答弁で、本町が持続可能なまちであり続けるために、今後も移住・定住政策の強化に加え、住みたい、住み続けたいという環境づくりを進めていく。そして、狙いは20代から40代を重点的に考えながら、各種施策を打っていくとの答弁で、私との認識も一致しておりましたが、併せて、交流人口・関係人口の構築も必要であり、推進していくとの答弁と理解しておりますが、まず、はじめに、昨年度の移住・定住政策の検証と効果・実績、また、その評価について、まず、最初にお示してください。

○**町長（東 靖弘君）** 移住・定住政策についての御質問でございます。施政方針において、質の高い施策を人へ投資し、郷土大崎を活性化させる地方創生を積極的に取り組むと申し上げ、移住・定住対策についても触れさせていただきました。

やはり、町の根幹を成すものは、質・数ともに人であるとの思いがございますので、移住・定住対策には注力してまいりたいと考えております。

さて、御質問は、昨年度の移住・定住対策の検証と効果・実績、また、その評価について示せとのことでございます。昨年度のみならず、これまでの幾つかの補助制度の結果を踏まえてお答えさせていただきます。

平成23年度に開始した転入子ども加算等を合わせ、最大で100万円を支給する定住住宅取得補助金の実績から見ますと、現在までの11年間で242世帯、人数では947名、そのうち転入者は320名となっております。この制度につきま

しては、定住人口及び税収の増加につながる制度でもございますので、一定の効果はあったものと考えておりますが、近隣自治体の類似制度と差別化を図れてはいないようでございます。

また、平成26年度から開始した賃貸住宅居住者への家賃補助制度は、現在までの8年間で164世帯、333名の転入者がございましたが、転勤族の方々も対象としておりまして、補助期間終了後に3割以上の方が転出されております。

ほかにも、平成27年度に建設いたしましたのはなタウンは、全12戸のうち8戸が転入世帯となっております。

これらの施策により一定の成果があったものと認識しておりますが、国勢調査の結果を見ますと、平成27年の総人口1万3,241人から、令和2年には1万2,385人と、残念ながら856人減少し、人口減少傾向に歯止めがかかっておりません。

また、出生数も昨年度は約60名であり、このままでは町の根幹を成す「人」がいなくなるという強い危機感を持っており、施政方針でも申し上げましたような移住・定住対策を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○1番（平田慎一君） 数字的なものをいうと600名ほど実績が実際出たということで、今お伺いいたしました。それに伴いまして、今の危機感というのは私も町長と同じように共有しているんですけども、その部分を含めて、やはり本年度は、特に移住・定住施策についてはいろんな部分で施策が入っております。その内容と方向性、今、細かい説明はしませんけども、どの程度の効果を見込んでいるのか、内容と方向性とですね今度の施策についてですね、それをお示してください。

○町長（東 靖弘君） 持続可能なまちづくりのため、昨年6月に御可決いただきました総合計画に基づき、今回上程いたしました野方地区の宅地分譲関連予算や、従来の定住住宅取得補助金の限度額及び内容を大幅に見直し、新たに環境配慮型定住住宅取得補助金の創設など、若者世代の定住を促し、人口減少傾向に歯止めをかけたいと考えております。

まず、県との連携や子育て支援についてでございますが、県が首都圏で実施する移住・定住セミナーに本町も積極的に参加し、定住関連補助や高校生までの医療費無料化、給食費補助などの支援策を情報発信したいと考えております。

また、これまで最大100万円であった定住住宅取得補助金を大幅に見直し、環境配慮型定住住宅取得補助金として最大310万円とした新制度の創設と併せて、野方地区の宅地分譲に注力してまいります。

結婚新生活支援事業につきましては、これまでの家賃補助制度を見直したもので

ございます。これまでは、転入世帯及び新婚世帯が対象で、2年間にわたり家賃を補助する仕組みであり、まとまった資金でなかったことと、いわゆる転勤族も対象であったために定住人口増加につながっていない側面もございました。そこで、町内で、年齢等の条件はございますが、新たに結婚生活を始められる方を対象に、住居の購入費やリフォーム費用、引っ越し費用を最大30万円補助するものでございます。最大30万円がまとまって支給となることから、対象者にとっては使い勝手のよい制度ではなかろうかと考えております。

以上、各種制度について御説明いたしました。3年経過後には効果測定を行い、制度の継続についての判断をしたいと考えております。

さらに、本町の場合、転入と転出の差である社会増減に影響を与えているのが、約300名に及ぶ技能実習生を主とする外国人材の存在でございます。本町の産業構造から考えますと、外国人材の存在なしには企業活動が成り立たない状況でございますので、多文化共生の取組を推進するなど、日本人はもとより外国人にも選ばれるまちを目指してまいりたいと思います。

効果につきましては、3年後の効果測定によるものと思われませんが、総合計画にもお示した2040年の生産年齢人口割合51%を目標にしたいと考えております。

以上です。

○1番（平田慎一君） 3年後の効果測定ということなんですけども、途中でですね効果が薄いと思った場合は軌道修正も含めた臨機応変の対応もしていくべきかなというふうには思います。

移住・定住に関してはですね2月の日本経済新聞に「九州沖縄の転入超過率が高い市町村トップテン」というのが記載されておりました。これ、去年の集計ですけど、その中の5位に東串良町が入っていました。近隣でいえば宮崎県三股町、この辺りが常に「全国で住みたいまちランキング」で上位にいます。その要因は何なのか分析し、本町でも取り入れたりしていくべきであると思います。ほかの市町村を含め、施策を見るとですね、やはり手厚い子育て支援や住宅関連の施策が中心のようです。

そんな中、本町の施策にも、先ほど町長の答弁でもありました、宅地分譲等がありますが、1つ提案なんですけど、分譲ではなくてですね土地の無償譲渡を考えたほうがいいのかというふうに思います。これはなぜかと言うとですね、むしろ、子育て世帯を含む、町長が考える年齢層をターゲットに幾つかの立地条件を選定し、条件等もつけるとは思いますが、その条件の1つにですね本町の住宅建設業者が施工する場合は無償で土地をやりますよみたいな、地元経済とリンクするような、地元にお金が落ちるような仕掛けもつくりながらやるべきだというふうに考

えます。

また、併せてですね、農地を東串良町のように町で買い取るのも1つの方法なんではないかなというふうに思います。この部分はですね農業委員会の農地の斡旋でもなかなか買い手が見つからない、今なんかそこそこ買い手があるということらしいんですけども、件数が大分減っているということで伺っていますが、1反当たり、大体本町の平均が20万円から50万円ぐらいだと思います。30万円ぐらいかなと思ったら、「いや、それ、まだ高いです」と言われましたので、そのぐらいの予算的なものなので、併せてですね農地法の連たん性の縛り、これは法律上ですけど、農地法ですけども、いわゆる1種農地の指定された宅地申請ができなかった場所が、高速道路ができて連たん性の縛りが取れています。これによって町の開発の自主裁量も大分緩和されていると思いますので、積極的に取り組んでいける状況でもあると思います。この辺を加味してですね、町長にちょっとお考えをお示しいただければと思います。

○町長（東 靖弘君） 土地の無償提供という御質問でありましたので、それをやりながら人口増を図るべきだということになると思います。

人口が増えることによって、地方交付税そのものが上がってまいりますので、そのことの差を考えとかしたところでありましてけれども、無償譲渡については考えていないことでありましたので、御提言として受け止めてさせていただきたいと思っております。

高速自動車道付近の農地の転用ということで、野方インターができたときに、今まで農地転用ができなかったところが、高速インターから300メートル以内は転用できるということがありまして、現在南栄運輸が入っているところ、そして、また新たな加工施設ができる、今工事中であります、そういったところはそういった制度を活かしながら転用してまいりましたので、今後も、大崎インター等についてもそういったもので利活用できる部分ものがあるのではないかと、そういったところは十分考えていきたいと思っております。

東串良町の人口増については、NHKのテレビでもやっておりましたので、私も見ました。一番の利点というのが東串良町方式でやっておられますので、そのことも理解しておりますが、住んでおられる方々の意見の中で「コンパクトシティ」という言葉が出ました。商店があって、そして国道に近くて利便性が非常にいいと。そして、また、働く場所においては鹿屋が通勤であるという、そういったことをお話しされておられまして、私もそういう認識をしておりますが、コンパクトシティということを見ると、大崎町はなかなかそこまでいっていないところでありまして、高速ができましたので、通勤の幅は相当広がってきていると思いますから、や

はり、様々なことを検討しながら大崎町に住む施策ということは積極的に取り組んでいきたいと考えております。

- 1番（平田慎一君） さすがによく御認識されておまして、東串良町の施策をですね私が調べた分で端的に言えば、古民家をリフォームして移住者に貸し出し、田舎暮らしを体験してもらって、移住希望者に、農地を町が買い取って造成し、坪当たり90円の貸付利用で、20年住んだら無償譲渡されるという。今、町長が言われたようにですね徒歩圏内にスーパーや病院、学校があり、コンパクトタウンであり利便性が高い、そういった要因ですよね、そういった要因で人口が増えてきている。でも、これは計画的に、特に住宅街というのは計画的に町が考え、やっている部分であると思いますけども。前回の一般質問の中でも触れた部分なんですけども、人口減少や高齢化の著しい地域において、地域の基礎的な単位である集落機能の低下や商店、スーパー等の閉鎖、医療提供体制の弱体化と、日常生活支援機能の低下している傾向が見られる、本町に見られる典型的な部分なんですけども、その部分への対処を考えれば、移住・定住政策はものすごく可能性を秘めた部分に変わっていくのかなというふうに思います。近隣と同じやり方だけではなくてですね、町長も多分いろいろお考えだと思うんですけども、プラスアルファした施策を考えてやっていただきたいなという部分で思っております。

併せて、九州経済研究所の調べで、これ、皆さんも御存じだと思うんですけども、コロナ禍による地方回帰という大きな流れが生じています。地方に移住したい、地方で仕事を見つけたいと考えている人はですね、特にコロナ以降、顕著に見られているという数字がいろんなところで、媒体でも出ておりますけども、報告書として出ておりますが、そういう世相というか流れ、時流ですかね、そういうものも施策に反映していただきたいと思いますが、町長のお考えをお示してください。

- 町長（東 靖弘君） 九州経済研究所の福留さんの講演も何回か聞いております。地方に移住したいという人が増えてきている、そしてまた半農半エックスという言葉がありますように、半分は就農しながら半分は会社勤めとかいろんなパターンが、今広がってきているということでございます。

先般、大崎町においても、農業法人等で1週間程度、東京圏から来られた方々が数十人農業体験をしておられまして、大崎町に入ってきて農業をやりたいという方々もかなり増えてきている状況でありますので、そういったところもしっかりと把握しながら、土地をどうやって提供していくのか、どういう指導法をもって進めていくのか、そういったところは農政課、普及センターと十分にやっていきたいと思っておりますが、移住という面ではかなりそういった面での在り方が今までとは変わってきたと捉えておりますので、しっかりとそこを把握して進めてまいりたい

と思います。

○1番（平田慎一君） 半農半エックスについてはですねまた質問しようと思っておりましたが、町長も十分御理解しているとは思いますが。

次に、ワクチン接種の正確な情報提供について質問をしてみたいです。今、SNSやメディア等では新型コロナワクチンに関して様々な情報があふれています。例えばワクチンを受けた後に起きた好ましくない出来事、有害事情をですね、因果関係がわからないにもかかわらず、あたかもワクチンが原因であるような書き方をしている情報もあります。特にSNSでは発信者が不明、または科学的根拠、エビデンスや信頼の置ける情報源に基づいていない不確実な情報があり、注意が必要であると思います。

ワクチン接種の情報に関しては、複数の専門家のチェックを受けたエビデンスに基づいた情報発信をしている公共機関や団体などから情報を得ることが必要だと思いますが、本町の情報提供に対して取組状況を、まずお示してください。

○町長（東 靖弘君） 新型コロナウイルスは、未知のもので、世界中の誰もがわからないものでした。そのような中、WHOはインフォデミック感染症の広がりとともに正確な情報と誤った情報が混在し、情報であふれかえる状態を防ぐことが重要であると指摘しております。

町としては、信頼できる情報をもとに、町民自らが正しい選択及び行動が取れるよう、広報紙やホームページ、集落の回覧や防災無線等を通じて正しい情報の発信に努めております。

情報源といたしましては、厚生労働省、内閣官房、首相官邸など公的なもので、情報に典拠がついているもの、典拠先に科学的な根拠を示されているものを確認し発信しているところでございます。

以上です。

○1番（平田慎一君） 情報発信に関してはそういう部分で、多分どこの市町村もだと思んですが、社会的関心が高まったのはですね実は新型コロナワクチンによる死亡例だと思います。政府が把握している新型コロナワクチン接種後の死亡例が1,255件、これは2021年10月3日時点の資料しかなかったものですからこの数字なんですけども、このうち1,248件については情報不足等によりワクチンと死亡の因果関係が評価できないというこれに対して、きちんと情報を集めれば新型コロナワクチン接種と死亡の因果関係が明らかになるのに、必要な情報を集めていないんじゃないかと、政府の対応に不信感をいだいて新型コロナワクチンの3回目接種、ブースター接種を躊躇する人も少なくないというのが今の現状らしいです。これは医学会のほうでいわれてるんですけども。

新型コロナワクチンと死亡の因果関係を明らかにするには、さらに多くの症例の比較検討が必要であるといわれており、厚生労働省が医療機関に要請している副反応、いわゆる副作用ですね、この報告システムではワクチン接種後のすべての死亡例を把握できていないからこそ憶測が憶測を呼び、国民に不安が広がるのかもしれない。

問題なのは、よくドクターの方がよくいわれているんです、私もお聞きしたんですけども、ワクチン接種後の責任は国がとるといふうにいわれておりますよね。でも、ワクチン接種後の責任は国がとるといわれていましたが、ワクチンと死亡との因果関係の証明ができず、ほとんどの責任をとっている状況がないんですよね、実はですね。そのようなことも住民の不安要素の一因であると思うんですけども、これについての本町の考え、ワクチン接種後の近隣も含めた死亡例がどの程度あるのか、県もたまに発表しておりますが、その部分の数字的な部分をちょっとわかればお示してください。

○町長（東 靖弘君） 予防接種による健康被害は極めてまれであるものの、なくすことはできないことから、救済制度が設けられ、認定にあたっては、予防接種、感染症、医療、法律の専門家により構成される国の疾病障害認定審査会により因果関係を判断する審査が行われているところでございます。

もし、死亡のような有害事象が生じた場合は、遺族の申請に基づいて、町から国に進達し、その審査会による審議をお諮りすることになります。今まで町内でそのような事例はないところでございます。

なお、ワクチン接種後の死亡事例ですが、県内では、2月24日現在で2名ですが、国においてコロナワクチンとの因果関係があると結論づけることのできた事例は、現時点では認められないとなっております。

○1番（平田慎一君） そうなんですよね、国は責任をとるといいながら、因果関係がない、わからないから認めませんという、補償はしませんという、こういうことがあるからやはり住民の皆さんの不安が増長されていっている部分もあるのかなという、だから、その情報はどこから取ればいいのかというのがわからないという町民の皆さんが結構いらっしゃるというのが現状だということをお聞きしております。

また、ワクチン接種はですね強制ではありません。これは御存じだと思いますけども。病気など、様々な事情で接種を受けることができない人、受けることに注意が必要な人がいます。接種を受けてないことを理由に差別的な扱いを受けたという相談も全国的に多く寄せられているようです。ただし、情報提供とともに、それぞれの事情に配慮した感染対策も考えていただきたいと思いますというふうに思います。

そしてですね今般の一般会計補正予算、新型コロナウイルス予防接種健康被害給

付金6万8,000円の支出、これは60代女性の1名分の支払いということだったのですが、委員会にて支払い根拠について御指摘させてもらいました。当初、行政側の答弁でアナフィラキシー症状であり、かゆみと痛みがあったとの理由説明でしたが、それがアナフィラキシー症状といえるのか。健康被害としてどのような基準で認定したのか、その根拠は何なのかがちよっとわからないんです、疑問というかですね。わかりやすくいうとですねアナフィラキシー症状とは、薬や食物が体に入ってから短時間で起きることのあるアレルギー反応で、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐など消化器症状、息苦しさなどの呼吸器症状が急に起こります。特にここの部分なんです、血圧低下や意識レベルの低下と呼びかけに反応しない、こういう場合をアナフィラキシー症状と呼びます。ただ、前、委員会のときに質問したことがあるんですけども、医療機関で気管挿管ができる病院が何件あるのかというのを聞きしましたけども、アナフィラキシーの場合は気管挿管とか緊急の部分は必要です、救急車を呼んだりとかですね。そういう部分がアナフィラキシーという部分なんですけれども、そういう説明でこの前お伺いしたから、うんと思ったんですが。本町はこの被害給付金に対してどのような基準で給付したのか。ワクチンを打ってですねかゆみや痛みを伴った方々は枚挙にいとまがない、これは御存じだと思います、本町にたくさんいらっしゃると思います。数日間寝込んだり、翌日仕事に行けなかったりとかですね症状が出ていない方も本町は多数いらっしゃいます。そのような方々の違いは何なのか、御説明ください。

また、新型コロナワクチンの国の予防接種健康被害、町長がちよっと答弁されたんですけども、救済制度ですね国ですね、予防接種法に基づく、本町にその申請者とかですね認定された方がいるのかというふうに、今聞こうと思ったんですけど、今、多分いらっしゃらないということだったので、その部分を抜いて、この一般会計補正予算の部分の御説明をお示しください。

○町長（東 靖弘君） 6万8,000円の問題について、アナフィラキシーとして診断された理由、また6万8,000円の根拠ということでもあります。接種を受けられて、すぐさまそういった状況になられたとっておりますし、また、医者がアナフィラキシーという判断をしたということではないのかなと思いますけど、その6万8,000円の根拠といったところは担当課長のほうで説明をさせていただきます。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） お答えいたします。

3月補正に計上しております予防接種健康被害給付金の支払いの根拠ということで、事案が1件発生いたしました。このケースは医療機関でワクチンを接種した後に二、三分で症状が出たケースです。

症状は、診断書の中にはアナフィラキシー様症状ということでありまして、具体的には発疹が出ないかゆみと診断書に記載してございます。その後、アドレナリンの筋注を行って症状がすぐ改善しました。念のため、医療機関で一泊、経過観察をした後に退院したということで、二日目には完全に治ったというケースでございます。

この給付金を受けるには、本人さんの申請が必要でございまして、予防接種健康被害救済制度医療費医療手当申請書の提出を受けまして、本町が県を經由して国に進達いたしました。結果、国の疾病障害認定審査会、厚生労働省の外部機関なんですが、そこで審査を受けて、やはり、医者診断書にありましたようにアナフィラキシー様症状を認めて、予防接種を受けたことによるものだという認定を受けた。それを受けて、今回、町が予算化いたしまして、本人に給付することになります。ちなみに、財源は全額、国が持つということになっております。

以上でございます。

○1番（平田慎一君） それでは、予防接種健康被害救済制度を使われたということで認識しますけども、それは本町でこの方お一人ということですか、ほかにもいらっしゃるということですか、今まで。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） お答えいたします。

本町でこの制度を申請された方は、この方お一人です。

以上です。

○1番（平田慎一君） 多分ですねアナフィラキシー様症状であれば、そういう情報はお医者さんとかに伝えることによって、本町の方々でも救済される方々はまだまだたくさんいると思いますので、そういう情報提供はですね速やかにされるほうがいいんじゃないかなというふうにお伝えしておきます。

次に、小児ワクチン接種の現況と課題についてなんですが、県教委が学校判断の法的根拠について、学校教育法施行規則に基づくとされており、コロナ流行当初はですね県の教育委員会判断だったんですが、現行は学校判断に変更しております。これを踏まえて、まず、コロナ禍の学校での感染状況はどうなっているのか。感染者が複数出た場合は学級閉鎖や学校閉鎖を行うとの、昨年9月議会での答弁でしたが、近隣の市ではそのような取扱いをやっていますよね、志布志市とかですね。本町の場合はどのような状況か、基準は変わっていないのか、また、現状はどのような基準での対応になっているのかを、まずお示してください。

○教育長（藤井光興君） ただいまの質問にお答えいたします。

児童・生徒の感染状況につきましては、3月15日現在、陽性者が11名、臨時休業を行った学校はありません。学級閉鎖は、3月7日から9日まで、2学級、1

2日から本日16日までが2学級閉鎖しております。

学級閉鎖の条件としましては、先ほど話があったとおり、国が示した方針に従って、当該学級で2名以上の感染者があった場合や、感染者が1名であっても、濃厚接触者や未検査の体調不良者が複数確認された場合には学級閉鎖を判断することになります。

これまでの児童・生徒の感染者で、保健所から学校教育活動による感染者・濃厚接触者の判断ははまだ出ておりません。各学校が教育活動の工夫や換気等の徹底を行っている成果と考えております。

感染対策としましては、鹿児島県が現在発表している行動基準レベル3に基づき、身体的距離1メートルを確保したり、感染リスクの高い教科の活動は行わないなどの対応をしております。

以上です。

- 1番（平田慎一君） 基準的なものは文科省が定めている、昨年夏言っていたまん延防止等重点措置区域の学校については、学級に複数の感染者なら学級閉鎖、複数学級閉鎖なら学年閉鎖、複数学年閉鎖なら休校などの指針を通知しておりますが、そのとおりに進んでいるという、その判断基準で本町もしているということで認識しておきます。

次に、子どものワクチン接種はですね先行する成人への接種状況を踏まえて慎重に実施されることが望ましく、また、接種にあたっては、メリットとデメリットを本人と養育者が十分に理解していること、特にですねやっぱり接種前、接種中、接種後におけるきめ細やかな対応を行うことが前提であり、できれば個別接種が望ましいと考えます。これはですねやむを得ず集団接種を実施する際にはですね本人と養育者に対する個別の説明をしっかりと行う配慮が望まれます。

ワクチン接種を希望しない子どもと養育者に対しては、特別扱いされないよう十分な配慮が必要と考えておりますが、教育委員会としてどのように考えているか、まずお聞きいたします。

- 教育長（藤井光興君） ワクチン接種につきましては、担当課のほうでお願いしたいと思えます。

- 保健福祉課長（谷迫利弘君） 小児へのワクチン接種に対する件ですけれども、まず、本町の小児接種体制でございますけれども、町内の内科医療機関及び町外のかかりつけ小児科で個別接種を、それと中央公民館での集団接種を計画しているところでございます。

小児への集団接種については、保護者に対するワクチンの有効性や安全性、接種後に通常起こり得る症状への対処方法等の丁寧な説明や相談対応、小児本人に対す

る年齢等に応じたわかりやすい説明を行うとともに、接種会場、母子健康手帳への記入、同行した子どもの世話など、成人に比べて小児接種のために増大する業務を想定してスタッフを増員するとともに、予約人数についても余裕のある計画を立てているところでございます。

また、小児の副反応の対応につきましては、成人同様、接種会場の医師及び救急救命士、看護師が一時対応を担い、対応可能な医療機関と連携を図りながら、安心して接種が遂行できるよう体制づくりに取り組んでいるところでございます。

以上です。

○1番（平田慎一君） 私が先ほど言ったようにですねやっぱり集団接種はちょっと考えたほうがいいのではないのかなというふうに思います。今、特に小児学会とかです。ね医学会のほうでもよくいわれておりますが、個別接種のほうがいいのではないかなと。小児学会がですね高齢者と比べて思春期の子どもたち、特に若年成人といわれる部分ですけども、接種部位の疼痛出現頻度が約90%と高い。接種後、特に2回目接種後の統計ではですね発熱、全身倦怠感、頭痛等の全身反応が起こる頻度も高いことが示されています。例としては37.5度以上の発熱がですね20代で50%、50代で30%、70代で10%、これがまた、下がれば下がるほど、どんどんまた上がっていきますから。そのようなことからですねワクチン接種を検討する際は、本人及び養育者に十分な接種前の説明と接種後の健康観察が必要である。特に集団接種と今言われておりましたけども、その部分であるのであればですね5歳から11歳のワクチン接種も始まります。メリット・デメリットの正確な情報提供とワクチン接種の本町の取組の考え方、方向性を、これは教育委員会も含めて答弁があればお願いいたします。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） 議員指摘の小児への接種については、個別接種が大変望ましいところだとは思いますが。

ただ、本町の小さい町にとっては、個別接種で小児を接種します対象児童750名近くおる中で、果たして個別接種だけでしきれないものから、どうしても集団接種でもって対応していかないといけない。これは大人も同じ状態になっています。ですので、そこの体制については、今、保護者の方も非常に不安や疑問が多いと思います。確かにいろんな考えがあって、判断材料になる情報もたくさんあるものから、なかなか難しいとは思いますがけれども、ただ、保護者の方には、そういう不安のある方については、是非、主治医なり小児科の先生と十分相談していただいて、それで納得した上で受けてほしいと考えておりますので、個別と集団とで進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○1番（平田慎一君） 教育委員会としてはワクチン接種についてはどう考えていらっしゃいますか。

○教育長（藤井光興君） そのあたりについてはいろんな見解がありますが、注射すれば、私は個別接種と考えておりましたけれども、保護者の了解を得てですので、集団接種については考えておりませんが、保健福祉課のほうではそういう考え方、大崎町の実態等から見てそうでしょうか、その方針等については従いたいと思います、そうなるかなと思っています。

○1番（平田慎一君） ワクチン接種は強制ではございません。是非ですね親御さん、お子さん、必ず情報提供をきちっと行って、その判断をですねちゃんと仰ぐような形を取るように、強制的な部分がないような方向を考えていっていただきたい。

みんな集団接種をするからとなると、やっぱりそうせざるを得ない親御さんたちもいらっしゃいますので、そこは十分加味してですね考えていって取り組んでいっていただきたいなというふうに思っておりますので、その辺は十分考えていっていただきたいなというふうに思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（神崎文男君） 以上で、通告による一般質問を終了いたしました。

これをもって一般質問は終結いたします。

-----○-----

日程第3 議案第1号 令和3年度大崎町一般会計補正予算（第8号）

○議長（神崎文男君） 日程第3、議案第1号「令和3年度大崎町一般会計補正予算（第8号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務厚生常任委員長（吉原信雄君） ただいま議題となりました議案第1号、令和3年度大崎町一般会計補正予算（第8号）」について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、3月8日の本会議において当委員会に付託されたもので、3月9日に、全委員出席のもと委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め、補足説明を受け審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ13億6,651万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129億9,414万3,000円とするものであります。

補正予算の内容については、本会議において説明がなされておりますので、委員会での主な質疑について報告いたします。

まず、歳出の款2項1目4財政管理費、節24積立金の施設整備事業基金積立金

1億5,000万円について、今後も継続的に基金に積み立てていく予定かとの問いに対し、今後、公共施設の更新・新設等が考えられることから、毎年少しずつでも積み立てていきたい。また、公共施設の整備に関しては、現在、公共施設整備計画の見直しに取り組んでおり、計画に基づいて、今後実行していきたいとの答弁がありました。

次に、款2項1目13地方創生費、節18負担金、補助及び交付金の大崎町SDGs推進協議会負担金7,680万円について、配付資料の中の負担金の内訳について、研修・プロジェクト管理及び運営経費の内容はとの問いに対し、人件費、プロジェクト構築経費のほか、自動車リース料、事務所賃借料等であるとの答弁。

さらに、サーキュラーヴィレッジ実現に向けた地域課題解決のために準備積立が予定されているが、どのような目的かとの問いに対し、大崎町の2030年を目指す姿のイメージ実現のための準備金と考えており、今後、具体的な計画や進捗状況については、その都度、説明や報告をしていくとの答弁でありました。

次に、款2項1目14諸費、節22償還金、利子及び割引料の農業次世代人材投資事業返還金362万5,000円について、返還金が発生した理由と対応状況はとの問いに対し、サツマイモ基腐病による減収等の理由により離農されており、その後の体調不良等もあることから、分納誓約書を交わして、未収金の回収に努めているとの答弁でありました。

次に、款2項2目2賦課徴収費、節12委託料の固定資産家屋新築等調査業務委託料126万3,000円の減について、新築家屋の件数はどのような状況かとの問いに対し、前年度までは年間70件から80件程度であったが、今年度は45件の実績見込みであるとの答弁でありました。

次に、款2項3目1戸籍住民基本台帳費、節18負担金、補助及び交付金の社会保障・税番号制度システム負担金29万7,000円について、マイナンバーカードの申請者数及び申請率はとの問いに対し、令和3年12月末現在で、申請者数4,261人、申請率33.4%で、前年12月末と比較して申請者数が1,573人増加しており、引き続き周知を図っていくとの答弁でありました。

次に、款3項2目1児童福祉総務費、節19扶助費の施設型給付費1億4,000万円の減について、減額の理由はとの問いに対し、当初の積算において、町内施設の定員数から町外入所者を除いた人数で積算すべきところを、全体の定員数で積算していたためであるとの答弁でありました。

次に、款4項1目3環境衛生費、節12委託料の海岸漂着物地域対策推進事業委託料3万2,000円の減について、具体的な取組状況及び実績はとの問いに対し、海岸漂着物のごみ回収についてはシルバー人材センターへ委託しており、1月末ま

での10か月間で、延べ1,048人が従事され、2.9トンのごみが回収されているとの答弁でありました。

次に、款5項1目1農業委員会費、節1報酬の農地利用最適化推進委員報酬15万3,000円の減について、定員に達していない状況について、どのように認識しているかとの問いに対し、定員に達していないことは、必要な業務遂行に困難が生じていると考えており、現状は他の委員が協力して対応している状況である。募集については、農業委員会だよりや紹介を通じて取り組んでいるとの答弁でありました。

次に、款5項1目9畜産業費、節18負担金、補助及び交付金の全国和牛能力共進会対象牛導入保留事業補助金335万円の減と、全国和牛能力共進会出品対象牛購入等補助金30万円の減について、全国和牛能力共進会に向けての予算であったが、減額する理由は何かとの問いに対し、ある程度対象牛を絞るための選抜の中で、購入する対象牛の頭数が結果的に少なかったことが理由であるとの答弁でありました。

次に、款6項1目4新型コロナウイルス感染症対策事業費、節18負担金、補助及び交付金の営業時間短縮要請協力金負担金185万4,000円の減について、申請は何件であったかとの問いに対し、県からの報告によると、32店舗の申請であったとの答弁でありました。

次に、款9項1目2事務局費、節12委託料のストレスチェック制度支援業務委託料11万円の減について、対象であった教職員が受けなかったということかとの問いに対し、1回目のチェックで高ストレス結果が出た人が医師の面談を受ける内容のものであるが、面談を受ける人がいなかった分の減額であるとの答弁でありました。

次に、歳入の款14項1目4土木使用料、節2住宅使用料の公営住宅使用料（滞納繰越分）48万1,000円について、滞納となっている戸数はとの問いに対し、過年度からの積み上げであり、延べ月数で約200月分、対象者は30名程度であるとの答弁でありました。

以上、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第1号、令和3年度大崎町一般会計補正予算(第8号)は、原案のとおり可決すべきものと出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。

議案第1号「令和3年度大崎町一般会計補正予算（第8号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第1号「令和3年度大崎町一般会計補正予算（第8号）」について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号「令和3年度大崎町一般会計補正予算（第8号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第2号 令和3年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号)

○議長（神崎文男君） 日程第4、議案第2号「令和3年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（吉原信雄君） ただいま議題となりました議案第2号、令和3年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。本議案は、3月8日の本会議において当委員会に付託されたもので、3月9日に、全委員出席のもと委員会を開催し、保健福祉課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額から、765万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ19億7,988万4,000円とするものであります。

補正予算の内容については、本会議での説明のとおり、歳入では保険給付費等交付金の補正と、歳出では過年度保険給付費等交付金返還金に伴う補正が主なものであります。

特筆すべき質疑はなく、その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第2号、令和3年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、

原案のとおり可決すべきものと出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。

議案第2号「令和3年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第2号「令和3年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号「令和3年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第3号 令和3年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)

○議長（神崎文男君） 日程第5、議案第3号「令和3年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（吉原信雄君） ただいま議題となりました、議案第3号、令和3年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。本議案は、3月8日の本会議において当委員会に付託されたもので、3月9日に、全委員出席のもと委員会を開催し、保健福祉課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,565万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億9,892万4,000円とす

るものであります。

補正予算の内容については、本会議での説明のとおり、後期高齢者医療保険料及び広域連合納付金等の実績見込みに伴う補正が主なものであります。

特筆すべき質疑もなく、その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第3号、令和3年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決すべきものと出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長(神崎文男君) これより質疑に入ります。

議案第3号「令和3年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(神崎文男君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(神崎文男君) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第3号「令和3年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(神崎文男君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号「令和3年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第4号 令和3年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(神崎文男君) 日程第6、議案第4号「令和3年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長(吉原信雄君) ただいま議題となりました議案第4号、令和3年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。本議案は、3月8日の本会議

において当委員会に付託されたもので、3月9日に、全委員出席のもと委員会を開催し、保健福祉課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,083万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ20億3,675万9,000円とするものであります。

内容については、本会議において説明がなされておりますので、委員会での主な質疑について報告いたします。

歳出の款2保険給付費について、施設介護サービス給付費、居宅介護サービス給付費及び高額介護サービス費の増額の理由はとの問いに対し、当初予算で見込んでいた件数よりも利用者数が増加ことに伴う実績見込みの増であるとの答弁でありました。

以上、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第4号、令和3年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決すべきものと出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長(神崎文男君) これより質疑に入ります。

議案第4号「令和3年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(神崎文男君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(神崎文男君) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第4号「令和3年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)」について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(神崎文男君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第4号「令和3年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第18号 2災836号飯隈橋橋梁災害復旧工事（上部工）請負契約
の締結について

○議長（神崎文男君） 日程第7、議案第18号「2災836号飯隈橋橋梁災害復旧工事（上部工）請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、令和2年7月豪雨により崩落した飯隈橋の橋梁災害復旧工事（上部工）請負契約の締結に関するものでございます。

この工事請負契約の締結につきまして、地方自治法第96条第1項第5号、並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

よろしく御審議賜り御可決くださいますようお願い申し上げます。なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。

まず、議案の説明に入ります前に、仮契約に至るまでの経緯について御説明いたします。

本案につきましては、2月22日に指名競争入札に係る指名委員会を開催いたしまして、本町の入札参加資格を有する事業者で、これまで県内の橋梁上部工の受注実績があり、技術的に優れた6者を選定いたしました。

その後、3月7日に入札を執行し、開札の結果、日研高圧平和キドウ株式会社が落札し、同日、仮契約を締結したところであります。

以上が経緯でございます。

それでは、議案書に沿って御説明いたします。

契約の目的は、2災836号飯隈橋橋梁災害復旧工事（上部工）でございます。

契約の内容は、飯隈橋橋梁災害復旧工事で上部工を施工することになっており、詳細は議案書に記載のとおりでございます。

契約の金額は、1億1,770万円でございます。

契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。

契約の相手方は、鹿児島市東開町4番地26、日研高圧平和キドウ株式会社、代表取締役、米盛司郎でございます。

なお、2枚目から、参考資料として入札執行調書及び図面を添付しておりますので御参照いただきたいと思います。

以上で、説明を終わります。よろしく御願いたします。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何かありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第18号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第18号「2災836号飯隈橋橋梁災害復旧工事（上部工）請負契約の締結について」は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第18号「2災836号飯隈橋橋梁災害復旧工事（上部工）請負契約の締結について」は、可決されました。

-----○-----

○議長（神崎文男君） 以上を持って、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後3時57分

第 3 号

3月25日 (金)

令和4年第1回大崎町議会定例会会議録（第3号）

令和4年3月25日
午前10時00分開議
於 会 議 議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（3番，4番）
- 日程第 2 議案第 5号 大崎町消防団員等の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(総務厚生常任委員長報告)
- 日程第 3 議案第17号 大崎町介護保険基金条例の制定について
(総務厚生常任委員長報告)
- 日程第 4 議案第 8号 令和4年度大崎町一般会計予算
(令和4年度大崎町一般会計予算審査特別委員長報告)
- 日程第 5 議案第 9号 令和4年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算
(総務厚生常任委員長報告)
- 日程第 6 議案第10号 令和4年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算
(総務厚生常任委員長報告)
- 日程第 7 議案第11号 令和4年度大崎町介護保険事業特別会計予算
(総務厚生常任委員長報告)
- 日程第 8 議案第12号 令和4年度大崎町水道事業会計予算
(文教経済常任委員長報告)
- 日程第 9 議案第13号 令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計予算
(文教経済常任委員長報告)
- 日程第10 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第11 同意第 2号 教育委員会委員の任命について
- 日程第12 同意第 3号 副町長の選任について
- 日程第13 同意第 4号 教育委員会教育長の任命について
- 日程第14 発議第 1号 ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議（案）の提出について
- 日程第15 議員派遣の件
- 日程第16 閉会中継続審査・調査申出書

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 平田 慎一	7番 吉原 信雄
2番 富重 幸博	8番 中山 美幸
3番 稲留 光晴	9番 上原 正一
4番 諸木 悦朗	10番 小野 光夫
5番 宮本 昭一	11番 児玉 孝徳
6番 中倉 広文	12番 神崎 文男

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長 東 靖 弘	農林振興課長 中 村 富士夫
副 町 長 千 歳 史 郎	耕 地 課 長 竹 本 忠 行
教 育 長 藤 井 光 興	建 設 課 長 時 見 和 久
会 計 管 理 者 西 高 和 義	農委事務局長 相 星 永 悟
総 務 課 長 上 橋 孝 幸	水 道 課 長 高 田 利 郎
企 画 調 整 課 長 中 野 伸 一	教 委 管 理 課 長 上 野 明 仁
住 民 環 境 課 長 岡 留 和 幸	社 会 教 育 課 長 宮 本 修 一
保 健 福 祉 課 長 谷 迫 利 弘	税 務 課 長 本 松 健 一 郎

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事 務 局 長 本 高 秀 俊
次 長 兼 調 査 係 長 福 永 浩 二
議 事 係 長 上 床 就 路
庶 務 係 主 幹 西 ゆかり

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（神崎文男君） これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（神崎文男君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、稲留光晴君、及び4番、諸木悦朗君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 議案第5号 大崎町消防団員等の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（神崎文男君） 日程第2、議案第5号「大崎町消防団員等の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（吉原信雄君） 議案第5号、大崎町消防団員等の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。本議案は、3月8日の本会議において当委員会に付託されたもので、3月9日に委員会を開催し、総務課長並びに関係職員の出席を求め、補足説明を受け、審査いたしました。

この条例は、消防庁長官通知に基づき、消防団員の処遇改善を図るものでありますが、内容については3月8日の本会議において説明がありましたので、委員会での主な質疑について報告いたします。

火災の場合の出動報酬は8,000円以内という規定の中で、軽微な火災の場合は5,100円とするとの説明であったが、条例の中に明確な基準を規定すべきではとの問いに対し、火災の種類は多く、短時間であっても危険性を伴い、その他火災でも活動時間が長くなる場合もあり、取扱いが難しくなることが考えられるため、詳細は消防団の幹部会に諮り、団員に周知を図っていきたいとの答弁。

出動報酬は1日単位の報酬額で、8時間ごとに1日として計算すると規定されているが、8時間を超える場合の取扱いはとの問いに対し、8時間未満の端数は8時間とみなすため、8時間を超えた場合の端数も1日として計算し、2日分の報酬額を支払うとの答弁。

団員が職務に従事した時間の管理は、どのように把握するのかとの問いに対し、招集があった時点が開始時間、分団での解散が終了時間となり、各分団からの報告によって時間管理を行うとの答弁でありました。

以上、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第5号、大崎町消防団員等の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。

議案第5号「大崎町消防団員等の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第5号「大崎町消防団員等の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号「大崎町消防団員等の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり可決されました。

—————○—————

日程第3 議案第17号 大崎町介護保険基金条例の制定について

○議長（神崎文男君） 日程第3、議案第17号「大崎町介護保険基金条例の制定について」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（吉原信雄君） 議案第17号、大崎町介護保険基金条例の制定について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。本議案は、3月8日の本会議において当委員会に付託されたもので、3月9日に委員会を開催し、保健福祉課長並びに関係職員の出席を求め、補足説明を受け審査いたしました。

それでは、条例の概要と委員会の中での主な質疑について報告いたします。

内容については、介護保険事業の円滑な運営と健全化に役立てるため、新しく大崎町介護保険基金を設置するものであります。

基金条例は、第1条の（設置）から第7条の（委任）までの7の条からなっており、基金の積立額及び管理、基金の運用から生じる益金の処理、基金の処分、繰替運用について規定してあります。附則として、この条例は令和4年4月1日から施行することとなっております。

質疑の中で、積立額はどのように決定するのかとの問いに対し、翌年度に確定する介護給付費国庫負担金等過年度分返還金の金額を勘案し、決定していくとの答弁でありました。

以上、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第17号、大崎町介護保険基金条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと、出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。

議案第17号「大崎町介護保険基金条例の制定について」、委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第17号「大崎町介護保険基金条例の制定について」、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第17号「大崎町介護保険基金条例の制定について」は、原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第8号 令和4年度大崎町一般会計予算

○議長（神崎文男君） 日程第4、議案第8号「令和4年度大崎町一般会計予算」を議題といたします。

本案について、令和4年度大崎町一般会計予算審査特別委員長の報告を求めます。

○予算審査特別委員長（児玉孝徳君） ただいま議題となりました議案第8号、令和4年度大崎町一般会計予算について、審査の経過と結果の報告をいたします。本議案については、3月8日の本会議において本特別委員会に付託されたもので、3月10日及び11日に、全委員出席のもと委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め、補足説明を受け審査いたしました。

それでは、委員会の中での主な審議について報告いたします。

この予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ100億6,625万1,000円と定めるものであります。

内容については、3月8日の本会議において説明がありましたので、本委員会での主な質疑について報告いたします。

企画調整課関係では、款2、項1、目13地方創生費、節12委託料の地域おこし研究員等業務委託料960万円について、これまでの実績等を踏まえ、この事業では、委託期間終了後、隊員が地元に残り、台湾との交流を継続することは可能かとの問いに対し、これまで、地域おこし協力隊の採用時の業務内容の確認、地域とのつなぎ役ができていなかったため、反省を踏まえ、地域おこし研究員のサポートを徹底し、台湾との交流を推進していきたいとの答弁。

さらに、委員から、ふるさと納税推進業務委託料についての詳細についてはどのようなものかとの問いに対し、内容については、ふるさと納税のサイト管理、システムやクレジット会社との連携等である。さらに、返礼品提供事業者への対応、プロモーション業務におけるカタログや動画の作成も委託内容に含まれるとの答弁。

税務課関係では、款2、項2、目2賦課徴収費、節12委託料の固定資産家屋全棟調査業務委託料1,950万3,000円について、全棟調査で評価漏れの家屋の調査を行うと思うが、調査内容、住民への周知方法はどのようなものかとの問いに対し、今回の全棟調査は39年ぶりの調査となり、新築家屋は登記に基づいて課税をしているが、昭和50年代、60年代、平成初期の家屋については未登記が多数ある。増築・滅失届の未提出を含む評価漏れが全棟調査の対象であり、5年間で取り組む予定である。周知については、広報おおさきや、家屋全棟調査事業の資料を全戸配布する予定であるとの答弁。

住民環境課関係では、町長公約の資源ごみ常設収集場の設置について、関係機関との連携、衛生自治会との合意形成はどうなっているかとの問いに対し、衛生自治

会は、ごみを収集する体制ではなく、環境学習を含めた施設、ごみ出しのサポート体制づくりについての協議を行っている。関係機関では、SDGs推進協議会、衛生自治会、住民環境課、企画調整課が連携して取り組んでいかなければならないと考えており、各意見を反映させ、連携を図りながら調整を行っているとの答弁。

保健福祉課関係では、款3、項1、目1社会福祉総務費、節12委託料のおおすみ地域成年後見センター運營業務委託料280万6,000円について、この委託料は大隅半島5町での共同事業ということだが、全体の総予算、運営はどのようなものかとの問いに対し、おおすみ地域成年後見センター運營業務委託料の全体の費用については1,146万9,000円で、内容としては、人件費846万円、謝金として100万円程度、その他事務費で200万円であり、関係自治体の均等割、人口割の割合に応じて負担し、本町分は全体額の24.5パーセントを占めているとの答弁。

農業委員会関係では、農業者年金の年間加入者、受給開始者の人数について説明を求めたところ、令和3年度の新規加入者は2名、受給された方は3名であり、うち2名は65歳以上、1名は60歳から受給を開始しており、全体は41名であるとの答弁。

農林振興課関係では、款5、項2、目1林業振興費、節12委託料の地域おこし研究員等業務委託料340万円について、里山の放置森林等の整備、放置竹林等の活用方法についての研究とあるが、内容はどのようなものかとの問いに対し、竹やぶが地域の里山で急激に拡大しており、大崎町に限らず全国的問題となっている。そうした中、慶応義塾大学と連携して、たけのこ出荷、純国産メンマ生産、たけのこ水煮の地元産原料活用、地産地消の推進、温室効果ガスの抑制、工芸芸術への活用について等が主な研究になる。竹林整備における人件費の農福連携についての研究も、併せて行うとの答弁。

耕地課関係では、水田の植付が始まろうとしているが、導水路災害による復旧工事の状況について説明を求めたところ、令和2年の災害で被災した仮宿の隧道工事と中滞留のパイプラインの工事は完了しているとの答弁。

建設課関係では、款7、項4、目2公園費、節14工事請負費のふれあいの里公園多目的広場公衆トイレ建設工事2,810万円について、ふれあいの里公園内は現在トイレはあるが、新しく建設予定の詳細はどのようなものかとの問いに対し、ふれあいの里内の公衆トイレは、遊戯広場の前に1棟、ゲートボール場に1棟あり、距離で150メートルほど離れている。現在、公園の北側にはトイレがなく、公園全体の分散化を含めて計画している。規模については、木造平屋建ての29.7平米を計画しているとの答弁。

教育委員会管理課関係では、款9、項1、目4学校給食センター管理費、節18負担金、補助及び交付金の学校給食費補助金2,705万7,000円について、補助金を増額するとの説明であったが、どのような内容かとの問いに対し、1人当たりの補助金について、小学生は前年度より550円増額の2,550円、中学生は900円増額の2,900円で、補助金を差し引いた自己負担額は、小学生が1,500円、中学生が2,000円となるとの答弁。

社会教育課関係では、研修センター解体工事に対する補助金で、歳入の款15、項2、目7教育費国庫補助金、節3社会教育費補助金の社会資本整備総合交付金（アスベスト除却事業）300万円について、どのような積算かとの問いに対し、解体工事予算5,000万円のうち、アスベスト除去費用を1,350万円と積算しているが、そのうち、補助対象経費が900万円であり、補助金が3分の1の300万円という積算であるとの答弁。

次に、款9、項5、目2体育施設費、節12委託料の総合体育館大規模改修工事設計委託料1,300万円について、改修工事に向けた設計委託との説明であったが、改修ではなく、新築を考えるべきではないかとの問いに対し、総合体育館の新築は、改修と比較して相当な費用が予想される。耐震は問題がないと認識しており、大規模改修によって施設の延命化が図られるものと考えているとの答弁。

総務課関係では、款2、項1、目1一般管理費、節12委託料の人事評価研修業務委託料45万円について、業務委託の内容はとの問いに対し、本格的に人事評価制度を導入するに当たり、評価する管理職の研修と評価される職員側の研修を、それぞれ実施する予定であるとの答弁。

次に、款8、項1、目3防災対策費、節12委託料の戸別受信機屋外アンテナ設置業務委託料33万6,000円について、当初の整備の時点で、不感地帯については屋外アンテナ設置等により対応が済んでいるのではないかとの問いに対し、当初整備から年数が経過し、木が大きくなったり、新しい施設が周りにできたりすることにより、電波が届きにくい場所が出てくるとの答弁でありました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第8号、令和4年度大崎町一般会計予算については、原案のとおり可決すべきものと出席委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、令和4年度大崎町一般会計予算審査特別委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。

議案第8号「令和4年度大崎町一般会計予算」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

○1番（平田慎一君） 令和2年度大崎町資源ごみ等売却益実績表というのを、本日、資料いただいたんですが、これは指摘して、委員長から資料の提出を求めた部分でございまして、この資料の部分ですね、遅い部分もございまして、すべての分別品目の状況を提出するように求めたんですが、これはすべてじゃないんですよ。どうなっているのかお聞きいたします。

○議長（神崎文男君） 委員長にだけの質疑になりますので、内容についてはできませんので。

○1番（平田慎一君） 資料提出については特別委員長に聞いて、特別委員長が皆さんから承認を得て、課長のほうに提出するよということだったんですが、その資料がこれだけということで、違うんじゃないかということで特別委員長に対して指摘しているんですが。

○予算審査特別委員長（児玉孝徳君） 今、平田議員のほうから資料が足りないということですので、改めて資料の提出を求めたいと思います。

○議長（神崎文男君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

議案第8号「令和4年度大崎町一般会計予算」について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神崎文男君） 起立多数。

よって、議案第8号「令和4年度大崎町一般会計予算」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第9号 令和4年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算

○議長（神崎文男君） 日程第5、議案第9号「令和4年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（吉原信雄君） ただいま議題となりました議案第9号、令和4年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。本議案は、3月8日の本会議において当委員会に付託されたもので、3月14日に、全委員出席のもと委員会を開催し、保健福祉課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ20億668万5,000円とするものであります。

内容については、3月8日の本会議において説明がなされておりますので、委員会での主な質疑について報告いたします。

まず、歳出の款2、項4、目1出産育児一時金、節18負担金、補助及び交付金の出産育児一時金420万円について、何人分の予算を見込んでいるかとの問いに対し、令和3年度の実績見込みに基づき、10人分を見込んでいるとの答弁でありました。

次に、款2、項6、目1傷病手当金、節18負担金、補助及び交付金の傷病手当金92万7,000円について、対象者はどのような人で、何人分の予算を見込んでいるかとの問いに対し、対象者は、国保の被保険者の中で給与等の支払いを受けている方であり、2人分を計上しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第9号、令和4年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。

議案第9号「令和4年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより議案第9号「令和4年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算」を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神崎文男君） 起立多数。

したがって、議案第9号「令和4年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第10号 令和4年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（神崎文男君） 日程第6、議案第10号「令和4年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（吉原信雄君） ただいま議題となりました議案第10号、令和4年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。本議案は、3月8日の本会議において当委員会に付託されたもので、3月14日に、全委員出席のもと委員会を開催し、保健福祉課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億9,205万7,000円とするものであります。

内容については、3月8日の本会議において説明がなされておりますので、委員会での主な質疑について報告いたします。

歳出の款1、項1、目1後期高齢者医療広域連合納付金、節18負担金、補助及び交付金の1億9,178万5,000円について、前年度と比較して879万2,000円増加しているが、今後の見込みも増加傾向かとの問いに対し、令和4年度から、被保険者に団塊の世代の方々が加入するため、増加傾向を見込んでいるとの答弁でありました。

以上で、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第10号、令和4年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。

議案第10号「令和4年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより議案第10号「令和4年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算」を採決いたします。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神崎文男君） 起立多数です。

したがって、議案第10号「令和4年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第11号 令和4年度大崎町介護保険事業特別会計予算

○議長（神崎文男君） 日程第7、議案第11号「令和4年度大崎町介護保険事業特別会計予算」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（吉原信雄君） ただいま議題となりました、議案第11号、令和4年度大崎町介護保険事業特別会計予算について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。本議案は、3月8日の本会議において当委員会に付託されたもので、3月14日に、全委員出席のもと委員会を開催し、保健福祉課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ18億7,414万4,000円とするものであります。

内容については、3月8日の本会議において説明がなされておりますので、委員会での主な質疑について報告いたします。

介護保険料の負担を抑えられるような具体的な取組はあるかとの問いに対し、地域支援事業の介護予防教室として、ころばん体操、マスターズプロジェクト、いきいきサロン、いきいき倶楽部などの取組をしているとの答弁。

さらに、団体活動への参加を望まない高齢者への対策はあるかとの問いに対し、令和4年度の新規事業で高齢者の保健事業と介護予防との一体的事業を計画してお

り、健康面において、保健師と管理栄養士の訪問等による声かけを通じて各種教室への参加につなげていくとの答弁でありました。

また、ヤングケアラーの現状について、どのように認識しているかとの問いに対し、人数は把握していないが、そういう状況にある方がいることは認識しているとの答弁でありました。

また、介護施設の新設、増設の予定はとの問いに対し、令和2年度に通所介護サービスの要望があり、第8期介護保険事業計画に盛り込まれていることから、今後、新規事業所として開始される可能性があるとのこと。その他に要望はなく、介護施設の新設、増設の予定もないとの答弁でありました。

以上で、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第11号、令和4年度大崎町介護保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。

議案第11号「令和4年度大崎町介護保険事業特別会計予算」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより議案第11号「令和4年度大崎町介護保険事業特別会計予算」を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神崎文男君） 起立多数です。

したがって、議案第11号「令和4年度大崎町介護保険事業特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第12号 令和4年度大崎町水道事業会計予算

○議長（神崎文男君） 日程第8、議案第12号「令和4年度大崎町水道事業会計予算」を議題といたします。

本案について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長（稲留光晴君） ただいま議題となりました議案第12号、令和4年度大崎町水道事業会計予算について、審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案については、去る3月8日の本会議において当委員会に付託されたもので、3月9日に、全委員出席のもと委員会を開催し、水道課長並びに関係職員の出席を求め、補足説明を受け、審査いたしました。

予算書の1ページ、業務予定量は、給水戸数6,550戸、年間総給水量148万9,000立方メートル、1日平均給水量4,079立方メートルであります。

主な建設改良事業は、町道仮宿下原線下原地区配水管布設替工事であります。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額は、収入が第1款水道事業収益2億1,830万2,000円で、支出は第1款水道事業費用1億9,627万8,000円であります。

予算書の2ページ、予算第4条の資本的収入及び支出の予定額は、第1款資本的収入が357万9,000円で、第1款資本的支出が8,634万6,000円であります。資本的収入額が支出額に対して不足する額8,276万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額642万7,000円、当年度分損益勘定留保資金6,927万5,000円、減債積立金295万7,000円、建設改良積立金410万8,000円で補填するものであります。

本予算の提案理由、内容等につきましては、本会議において担当課長より説明がございましたので省略させていただきます。

それでは、委員会での質疑の主なものにつきまして報告いたします。

工事関係で、現在、横内からジャパンファームのB3工場にかけて、配水管の布設替工事を行っているが、料金体系及び使用料、今後漏水等が発生した場合の対応はどうかとの問いに対し、現在工事を行っているのは、ジャパンファーム発注分の布設替工事であり、町の配水管については、県道の歩道内及び平良商店側にあり、つきあたりのジャパンファーム管理事務所が一番末端である。工事の際に水道管等の破損等が発生した場合には、漏水等の原因者負担により修繕を行い、道路敷地内の漏水等については、水道課でしなければならない。また、使用料金については、ジャパンファーム管理事務所の水道メーターに基づいて請求を行っているとの答弁でありました。

さらに、委員から、水道事業収益の営業収益について、本年度は375万6,000円の減となっているが、給水戸数が昨年からどのように減少しているかとの問

いに対し、給水戸数については、昨年度と比較して100戸程度減少しており、水道料金についても、昨年度よりも500万円程度減収となる。昨年、3月から転出も多く、休止の増加に伴い給水戸数の減少につながっているとの答弁でありました。

その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第12号、令和4年度大崎町水道事業会計予算は、原案のとおり可決すべきものと全委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、文教経済常任委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。

議案第12号「令和4年度大崎町水道事業会計予算」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより議案第12号「令和4年度大崎町水道事業会計予算」を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神崎文男君） 起立多数です。

したがって、議案第12号「令和4年度大崎町水道事業会計予算」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第13号 令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計予算

○議長（神崎文男君） 日程第9、議案第13号「令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計予算」を議題といたします。

本案について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長（稲留光晴君） ただいま議題となりました、議案第13号、令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計予算について、審査の経過と結果の報告を

いたします。

本議案については、去る3月8日の本会議において当委員会に付託されたもので、3月9日に、全委員出席のもと委員会を開催し、水道課長並びに関係職員の出席を求め、補足説明を受け、審査いたしました。

この予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億9,784万4,000円とするものであります。

本予算の提案理由、内容等につきましては、本会議において担当課長より説明がございましたので省略させていただきます。

それでは、委員会での質疑の主なものにつきまして報告いたします。

下水道計画の中で、受益面積を今後広げる計画はあるのかとの問いに対し、下水道の受益区域については、平成26年度に審議会を開催し、その中で当初計画の受益面積を減少した経緯があり、今後も増減の計画はなく、現在の受益面積の中で運営を行う予定であるとの答弁でありました。

さらに、委員から、歳入において地方債を計上しているが、一般会計では利息の利率が3%以内だが、公共下水道事業債は5%以内となっているのはなぜかとの問いに対し、下水道事業債の利息の利率は5%以内から3%以内になっているのが実状だと思われるため、もう一度確認と調査を行い、今後、実状に応じた利率の計上を行いたいとの答弁でありました。

その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第13号、令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと全委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、文教経済常任委員会における、審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。

議案第13号「令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計予算」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより議案第13号「令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計予算」を採決

します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神崎文男君） 起立多数です。

したがって、議案第13号「令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（神崎文男君） 日程第10、同意第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 本案は、現在、固定資産評価審査委員会委員であります濱屋政文氏の任期が、本年3月31日で満了となるため、引き続き同氏を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方自治法第423条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

氏の住所は、大崎町永吉4400番地、牧集落で、昭和31年7月25日生まれの65歳でございます。昭和55年10月1日に大崎町の職員に採用された後、教育委員会管理課参事、農業委員会事務局長、住民環境課長を歴任し、平成29年3月に定年退職された後、再任用職員として税務課で勤務しておりましたが、現在は大隅地域振興局曾於畑地かんがい農業推進センターにおいて勤務されております。長年培われた公務員としての知識や経験から人望も篤く、人格識見ともに高く、固定資産評価審査委員会委員として適任と思われまますので、よろしく御審議賜り、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。同意第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。
これより討論に入ります。同意第1号について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより、同意第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」をします。
お諮りします。

同意第1号は、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、同意第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」は同意することに決定いたしました。

-----○-----

日程第11 同意第2号 教育委員会委員の任命について

○議長（神崎文男君） 日程第11、同意第2号「教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 本案は、現在、教育委員会委員であります二見いすず氏が、本年年3月31日で任期満了となるため、その後任を任命する必要がありますが、引き続き同氏を教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

氏の住所は、大崎町仮宿664番地1、木入道集落で、昭和31年9月17日生まれの65歳でございます。

氏は、昭和52年3月に学習院女子短期大学を卒業され、その後、同年4月に株式会社南日本放送に入社し、アナウンサーとして活躍されておりましたが、昭和60年7月に退社されております。現在は、フリーアナウンサーとしてラジオを中心に活躍されるかたわら、町内外での講演活動や話し方教室の講師、司会など、幅広く活動されております。平成26年4月から本町教育委員会委員に任命されて以来、2期8年、町民からの信頼も篤く、精力的に活動されており、大崎町教育委員会委員として適任と思われまので、よろしく御審議賜り御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第2号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の御希望はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより、同意第2号について採決します。

採決は、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○議長（神崎文男君） ただいまの出席議員数は11人であります。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番、諸木悦朗君、5番、宮本昭一君、6番、中倉広文君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のために申し上げます。本案に賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載願います。

[投票用紙配付]

○議長（神崎文男君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） なしと認めます。

投票箱を改めます。

[投票箱点検]

○議長（神崎文男君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

職員の点呼に応じて順次投票をお願いします。

点呼いたします。

○事務局長（本高秀俊君） それでは、議席番号、氏名の順で読み上げます。

1番、平田慎一議員、2番、富重幸博議員、3番、稲留光晴議員、4番、諸木悦

朗議員、5番、宮本昭一議員、6番、中倉広文議員、7番、吉原信雄議員、8番、中山美幸議員、9番、上原正一議員、10番、小野光夫議員、11番、児玉孝徳議員。

[投票]

○議長（神崎文男君） 投票漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。4番、諸木悦朗君、5番、宮本昭一君、6番、中倉広文君、立会いをお願いします。

[開票]

○議長（神崎文男君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票。有効投票11票。無効投票0票。

有効投票中、賛成、11票、反対、0票。

以上のとおり、賛成が多数であります。

よって、同意第2号は同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖]

-----○-----

日程第12 同意第3号 副町長の選任について

○議長（神崎文男君） 日程第12、同意第3号「副町長の選任について」を議題いたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 本案は、現在、副町長であります千歳史郎氏の任期が、本年3月31日で満了となるため、その後任を選任する必要がありますが、引き続き同氏を副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

氏の住所は、大崎町横瀬1604番地9、山村集落で、昭和30年12月12日生まれの66歳でございます。氏は、昭和54年10月1日に大崎町職員として採用され、福祉課長、保健福祉課長、住民課長、総務課長を歴任され、平成28年3月に定年退職されたあとは、大崎町社会福祉協議会において事務局長として勤務しておりました。平成30年4月からの4年間、副町長として私を補佐していただくなど、町政の推進に御尽力をいただいております。知性闊達で、長年培われた公務員としての知識や経験から、職員はもとより町民からの信頼も篤く、人望識見とも

に高く、副町長として最適任と思慮されますので、よろしく御審議賜り、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第3号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより、同意第3号について採決いたします。

採決は、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○議長（神崎文男君） ただいまの出席議員数は11人であります。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に7番、吉原信雄君、8番、中山美幸君、9番、上原正一君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のために申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

[投票用紙配付]

○議長（神崎文男君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[投票箱点検]

○議長（神崎文男君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

職員の点呼に応じて順次投票をお願いします。

点呼いたします。

○事務局長（本高秀俊君） 議席番号、氏名の順で読み上げます。

1番、平田慎一議員、2番、富重幸博議員、3番、稲留光晴議員、4番、諸木悦朗議員、5番、宮本昭一議員、6番、中倉広文議員、7番、吉原信雄議員、8番、中山美幸議員、9番、上原正一議員、10番、小野光夫議員、11番、児玉孝徳議員。

[投票]

○議長（神崎文男君） 投票漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。7番、吉原信雄君、8番、中山美幸君、9番、上原正一君、立会いをお願いします。

[開票]

○議長（神崎文男君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票。有効投票11票。無効投票0票。

有効投票中、賛成、11票、反対、0票。

以上のとおり、賛成が多数であります。

よって、同意第3号は同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖]

-----○-----

日程第13 同意第4号 教育委員会教育長の任命について

○議長（神崎文男君） 日程第13、同意第4号「教育委員会教育長の任命について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 本案は、現在、教育委員会教育長である藤井光興氏から、令和4年3月31日付をもって辞任する旨の申出があったことから、後任を任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

任命しようとする者の氏名は、穂園正幸。住所は、鹿児島市照国町8の11の504で、昭和36年5月15日生まれの60歳でございます。

なお、任期は、前任者の在任期間である令和4年4月1日から令和5年12月3

1日までの1年9か月でございます。

氏は、仏教大学文学部教育学科を卒業後、旧内之浦町立串良小学校での教諭生活を皮切りに、県内の小学校教諭を歴任された後、平成28年4月から鹿屋市立笠野原小学校長を、また、令和2年4月から現在まで、鹿児島市立原良小学校校長として要職を務められ、延べ37年間の教職歴を有しております。さらに、在職中に、鹿児島県教育委員会社会教育課、鹿児島県立青少年研修センター研修課長及び鹿屋市教育委員会生涯学習課長を歴任され、教育町政にも精通しておられます。氏は、人格が高潔で、教育及び文化に関し識見を有し、教育委員会教育長として適任と思われまますので、よろしく御審議賜り、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第4号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより、同意第4号について採決します。

採決は、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（神崎文男君） ただいまの出席議員数は11人であります。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に11番、児玉孝徳君、1番、平田慎一君、2番、富重幸博君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のために申し上げます。本案に賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載願います。

[投票用紙配付]

○議長（神崎文男君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） なしと認めます。

投票箱を改めます。

[投票箱点検]

○議長（神崎文男君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

職員の点呼に応じて順次投票をお願いします。

点呼いたします。

○事務局長（本高秀俊君） それでは、議席番号、氏名の順で読み上げます。

1番、平田慎一議員、2番、富重幸博議員、3番、稲留光晴議員、4番、諸木悦朗議員、5番、宮本昭一議員、6番、中倉広文議員、7番、吉原信雄議員、8番、中山美幸議員、9番、上原正一議員、10番、小野光夫議員、11番、児玉孝徳議員。

[投票]

○議長（神崎文男君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。11番、児玉孝徳君、1番、平田慎一君、2番、富重幸博君、立会いをお願いします。

[開票]

○議長（神崎文男君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票。有効投票11票。無効投票0票。

有効投票中、賛成、11票、反対、0票。

以上のおおり、賛成が多数であります。よって、同意第4号は同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

-----○-----

日程第14 発議第1号 ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議（案）の提出
について

○議長（神崎文男君） 日程第14、発議第1号「ロシアによるウクライナ侵攻に抗議

する決議（案）の提出について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○2番（富重幸博君） 発議第1号、ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議（案）の提出について、会議規則第14条第2項の規定により、大崎町議会議長宛、令和4年3月25日に提出します。提出者は、私、富重幸博で、賛成議員が諸木悦朗議員であります。

決議文に入る前に、発議の提案に至る若干の経緯に触れたいと思います。

今回のロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、当初のウクライナ周辺での軍事演習から、いきなり同国への侵入を開始し、初期の軍事施設関連への破壊行為は、いまや民間施設、住宅、病院、学校などに及び、今日、細菌化学兵器の使用まで懸念され、ジェノサイド、大量無差別殺人の危険が増しております。

今日、戦争につきもののプロパガンダ、フェイクニュース報道など、特に加害国ロシアでは、報道規制により歪曲された形で国民に伝えられていますが、AIなど情報通信技術の発達した現代においては、インターネットやSNS上で真実が白日の下にさらされている中で、世界各国の人々や私たちも、事実関係を具体的な映像や音声によってリアルタイムで把握することができる状況にあります。ロシアの暴挙は、将来を担う子どもや青少年をはじめ、あらゆる世代の人々にとって、関係国を含めた地球全体の平和と安心・安全な日常生活を破壊する行為であり、この犯罪行為については、将来、歴史的な判断と厳しい評価がなされることとなりますが、歴史の法廷としての今の時代を生きる者として、この事態は議会人として到底看過できないものであり、強い憤りを持って発議として提案するものであります。

それでは、ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議案を読み上げます。

ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議（案）

令和4年4月24日、ロシアは度重なる国際社会の警告を無視し、ウクライナへの軍事侵攻を開始した。各国からの非難の声が集中し、ロシアの国際的な孤立が鮮明になっているものの、強大な軍事力を背景に露骨な威嚇を繰り返し、民間施設も攻撃の対象にするなど、これまでウクライナでは子どもや女性を含む民間人をはじめ、多くの犠牲者を出している。このようなロシアによる隣国の領土を武力で侵略する行為は、長年をかけて築かれた世界秩序を乱すもので、これは明らかに武力の行使を禁じる国際法及び国際平和と安全の維持を目的とする国連憲章に違反し、世界の平和と安全を脅かす侵略であり、断じて容認できない。ロシアの一方的な侵略に対して、我が国をはじめとする国際社会は、あらゆる外交努力を行い、一日も早いウクライナの平和と安全を構築しなければならない。

よって、本町議会はロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議するとともに、ロシ

ア軍の武力行使の即時停止とウクライナからの無条件での完全撤退を強く求める。

政府においては、在留邦人の確実な保護に全力を尽くすとともに、国民生活の影響を最小限に抑えるよう万全の措置を講ずることを要請する。併せて、国際社会と連携して、ロシアに対し国際法に基づく誠意を持った対応を強く求め、断固たる制裁措置を実施するよう要請する。

よろしく審議の上、御可決くださるようお願いいたします。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の御希望はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

発議第1号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第1号「ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議（案）の提出について」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議員派遣の件

○議長（神崎文男君） 日程第15、「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りします。

別紙のとおり、本町議会議員を派遣したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり、本町議会議員を派遣することに決定いたしました。

-----○-----

日程第16 閉会中継続審査・調査申出書

○議長（神崎文男君） 日程第16「閉会中継続審査・調査申出書」についてを議題といたします。

委員会の決定に基づき、お手元に配付してある写しのとおり、4委員長から申出があります。

お諮りいたします。

4委員長の申出のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、4委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査は決定いたしました。

-----○-----

○議長（神崎文男君） 以上をもって、本日の日程の全部を終了いたしました。会議を閉じます。令和4年度第1回大崎町議会定例会を閉会いたします。

-----○-----

閉会 午前11時38分